

2009 10



Architecture and Society

建築と社会

特集/地域の歴史資産を活かしたまちづくり

日本建築協会

建築・土木工事・建造物解体工事
ダイオキシン・石綿除去工事



株式
会社

山高工務店

本社 〒531-0064 大阪市北区国分寺1丁目6番9号
TEL:(06)6351-1831(代) FAX:(06)6351-3327

各種窯炉・焼却炉設計施工
ダイオキシン・石綿処理対策



大阪耐火原料株式会社

本社 〒555-0001 大阪市西淀川区佃6丁目6番6号
TEL (06) 6472-1821(代)
FAX (06) 6473-5577
E-mail: info@otg.jp
URL: <http://www.otg.jp/>

会告

「下鴨泉川亭」の
見学会

日本建築協会京都支部の企画で、下鴨神社に隣接する「旧泉川亭」を復元修復・増改築してつくられた宿泊施設「下鴨泉川亭」の見学をすることになりました。この「下鴨泉川亭」は川端康成が思索に耽った母屋を中心とした数寄屋造りの建築群で、現在は非公開となっています。

京都支部会員に限らず、多くの会員の

方々のご参加をお待ちしています。

日時 2009年10月19日(月)
13:30~15:30
見学先 下鴨泉川亭
京都市左京区下鴨泉川町25-4
集合 下鴨泉川亭玄関前
京阪出町柳駅・叡山電鉄元田
中駅 徒歩約15分

説明者 山本良介アトリエ
定員 20名(先着順)
参加費 日本建築協会会員 1,000円
申込み 電話またはFAXで、
日本建築協会京都支部事務局
へお申し込みください。
FAX: 075-255-6077
TEL: 075-211-2857

第26回茶室見学会

何有荘

(かいうそう)

(通常非公開)

日時 2009年10月31日(土)
14:00~16:30
講師 中村昌生氏
京都工芸繊維大学名誉教授
見学先 何有荘
集合 何有荘玄関前
京都市左京区南禅寺福地町
46/京都市営地下鉄東西線
「蹴上駅」下車1番出口より
徒歩約5分、市バス「南禅寺
永観堂道」下車徒歩約10分
定員 30名(先着順)
参加費 会員4,000円、一般5,000円
学生は各半額
申込 FAXまたはE-mailで、
①催し名「茶室見学会」
②氏名
③会員・一般の別

④職場名または学校名
⑤参加証送付先(郵便番号)
⑥連絡先電話番号
をお知らせ願います。
申込先 (社)日本建築協会編集事業課
TEL: 06-6946-6981
FAX: 06-6946-6984
E-mail: jigyouka@aaj.or.jp
担当主査 森田芳次/安井建築設計事務所
(事業委員会情報見学小委員会)

今回も、中村昌生先生のご紹介で「何有荘」を見学させていただきます。
何有荘は、南禅寺塔頭の跡地で、明治38年、稲畑産業の創始者である稲畑勝太郎氏が7代目小川治兵衛に命じて作らせた池泉回遊式庭園です。庭園に流れる滝や池の水は、琵琶湖疎水から直

接取り入れられ、疏水の観点からも重要な存在となっています。
その当時は、「和楽庵」と呼ばれていましたが、稲畑氏の没後、宝酒造の大宮氏が譲り受け、「何か有る様で何も無い。何も無い様で何か有る」という意味の禅の言葉から「何有荘」と命名されました。
庭内の茶室「龍吟庵」は、明治28年に京都で開催された内国勸業博覧会に造立出品されたものを移築したもので、3畳台目と2畳台目向板の2つの茶室があり、明治天皇もご愛用された由緒正しい茶室です。
京都市街を一望でき、傾斜地を利用したダイナミックな落差を持つ約6千坪の素晴らしい庭園を、この機会にぜひご覧いただきたいと思っております。

音羽電機工業(株)
雷テクノロジー
センター見学会

この見学会は、建築CPD情報提供制度認定プログラムです。
(社)大阪府建築士会(3単位)、
(社)日本建築家協会(3単位)

雷による被害金額は年間2000~3000億円と言われます。事務所・工場・住宅のIT化、機器の高度機能化と異常気象により、その被害領域は広がり、身近には落雷でパソコンが破壊されるなど思いがけない被害例も出てきています。冬には、日本海側では雷の季節を迎えます。この時期に合わせて、避雷設備のトップメーカー音羽電機工業(株)雷テクノロジーセンターを訪問することを企画しました。

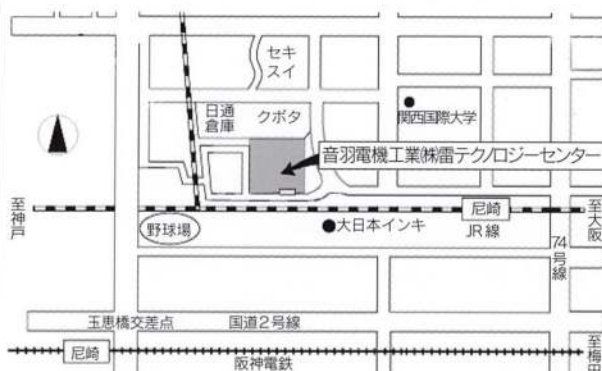


第1回グランプリ作品「雷光石火」
1999年7月21日撮影
音羽電機工業(株)「雷」写真コンテスト提供

当日は、雷発生のメカニズムの説明から、雷鳴や稲妻のデモンストレーションが予定されています。

日時 2009年12月8日(火)
14:00~17:00
見学先 音羽電機工業(株)
雷テクノロジーセンター
尼崎市潮江5-6-20
集合 音羽電機工業(株)雷テクノロジー
センター正面玄関
(13:30より受付開始)
JR尼崎駅下車・線路沿いに
西へ徒歩10分
参加費 会員1000円、一般1500円、
学生は500円

定員 40人(申し込み先着順)
申込み FAXまたはE-mailで、
①催し名「音羽電機」
②氏名
③会員・一般の種別
④職場名または学校名
⑤参加証送付先
⑥連絡先電話番号
⑦CPDを申請される方は、
申請先の団体名を明記の上、
下記へお申し込みください。
申込先 (社)日本建築協会編集事業課
TEL 06-6946-6981
FAX 06-6946-6984
E-mail: jigyouka@aaj.or.jp
*同業者の参加はお断りいたします。



学生のための見学会

『大村工業(株)
家具工場』

学生のための見学会とは、建築及びデザインを学ぶ学生のために、進行中の建築現場や工場を紹介し、見学の機会を提供するものです。大学等の授業だけでは、建築現場や工場で製品が作られる過程やものづくりのポイントを伝えることは困難な面があります。そこで、日本建築協会では、教育現場からの要望を取り入れ、その要望を橋渡しする役目を担うべきと考え、この企画を昨年より開催しています。

企画第3弾は、大村工業(株)の『家具工場』です。大正2年創業のこの会社は企画から設計、施工またビル公共建築物、住宅、店舗まで幅広く取り組み、京都に培われた繊細な美意識と匠の精

神を受け継ぎ、時代の先端をゆくノウハウとセンスを磨き続けています。教室内の講義では決して学ぶことが出来ない制作の現実を、是非見学してみてください。

日時 2009年12月5日(土)
14:30~16:30(約2時間)
見学先 大村工業(株)
京都市上京区西御前通下立売上ル
集合 現地
定員 35名
参加費 500円(保険代、資料代)
申込 申込用紙に記入の上、FAXまたはE-mailで。

FAX 06-6946-6984
E-mail: h-katayama@aaj.or.jp
(社)日本建築協会編集事業課
〒540-6591
大阪市中央区大手前1-7-31
TEL.06-6946-6981



申込はFAXかE-mailで
FAX 06-6946-6984
E-mail: h-katayama@aaj.or.jp

[申込書]

名称	大村工業(株)家具工場見学会	
学校名・学部・学科		
引率者職名・氏名	(おられない場合は記入不要)	
学生氏名・学年		
学生氏名・学年		
学生氏名・学年		
参加通知書送付先住所・TEL・FAX	〒 TEL	FAX

平成21年度
建築工事实務講習会

この講習会は、建築CPD情報提供制度認定プログラムです。
(社)大阪府建築士会(7単位)
(社)日本建築家協会(6単位)

■OMMビル

交通: 京阪電車「天満橋」駅東口、地下鉄谷町線「天満橋」駅北改札口からOMMビル地下2階に連絡



日時: 2009年12月3日(木)
9:00~17:00
会場: 大阪マーチャндаイズ・マートビル(OMMビル)2階3号室
大阪市中央区大手前1-7-31
定員: 100名(先着順)
受講料: 15,000円(含テキスト代)
*テキストは、当日配布

■申込方法

FAXまたはE-mailにて、
①催し名「講習会」
②受講者氏名(年齢)
③事業所名
④受講票送付先住所
⑤担当責任者
⑥電話番号
⑦受講料支払方法(銀行振込、郵便振替、等)
⑧CPDを申請される方は、申請先の団体名をお知らせください。
受講料は、前納制となっておりますので、併せて銀行振込・郵便振替等で納入して下さい。受講料入金確認後、受講票をお送りいたします。
なお、当会HPからもお申込みいただけますので、http://www.aaj.or.jpをご覧ください。

■申込先

(社)日本建築協会編集事業課
〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31
OMMビル7F
TEL: 06-6946-6981 FAX: 06-6946-6984
E-mail: jigyouka@aaj.or.jp
URL: http://www.aaj.or.jp

■趣旨と内容

- 本講習会は、建設業はもとより、官公庁・設計事務所・設備会社など幅広い分野の技術者を対象としたものです。
- 現場実務の基礎である「施工計画」と「仮設見積」に重点をおき、講義します。
- 都市環境の変化に伴う法令・基準の改正なども加え、技術の進歩に即応した知識の習得をはかります。

<取扱銀行>

- 三井住友銀行 大阪中央支店(普通No.860034)
- 三菱東京UFJ銀行 瓦町支店(普通No.210054)
- りそな銀行 北浜支店(普通No.272234)
- 郵便振替口座 00910-9-39975

■科目・講師

施工計画

白塚 芳郎氏

(株)鴻池組大阪本店建築部部長

池内 昌志氏

(株)浅沼組大阪本店建築部技術グループ課長

*

施工計画は、品質を確保し、安全で能率よく経済的に本体工事を進める鍵をにぎっています。この講習会では、仮設から地下、躯体、仕上、設備にわたり、適切な施工計画の要点をわかりやすく解説します。

仮設見積

阪井 聡氏

(株)大林組本店建築生産技術部計画第1課課長

*

仮設工事費は、非常に把握しにくい面があって、ついつい単位面積当たり、あるいは請負金比率のみで処理されがちです。施工計画に基づいた合理的で迅速な見積方法を解説します。



2階の聖歌隊席から聖壇を見る

所在地——芦屋市南宮町11-4
敷地面積——1,268.06㎡
建築面積——474.31㎡
延床面積——732.91㎡
構造規模——S造、2F
工期——2007年2月～2008年1月
最寄駅——阪神電車 打出駅
撮影——松村 芳治



南側立断面図 1:750



東側立断面図 1:750



配置図兼1階平面図 1:750



2階平面図 1:750



教会全景

日本基督教団 芦屋浜教会

芦屋浜教会は、50有余年の歴史あるプロテスタントの教会である。老朽化に加え、阪神淡路大震災による被害や、周辺環境の変化などに対応するため、新しく建て替えることになった。その歴史的事業をコンペに計り、結果、教会の総意として私共の案が採用され、実現に至ったものである。

教会は、ランドマークとしての塔を中心に据えたL型配置の建物で、街角に向け開いた形となっている。アプローチに面して設けた芝生の広場は、屋外活動の場であると同時に、地域との関連性を意識した中間領域的な空間でもある。オープンな玄関からは信徒さんたちの様々な活動の場である諸施設が有機的に連繋され、なかでも礼拝堂とは反対の一翼にある教会ホールは開放的に扱い、多目的な利用を担っている。一方教会そのものの存在である礼拝堂は、重厚な扉一枚隔てて聖なる雰囲気場の醸している。

礼拝堂は、巷に氾濫する結婚式教会は論外として、教会建築の改革の流れをくむ自由な空間の追及とは異にし、あくまでこの教会で長年祈りを捧げてきた信徒さんたちの心を想い、イメージを継承する伝統的な空間の〈かたち〉を原型にデザインした。

高い天井とステンドグラスが映える（白）の空間は、過去の暗いイメージの教会とは違い、高窓からの自然光に満ち、季節や天候により様相を異にする雰囲気の中で、祈りに集中出来る〈静けさ〉をこの空間に求めた。

（谷口 望／谷口望設計室）



礼拝堂正面



聖壇から背面を見る



夕景、門からエントランスを見る



■監理
アーバン・エース

■設計・施工
竹中工務店

逸翁美術館

阪急東宝グループの創業者小林一三氏（逸翁は雅号）の旧邸「雅俗山荘」の美術館を、設立50周年記念に阪急学園池田文庫の隣接地に新築移転。展示室は企画の多様性を考慮し、回遊性を持たせた平面計画とした。茶室は旧邸の即庵を写すことで、訪れる人々にその精神を伝えるために「即心庵」と名付けられた。新たに多目的ホール「マグノリアホール」を設け、講演会や音楽会という残響時間が異なる用途にも配慮した音響計画を行った。外観はせつ器質タイルを用いた深みのある表情、内部は吹抜けを介してロビーやエレベーターホールに自然光が差し込み、空間に変化を持たせている。

（木戸貴博／竹中工務店）

所 在 地——大阪府池田市栄本町12-27

敷地面積——1,873㎡

建築面積——1,057㎡

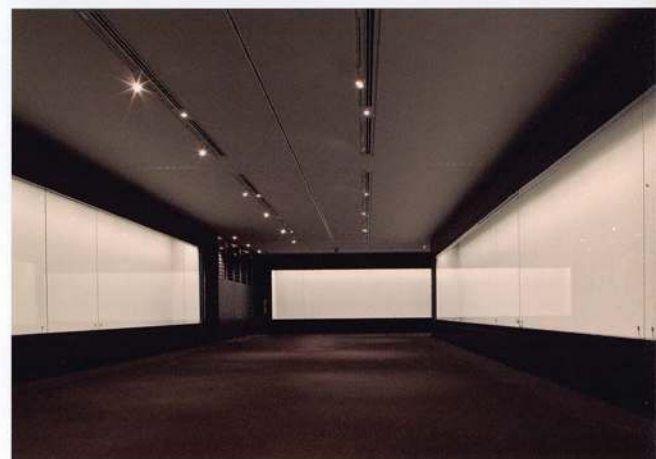
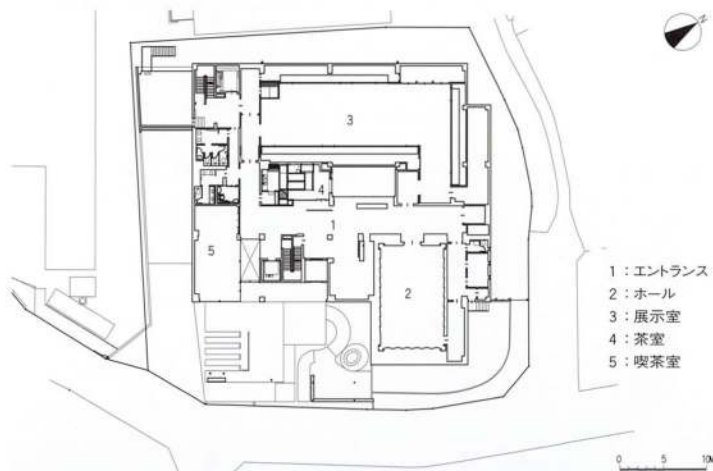
延床面積——2,377㎡

構造規模——SRC造 B1 F2

工 期——2008年2月～2009年4月

最 寄 駅——阪急宝塚線・池田駅

撮 影——古川泰造





中之島公園

中之島公園は、大川の中州に位置し明治21年に誕生した大阪市第1号の都市公園（10.6ha）である。公園がある中之島東部は、ビジネスゾーンに在りながら、中央公会堂や東洋陶磁美術館等大阪を代表する文化施設が立地する水や緑に囲まれた水上島である。これまでの経済中心の都市から歴史・文化の香り豊かな「観光都市大阪」へと進展するために、中之島公園に求められる条件とは何だろうか？

- ①中洲を楽しめる都市の風情：堂島川と土佐堀川に囲われた土地は、水上に浮ぶ公園のような印象を与える。水網都市の中之島での船上シーンの展開、水際の夕涼みや散策、自然の息吹による人間性再生など、現代に島の風情の復活をめざす。
- ②大都市大阪の厚みと風格の向上と継承：新しさに埋もれがちな歴史性をあぶり出す環境デザインを試みる。橋と公園、公会堂と水辺、ばら園の継承、新旧で構成する緑、剣先の場所性再生、公会堂から大阪城への意識の蘇生などである。
- ③中之島の生活スタイルを支える：水辺がいかに魅力的な生活の場となりうるかは、世界のいくつもの都市で証明済みである。必要な条件は、誰もが行ってみたいと思う空間性と引き付ける要素である。開放感、安心感、明るさ、方向性や、光と影、きらめく水、生々とした緑、暖かい食べ物などである。テラスでの食事、犬の散歩、バラの鑑賞、いつものウォーキングなどで、スタイルの形成がはじまる。

中之島公園の整備は、舞台づくりである。水都大阪2009の催しをはじめ、水辺でのテラス展開、バラ園レストランの新設など様々な官民の力を合わせた動きが模索・推進されている。これを一つの契機に、この数年で見違えるような大阪中之島界隈の変貌がみられることを願って止まない。

（西辻俊明／現代ランドスケープ）

所在地——大阪市北区中之島

事業主——大阪市ゆとりとみどり振興局、中之島高速鉄道

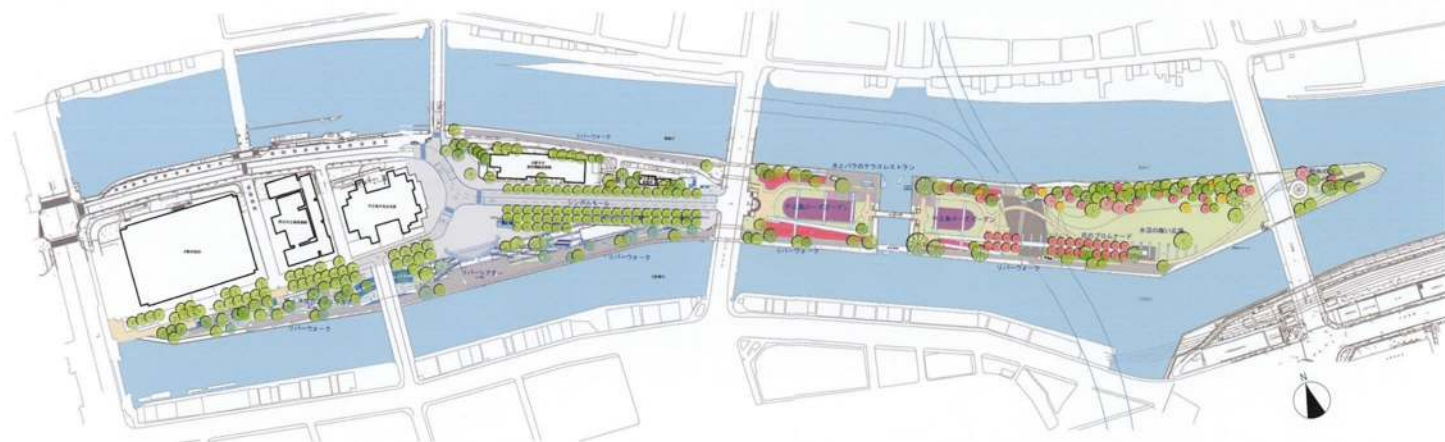
敷地面積——約10.6ha

植栽：京阪園芸（バラ植栽、設計協力）他

施設：アイディ、大藪製作所、コトブキ、アボックス社 他

舗装：日本興業、太平洋プレコン工業 他

照明：パナソニック電工 他



研究の風景

金沢工業大学
環境・建築学部 建築学科

水野一郎研究室

■建築の臨床—豊かな風土の中で

金沢を中心に石川県や北陸には古今の豊かな建築や町、村、都市が数多く存在している。石川県内で唯一建築系を有している金沢工業大学ではその豊かな建築的存在をフィールドとしてさまざまな研究・調査・計画・実践に取り組んでいる。

進行中の事例だけでも、歴史系では文化財保護から社寺・民家・町家・集落・町並み・近代建築に至るまで調べ尽くせぬ程である。計画・設計系では伝統的建築や建造物群の保存、修復、再生計画、再開発やコンバージョン、エコやユニバーサルデザイン、プロポーザルコンペへの参加や審査などさまざまな活動している。地域都市計画分野でも中心商店街活性化、駅周辺整備、住民参加のまちづくり、旧町名復活などのプロジェクトに関わっている。

建築情報の研究室では江戸期金沢のデジタルマップ作成、景観シミュレーション、伝統的大工技術のデジタル資料化などを行っているし、ファシリティ・マネジメントの研究室では合併した市町で課題となっている重複施設の更新、耐用年数が近い集合住宅や商店街のリニューアルなどに関わっている。構造系では中越や能登の地震に伴う判定・診断や調査・計画、雪国の建築構造など、設備系ではエコ建築、エコシテイ



写真2 ラオスの地域教育センター

からまちなかあかりプロジェクトに至るまで多彩に地域に携わっている。

こうした大学と地域との密度の濃い連携は地域貢献だけではなく、建築学が関わる領域の拡大に寄与しているし、複数の分野の研究室とのコラボレーションが必要な場合も多く、相互交流や切磋琢磨の機会にもなっている。また、学生の参加は学習の目標づくりや実践力向上にもつながっている。金沢在住の建築家14名が設計製図担当の非常勤講師として加わり、受講生全員に毎回10分のエスキース対面チェックが可能になっているのも、連携で得られた信頼の成果であり、さらにこれから始まる修士学生のインターンシップ引受け先も充分に確保されてきている。

■建築を創り、地域を育む

水野研究室は私が建築家として実務に携わっている関係で、建築設計と地域計画のスタジオとなっている。所属学生は4年生が10名前後、修士各学年が4名前後の計20名弱の研究室である。

ゼミは良い建築を創り、豊かな地域を育むことを目標に、課題作品制作をベースとしながら、同時進行でさまざまな実践的プロジェクトに関わっていく。課題は建築、まち、ものづくりなど多様だがユニークなのは第1課題で4年生と修士1年、2年との3世代でチームを組む共同制作である。チーム内で、提案、検討、説得、作成のプロセスを踏むことは学生にとって未体験なので、毎年いろいろなことが起こるが、総

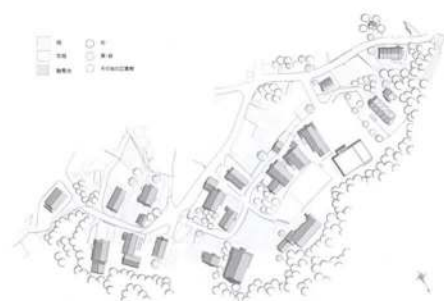


図1 尾添集落調査

じてきわめて有効な成果を得ている。もう1つユニークなのは「海外建築・都市視察研修」でヨーロッパやアジア、中近東などを対象に現物を体験する旅を20年継続している。行先、予定の企画や建築ガイドマップ作成、事前学習など全てのプログラムを4年生が主体となって決定しているので、研修成果は大きく、無事故、無被災をも継続している。今年は9月中旬にウィーンとイタリア・トスカーナの旅であり、いつものように学生諸君の輝いた眼の興奮を見ることを楽しみにしている。

こうした国内外の先進事例や歴史遺産からグローバルな思考やデザインを学ぶ一方で、地域の歴史、風土、社会、文化に根ざしたローカルな回答を導き出すことも目標にしている。ゼミで基本計画を担い実現した岐阜の幼稚園や金沢の能楽美術館、ラオスの地域教育施設では現地調査や事例調査から導き出されたローカリティーをいかにグローバルまで上昇させるかのデザインに努力を重ねた。その成果の1つとして、能楽美術館の計画により研究室が「金沢都市美文化賞」を受賞している。地域との関わりで進行中のものでは、白山麓尾添集落の実測調査と金沢市下新町の旧町名復活プロジェクトがある。学生と共に現地に入り、実測したりヒヤリングしたり資料収集したりの実務であるが、これもまた楽しく有意義な教育の場でもある。2年前、日本建築家協会石川地域会と我々との共同でプロジェクトとして、500分の1の金沢都心模型



写真1 金沢市民芸術村



写真3 能楽美術館（ゼミ活動で受賞）



写真4 下新町の町並み（無電柱化シミュレーション）



写真5 ゼミの研修ツアー



写真6 出作り研究室でのBBQ

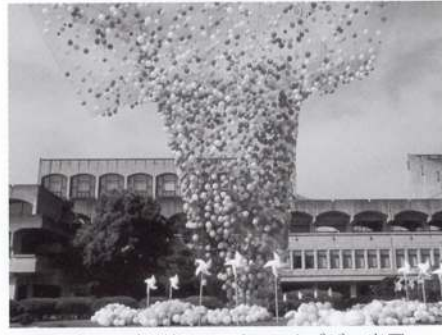


写真7 大学祭にスペースオブジェ出展

を製作した。10m平方を超える巨大な模型となり、しかも、地表面の仕上げは航空写真、建物の表情は4面デジカメ撮影写真張りというリアルなもので、21世紀美術館の市民ギャラリーに展示され、入場者記録をつくるほどの評判になった。学生個人では金沢の町家の修復・再生や能登地震復旧工事などへのボランティア参加など、アクティブな生活を送っている。こうしたシーンは金沢、石川、北陸という豊かな建築的フィールドがあるからである。

私個人は、建築では住宅や民間企業建築、あるいはプロポーザルコンペを経て公共建築などの設計を行っている。地域計画では現在、金沢駅周辺、近江町市場界限、兼六園周辺文化の森などのプロジェクトや、文化財保護、都市計画、景観などの審議に関わっている。ボランティア的には「工芸とまちづくり」「フードピア金沢」「創造都市会議」などを続けてきている。今後、推進せねばならないプロジェクトは「サステイナブルシティ・金沢」「環境マインド教育」「石川エコハウス」「JIA-KIT建築アーカイブ

ス」などが待機している。いずれも臨床医の如く、地域と関わりながら研究と教育を進めている。

■ものづくり

建築を学ぶ学生でありながら、ものづくりの手仕事ができない者がいる。木工のかんなはおろか、鋸や釘打ちでさえ未体験の者がいる。そういう体験の場として白山麓の限界集落の中にアトリエをセルフビルドで建設した。白山麓の住民には昔から無雪期のみ山に入って農業を行う出作り小屋の生活があったが、それにならい「出作り研究室」と称するアトリエである。建設は現場のOBを指導者に迎え、学生たちが自ら山に3ヶ月通って完成させてしまった。今でも集まるとその体験の話が尽きないのだが、その期の学生たちは「ビフォーアフター」の匠になった者がいるなど多彩な能力をあちこちで発揮している。その後輩たちが手づくりの家具、備品、什器を作り続けており、アトリエ内には今や多く抱えすぎている程だが大切なので廃棄できないでいる。

また、春の合宿ではほとんどの学生が初体験の陶芸作品づくりに挑戦している。実用品やオブジェがさまざまに生まれるが、手の器用さや感覚の面白さやイメージの多彩さなどに明らかな個人差が見てとれるのは興味深い。

大学祭ではゼミ生がキャンパス内に巨大スペースオブジェを設計・制作し、設営・管理・撤去をしている。高さ約10mの空中に平行に張った2本のステンレスワイヤーを使い、空中にオブジェを浮かべるか、空中と地上をオブジェで結ぶかをテーマとして毎年のゼミ生がデザインしている。材料は農業ネット、釣糸、荷造り紐から風船、穴あきアルミ板、竹、ペットボトルなどを使い、耐風、耐雨、施工性を考慮しながらキャンパスの中に緊張感ある魅力を創り出すことが目標である。企画から解体に至るこのプロセスもまた実に楽しいものである。

■大同窓会

研究室に31期生を迎え入れたのを機会に2008年9月に30周年研究室大同窓会を山中温泉で開いた。約450名の同窓生のうち230名が参加、北海道・沖縄・上海からも駆けつけてくれ、同伴の家族も加えると250名の大きな会となった。

同窓会のプログラムは3部構成だった。

1つは各自が持ち込んで展示する作品発表会で、建築だけではなく、家具・クラフト・まちづくりから子づくりまでが大きな会場にあふれかえっていた。2つ目は意見発表会で設計者、施工者、経営者、専業主婦などさまざまな立場の営みが披露され大賑わいとなった。3つ目は交流の大宴会で自己自慢やパフォーマンスで盛り上がり、写真

のように記念撮影をもって閉宴となった。

日本中のいたる所で建築を始めとする環境づくり、ものづくり、ことづくりの現場で活躍している卒業生達と再会すると、スタジオ的性格の研究室がめざした理念と実践の臨床教育の意味を再認識することにもなった。



写真8 大同窓会作品展



写真9 水野研究室30周年記念大同窓会記念写真



佐竹台ハイツ D17-205

インテリア・デザイナー

岡本 昭子

千里ニュータウンに1971年に竣工した佐竹台ハイツは周辺の公団住宅からは随分違った趣の住宅であり、当時子供であった私たちにとっても団地の親しみ易さとは違った格好良さがあつた。ここに住む祖母の家に遊びに行く私たちには、3層のスキップフロアの階段室は格好の遊び場であつた。

時が経ち年老いた祖母の住み替えにあたり移り住むことにした。改めて見ると非常に70年代らしい男前なケンチクなのだ。リズムカルにセットバックした建物に緑豊かな庭。今ではありえない低容積。前を通る人たちにも中が見てみたいと思わせる住宅であつた。

もともとの住戸プランは、団地型の典型的な小間割りで、東西に開いた開口部からたっぷり入る光や風も6帖間の障子・襖で遮られて住戸の中心にある階段室までは届かなかつた。

ところが思い切って内部の間仕切りを全て取り払ってみると、とてもいじりがいのある内部空間が姿を現した。そこで、3層のスキップフロアの躯体を活かし、既存の障子を再生した建具等でゆるやかに仕切ることにより、住戸全体を光と風が通り抜ける一室空間として生まれかわらせることにした。階段室は2.5m幅いっぱいの大階段に改修して毎日がタカラヅカ。

残念ながら、2008年、この住戸の改装後わずか1年半で、佐竹台ハイツは建て替えに代わる土地売却のため解体の憂き目に。心地よいこの空間も今は思い出の中に残るのみである。

再生されていく建築や部材が好きである。築37年で無くなったこの住宅から持ち出した多くの品々は、奇しくも同じ築37年の解体寸前の住戸を再生させた新たな住処ですべて日の目を見、なじんだ生活を続けている。



岡本昭子
大阪府生まれ
1990 大阪市立大学
生活科学部住居学科卒
高島屋建築事業本部設計部（当時）
ほかを経て
2004 インテリアデザイン事務所
人力工房 設立
帝塚山大学非常勤講師

編集企画：増田敬彦（作品作風小委員会）

撮影：絹巻 豊



特集

地域の歴史資産を活かした まちづくり

わが国の20世紀の都市政策は、戦災復興以降の都市不燃化や高度成長期の都市化への対応などに重きを置いてきた。その一方で、京都や鎌倉など多くの歴史資産を有する都市では、独自の知恵を絞り、これらの保全を図るべくまちづくりが行われてきた。

今日、一定都市化が終息し、都市政策において量から質、フローからストックへの転換が図られる中で、地域の魅力や質を高めるものとして、景観や歴史資産の保全・活用が注目されはじめている。平成16年に景観法が、昨年には歴史まちづくり法が施行されたことは、そのような都市政策の転換期を画する特徴的な出来事であり、これにより国を挙げての本格的な歴史資産を活かしたまちづくりの基盤が整ったといえよう。

本特集では、そのような地域の歴史資産を活かしたまちづくりを行っているわが国のこれまでの都市政策の変遷や新たな法制度を踏まえつつ、さまざまな立場からの先進的取り組みやその空間づくり等を紹介するとともに、防災という視点から歴史を考察することにより、今後の展望につなげたい。
(法令分科会)



総論

歴史・文化資産を活かしたまちづくりの展開／越澤 明
「歴史まちづくり法」の制定とその後の動き／曾根直幸



各論

金沢の歴史資産を活かしたまちづくり／松矢憲泰
歴史まちづくり推進都市一篠山市一／横山宜致
京町家再生研究会の17年／宗田好史
歴史資産を活かす一三井本館一／黒木正郎
伝統的な減災対策が織りなすデザイン～歴史資産を活かした防災まちづくりへ向けて～／大窪健之

本号特集企画担当委員

近都学／河野学／田上幸二／西林浩一／濱崎秀和／文山達昭／鷲尾真弓



「まちづくり交付金」で復原された倉吉淀屋(旧牧田家)。大阪の豪商淀屋は幕府により取り潰されたが、倉吉で再興され、町年寄をつとめ、大阪に再進出した。明治20年代で当主が絶え、旧牧田家住宅を国交省の「まちづくり交付金」により倉吉市が土地買い取り、修復復原(県指定の文化財となる予定)。倉吉淀屋の復原の結果、地元では淀屋の歴史展示、邦楽会の利用などが開始。(写真は、以下すべて筆者撮影)

総論1

歴史・文化資産を 活かした まちづくりの展開

北海道大学大学院教授

越澤 明



津山市の作州民芸館(旧土居銀行)とその隣接する町家の荒廃。旧土居銀行は津山市城西地区の歴史的町並みの中核である。しかし周囲の民家の屋根瓦、塗り壁などの荒廃が著しい。これは歴史まちづくり法の国庫補助によって修復が可能である。

■まちづくり行政と文化財行政

衆参両院の全会一致による賛成を経て平成20年(2008)5月、「歴史まちづくり法」という新たな法律が誕生した。政策・法案づくりにかかわった当事者として手前味噌の過大評価を述べると、明治維新以降今日まで150年間、後回しになってきた当該地域で育まれてきた歴史と文化の蓄積を、今後は大事な公共的な資産と見なして、地域政策とまちづくりの柱に据えようとする新規立法である。この新法適用が全国で広まると、明治維新以来今日まで、ひたすら続いてきた近代化・殖産興業・開発優先の歩みと西洋文明のみ絶対視という、近代日本人の価値観が転換を迫られる可能性を秘めている。

大正8年(1919)4月、文化財行政の原点である史蹟名勝天然紀念物保存法が制定された。同年同月に、まちづくり行政の原点である都市計画法と市街地建築物法(現在の建築基準法の前身)の姉妹法が制定され、道路法も制定された。開発と保全にかかわる重要4法律がほぼ同時に制定されことは、偶然ではない。大正期に、第一次大戦前後の第一次産業革命を経て、日本では都市人口の増加と市街地の拡大という最初の都市化の波を迎えたことが、これら法律制定の時代背景になっている。

戦後、昭和30年代から50年代にかけての高度成長期に、全国的に急激な都市化が進行した。特に三大都市圏に人口が集中し、地方では県庁所在地に県レベルの人口が集中して、市街地の拡大と産業団地の立地などのため宅地造成が進行した。この時期、妻籠宿など歴史・文化資産を活かした町並み保存の動き、鎌倉の御谷騒動など古都保存の原点となる動きも始まり、その後の法制化を経て、今日までそれなりの成果はあげてきた。しかし、一方では既存の政策、現行の法制度のみでは限界があることも非常に顕著になっている。

鶴岡八幡宮の裏山まで迫った宅地造成(御谷騒動)に対して、地元文化人が鎌倉風致保存会を設立して日本初のナショナルトラスト運動を立ち上げ、これが議員立法による古都保存法(昭和41年制定)に結実した。もしこの宅地造成が実施されていれば、鶴岡八幡宮の背後には住宅が見えてしまい、古都鎌倉の

最重要の景観が台無しになるところであった。

古都保存法は、文化財・史跡と一体となり歴史的風土を構成している民有地の緑地・山林・農地に対して、建築行為・宅地開発を厳しく制限する代わりに、日本の法律では初めて私有財産の利用制限に対して損失補償制度をつくり、高額補助率の国庫補助により古都が存在している地方公共団体が土地を買い取る仕組みが誕生した。

鎌倉では鶴岡八幡宮と三方の山並み、鎌倉七口と切り通し、明日香村では全村の区域、奈良では東大寺、若草山、平城宮跡、京都では三山、嵯峨野、大原、比叡山などが古都保存区域に指定され、枢要部が凍結保存される成果をあげた。奈良・京都の社寺が世界遺産に指定される際、古都保存区域はバッファゾーンになっている。しかし、古都保存法の対象は明日香、奈良、京都、鎌倉の4古都に限定され、市街地はもともと古都保存行政の施策の対象外であった。

昭和50年の文化財保護法改正で誕生した重要伝統的建造物群保存地区の制度は、妻籠宿の再生運動に始まり、高山、犬山、有松、足助、小樽など全国各地で地元有志、学識者などが取り組んだ町並み保存運動が、最終的に法律制度に結実したものである。このとき文化財行政が単体文化財から町並みにまで踏み込んだ意義は大きい。しかし重要伝統的建造物群保存地区は、都市化が進行した大都市圏での適用がかなり難しく、指定された場合でも函館西部のように隣接区域に対して高度地区などの高さ制限をかけていないことが多い。また重要伝統的建造物群保存地区は、戦災の被害を受けなかった地方小都市、幹線道路・幹線鉄道から外れたいわば過疎地域の集落など、開発ポテンシャルが少ない地域を中心に指定されがちで、文化財行政による守備範囲はどうしても対象と予算が限られていた。

旧建設省の住宅・都市行政では歴史・文化を考慮した取り組みは史跡公園、歴みち事業、まち環事業などが実施され、それなりの成果をあげてきた。しかし、これら事業はあくまで個別の予算制度であり、歴史・文化を考慮した都市政策・都市計画は法的な裏付けがなく、予算規模の点からも住宅・都市政策としては傍流にすぎなかった。工業団地の造成、

国道の建設、一級河川改修の際に、埋蔵文化財調査が実施された場合でも記録保存が主であった。三内丸山遺跡、柳之御所遺跡、鴻呂館遺跡、吉野ヶ里遺跡などの保存措置は例外的であり、しかも保存手法は公園化以外に手立ては存在せず、保存された遺跡は観光効果はあっても、地域政策、まちづくりへの展開にはつながっていないのが一般的である。

文化財行政と都市計画行政は、重要伝統的建造物群保存地区の決定、特別史跡と一体となった国営公園、全国各地の城址公園の整備などでかろうじて接点を持つのみである。歴史的町並みの中心市街地には昭和30年代・40年代、都市計画道路が決定された事例がしばしば見られる。重要伝統的建造物群保存地区の都市計画決定をしながら、その地区内に都市計画道路の既決定が放置されているケースも見られた。

歴史的市街地における都市計画道路の見直し・変更は橿原市今井町などで例外的に実現したものの、近年までは都市計画道路の変更そのものがトンデモナイという硬直的な行政対応が全国的で一般的であった。平成14年、筆者は社会資本整備審議会道路分科会の中間答申取りまとめに際して、都市計画道路の廃止を含めた見直しの文言を明文化することに努力したが、この中間答申が契機となり、全国的に都市計画道路の見直しについてのタブーが消え、一般都市で都市計画決定の見直しが実施されるようになった。

道路の拡幅や河川改修により喪失した町並みも、全国各地で見られる。旧建設省にとって歴史・文化資産を配慮した予算措置である歴史公園事業、街なみ環境整備事業でも文化財行政との連携が必ずしも十分でなく、修景事業の内容には成果をあげたが、やや問題がある事例も存在したことは事実である。

1980年代以降、地方都市では車社会に依存した郊外市街地が形成された。国道バイパスの沿道に大規模店舗が進出し、バブル経済とその崩壊の余波も加わり、地方都市の中心市街地の経済活動が疲弊し、閉鎖店舗が立ち並び、人が歩いていないシャッター商店街が出現した。このことは全国各地の歴史的街並みにおける町家の崩壊、空き地の増加に拍車をかけ、開発ポテンシャルが存在している都

市では、低層の中心市街地に突如、高層マンションが建設され、紛争が生じる事態も各地で見られた。

一方、旺盛な再開発が進行する東京では、汐留地区を例にとると、埋蔵文化財調査の際に江戸時代の仙台藩の庭園遺構がそのまま出現したにもかかわらず、開発計画の変更の議論はまったく起きなかった。その一方、汐留地区では歴史的必然性が皆無であるイタリア公園が建設されたことは、愚かしく、嘆かわしいことであった。

平成8年、文化財保護法の改正により登録有形文化財制度が誕生し、戦前期の建造物の価値が認識・再発見されるようになったことは意義が大きい。しかし、登録有形文化財に指定された建物の維持管理は所有者に委ねられており、私有財産である土地建物の買い取り制度は文化財行政では用意できなかった。

平成16年（2004）6月の景観法の制定は、日本政府が歴史と文化を国の政策として重視し始めた歴史的な転換点である。景観法は国土交通省、農林水産省、環境省の共管法律であったことも画期的であり、国土全体の景観への取り組みに道が開かれた。しかし、この段階では文化庁と国土交通省の連携は醸成されておらず、文化庁は別途、文化財保護法を改正し、文化的景観の制度を創出した。

それから4年後、平成20年1月に閣議決定された歴史まちづくり法案は、当初から国土交通省と文化庁が密接に連携して共管の新法を目指して立案作業を行った。その過程で、歴史まちづくり法の根幹を成す概念、法思想について両省庁が検討した結果、「歴史的風致」という既存の用語に対して、新たな歴史まちづくりの概念を定義づけて、新たな意味づけを吹き込んだ。立法過程で農林水産省も用水の権限を持参して歴史まちづくり法案に加わり、三省庁の共管法律が実現した。このことは中央省庁の縦割り強い日本政府の実態を踏まえると、きわめて画期的なことであった。大正8年以来、別々の道を歩んできた文化財行政とまちづくり行政は、約90年後になって初めて、「歴史まちづくり法」という新法を共同制定し、全面的な政策協調が実現する運びとなった。

歴史まちづくり法という共管の新法が制定

されたことにより、地方公共団体は町並み保存、歴史・文化のまちづくりの取り組みをしやすくなる環境が誕生した。これまで互いに異質な存在であった教育委員会の社会教育部局と市役所の都市建設部局の連携が図られるようになり、組織改正や人事交流が行われ始めた。これは、新法制定の大きな効果である。例えば近年、金沢市、萩市は都市政策と文化財行政を融合するように行政組織の改正をすでに実施済みである。高山市では庁舎の同じ階に位置する都市整備課と文化財課は日常的に頻繁に、歴史まちづくり法関係の仕事の調整をして、ひとりの副市長がそれを統括している。犬山市では歴史まちづくり法の適用を受けて、建築課を分割し、町並み保存関係は教育委員会に移管して、歴史まちづくり課を新設し、さらに、条例改正により教育委員を1名増加し、元愛知県教育委員会文化財保護室長であった文化財行政のベテラン幹部が犬山市教育委員に任命された。現在、歴史まちづくり法の適用を準備中の太宰府市では都市整備課に「景観・歴史のまち推進係」を新設しており、文化財行政のベテラン職員が併任で仕事に取り組んでいる。

■新規政策が誕生した背景

国において歴史まちづくり法制定の政策づくりを行った審議会は、国土交通省に設置された社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会という大変、長い名称の審議会である。歴史的風土部会では平成17年～20年の4カ年、2度にわたり小委員会を設置して、全国各地の歴史都市の存在意義を指摘し、歴史都市の保存・継承のために新規立法による法制面・税制面の支援策創出の必要性を答申した。この歴史的風土部会長と小委員長を務めたのが筆者である。

平成10年の中央省庁再編の際に、各省庁では既設の審議会が合併、統廃合されて大審議会となっており、旧審議会に相当する組織は大審議会の下部組織である分科会や部会に改組されることが一般的であった。社会資本整備審議会の歴史的風土部会の前身は、旧総理府に置かれた古都保存行政を担当する歴史的風土審議会という歴史と格式のある審議会であり、これまで古都指定の基準の検討、内閣

総理大臣で告示される古都指定のための答申、内閣総理大臣名で告示される各古都の保存計画のための答申、明日香村における古都保存と村民生活安定の調和のための特別立法、明日香村整備計画の答申などを行ってきた。

平成17年～20年の4カ年、歴史的風土部会で小委員会を設置した動機は、古都保存行が40周年という節目を迎えた時期に40周年の成果を踏まえて、21世紀の時代は古都保存の理念を全国展開し、全国各地に存在する歴史都市に対して、国が取り組むべき課題と政策を明らかにするというものであった。

歴史的風土部会の小委員会の委員には、新たな課題の審議に対処できるように、新たな委員に就任をお願いした。旦那衆の代表として倉敷の大原謙一郎さん、小布施で酒造業に取り組み、まちづくりを実践してきたセラ・マリ・カミングスさん、江戸近世史に明るい江戸東京博物館館長の竹内誠さん、都市史の専門家として名高い法政大学の陣内秀信教授、文化庁在職時は伝建行政を担当してイコモスなど国際的に活躍している立命館大学の益田兼房教授など、これまで国交省を始めとして国の審議会にはあまり縁がなかった方々に特別にご参画いただき、委員によるプレゼンテーションまでしていただいた。委員就任をお願いする名簿案を見て、審議会事務局の責任者である国土交通省都市・地域整備局長は、素晴らしい人選であるが、このような多忙な方々が審議会の委員を受けてくれるのかとの感想を漏らしたが、事務局を担当する国土交通省の中堅幹部が審議会の趣旨を説明して打診をすると、どの方々も即答で委員就任を快諾していただいた。このことは古都保存の理念を全国展開したいという審議会スタートの意図がすぐ伝わったためと思われる。

小委員会には萩市長の野村興兒さん、東京農大の進士五十八教授、マリー・クリスティーンさんたちも加わった。歴史まちづくりの先進都市の現場から学ぶ重要性から、金沢と犬山に向き審議会を現地開催し、金沢市の山出保市長、犬山市の田中志典市長には審議会の開催について大変なご協力をいただいた。このような国の審議会としては異色の運営を行い、委員の熱意が結実して、平成20年1月25日、第12回歴史的風土部会で歴史ま

ちづくりの取り組みの重要性を述べた部会報告（答申原案）を議決した。この審議会と同時並行で、法案作成の法制局審議が続けられ、歴史的風土部会の議決から4日後、平成20年1月29日、歴史まちづくり法案が閣議決定された。歴史的風土部会と小委員会の配付資料、議事録、委員プレゼンテーション資料は国土交通省のホームページで公開されている。

歴史的風土部会の審議過程で明確にされた論点、課題とは何であろうか。筆者の主観的な思い入れにより述べると、次の諸点となる。この総括は、歴史的風土部会の答申書には書かれていない個人の責任による記述であることを、本誌読者にはご留意をお願いしたい。

論点・課題の第一は、古都保存法の対象は飛鳥時代から室町時代までの朝廷・幕府の所在地、4古都に限定されてきた。しかし今後は、安土桃山から江戸時代に形成された城下町、宿場町、港町、寺内町、在郷町の歴史を活かしたまちづくりを国が支援すべきである。地方分権下での国の役割とは、すぐれた地元都市の取り組みを評価・認定する、財政・税制の特別措置を実施するということになる。

第二は、古都保存法は文化財と一体となった緑地・樹林地、田園景観を宅地開発から守ることに主眼があり、国の支援による土地買い取り制度を創出した意義は大きい。しかし古都保存法の対象都市を含め、今後の政策対象は商業系の用途地域が指定されていることが多い市街地にある。市街地で歴史と文化を活かした都市政策、地域政策を展開する仕組みの創造が必要であり、地元市町村による公の計画としてオーソライズされる必要がある。

第三は、全国各地では町並みの核となる文化財クラスの老舗・町家は、実は文化財としては未指定であったり、ようやく市町村が文化財指定をしたり、景観法の重要景観建造物の指定を相談している段階であることが珍しくない。高齢化、相続発生、転廃業などの際、取り壊しが起きがちである。それを未然に防ぐためには、移築や復原などを含めた国庫補助制度の創設、建造物の土地に対する買い取り制度などが必要不可欠である。これまで全国各地の建物保存運動が実を結ばない原因は、未指定文化財の敷地・土地に対する買い取り制度が欠落してきたからである。

第四は、歴史都市のブランド化である。わが国では古都保存法を除いて、全国各地の歴史都市に対する認定、外部評価、ブランド化の仕組みが欠けていた。このことはわが国の地域政策・観光政策として大きな欠陥である。全国各地の歴史都市に対して、小京都、小江戸などという名付け方はふさわしくなく、その都市が固有に持つ歴史と文化の価値をそのまま活かすべきである。

第五は、保存できた老舗の町家では、当主の転居、廃業などにより家財道具も失われ、老舗が担ってきた地場の産業文化・生活文化の遺産が喪失し、死んだ建物となっている事例がある。建物保存は建築史的には成果であり、観光資源になっても、やはり地場の産業文化・生活文化の維持・向上、活性化につながるようになるべきである。歴史まちづくりは、主が居なくなった建物保存にとどまっては不十分であり、地域の人々の活動（お祭り、伝統工芸、酒造・醸造業なども含めて）が維持・再興され、新規展開することが大切である。

■歴史まちづくり法の実践への期待

近年、彦根、熊本など各地で築城400年祭が続き、御殿、櫓などの復原に取り組む都市が見られることは偶然ではない。わが国の主要都市の多くは、秀吉の全国統一から江戸初期にかけて一斉に建設された城下町、天領、宿場町、港町などに起源があり、約400年の歴史がある。明治維新の際、城郭建築は破壊・売却され石垣のみが残り、上級武家屋敷は官公庁街となり、太平洋戦争の空襲で歴史的な市街地と文化財の多くが消滅し、空襲を免れた老舗・町家の多くも高度成長からバブル経済期にかけて廃業・転売・更新により消滅し、空地が増え、一部はマンション化した。

歴史まちづくり法は、安土桃山時代から戦前昭和期にかけて歴史都市における人々の営みと生活を大切なものと認識して、真正面から国としての施策を講じようとするものである。町並み保存運動により保存・再生が図られた宿場町は、妻籠、大内宿のように鉄道・国道から外れた不便な場所に多く、金沢や萩のように城下町の歴史に誇りを持って取り組んだ都市でも、自治体の自力では限界があった。平成12年に地方分権が実施された際、都

市計画の権限と仕事は大幅に市町村に移管された。しかし、歴史まちづくりの先進都市である金沢、萩、高山、彦根、犬山など各都市は、諸手を挙げて、国の関与がある意味では深めることになる「歴史まちづくり法」の誕生を歓迎している。歴史まちづくり法にもとづく歴史的風致の維持向上計画の認定を受けた都市は、現在まで11都市である。その中から筆者の観点でいくつか事例を取り上げる。

高山市では歴史まちづくり法の適用を受けたことにより、これまで取り組みたい懸案事項でありながら、市の独力では実施が財政的に困難であった2事業が歴史まちづくり法の国庫補助を受けて着手されている。それは、最有力の町年寄であった旧矢嶋家の敷地全面買い取り・建物の復原であり、もうひとつは重要文化財であり、日本の建築史上も著名な明治初期の木造建造物である吉島家住宅の一部買い取りである。

旧矢嶋家の敷地の一部は寄附を受けて、高山市郷土館となっていたが、敷地の大部分は転売されて、ビル化していた。そのため、旧矢嶋家という高山の歴史上極めて重要な場所が、上三町の重要伝統的建造物群保存地区の指定からは除外されてきた。高山の町並み景観を阻害しているNTTも、実は別の町年寄りの跡地である。吉島家住宅は下町に位置し、重要伝統的建造物群保存地区が近年拡大指定された場所の枢要部にある。吉島家住宅は重要文化財の指定を受けていなかった約半分の土地建物について、歴史まちづくり法による国庫補助を受けて、公有化が実施される。この2つの事業は矢嶋家、吉島家の当主、御子孫に喜ばれているとのことであり、高山市の歴史的な町並み保存と品格のある観光振興に寄与することは間違いない。



高山市が買収した旧矢嶋邸（一之町の町年寄）の敷地、その背後にNTT（二之町の町年寄、川上氏邸跡）が見える。

彦根市では、これまで歴史都市としての取り組みは国宝彦根城が中心であり、一方、京町夢キャスルロードのように、城下町の景観に配慮した街路拡幅と沿道整備が実施されてきた。京町夢キャスルロードの背後に、現況道路が狭い市街地が広がっている。この区域はもともと足軽の組屋敷に由来する住宅地である。現況道路が狭いためマンション化は困難な地域であるが、足軽屋敷の建物の大部分は、今日まで住宅の建て替えの結果、消滅したが、足軽の子孫で住み続けてきた方もかなりいる。その中で1棟のみ、江戸時代に設けられた辻番所（見張り部屋）を備えた善利組の足軽屋敷が現存し、地元有志と学者は「善利組足軽倶楽部」を立ち上げ、その保存と活用の運動を実施した。

保存運動は募金が十分に集まらず、集めた募金を市に寄附して保存運動は中断したが、彦根市はその取り扱いに苦慮していた。このたび、歴史まちづくり法の適用にもとづく国庫補助が実現し、この足軽屋敷の買い取り・修復が実現することになった。城下町の歴史と文化は藩主のみでは成立せず、多数の下級武士と町民の生活と営みによって育まれてきたわけであり、足軽組屋敷の保存・修復によりそのことが形として後世に伝えることが可能になった意義は大きい。彦根市ではこのほか数カ所、御門・掘り割り跡地、武家屋敷、長屋について土地の買い取り、復原整備を実施することになっている。

亀山市はシャープのハイテク工場で名高いが、もともとは亀山藩の城下町で、明治維新後は商業都市として変容し、歴史的街並みの保存には関心が薄かった。重要伝統的建造物群保存地区による保存整備が成果をあげた関宿が合併されたことも影響したのか、東海道



亀山旧城下町の家老職旧加藤家の長屋門と屋敷。長屋門のみが市指定文化財。歴史まちづくり法の適用を受けて屋敷の土地建物を買取。

の三宿が市域に存在することを亀山市は資産であると認識し始めた。国の歴史まちづくり法制定の動きをキャッチした櫻井義之亀山市長が積極姿勢を示したため、金沢、高山、彦根、萩という著名都市と並んで、亀山市は歴史まちづくり法の第一次認定5都市に加わった。

亀山市では歴史まちづくり法にもとづく国庫補助を受けて、旧城下町区域内で唯一現存していた武家屋敷（家老職の加藤家、長屋門は市指定文化財、屋敷は市の文化財としても未指定）の買い取り整備を着手し、ごく一部であるが、掘り割りの復原可能性も検討中である。また、旧城下町の亀山宿では商家町の町並みはほとんど消滅したが、その中でも例外的に保存され、当主が東京に居住し、ときおり掃除に戻っていた町家が、当主の死去により遺族が手放す意向を示し、それを買い取り整備することとなった。市の指定文化財に対しては文化庁や三重県の財政補助は無理のため、歴史まちづくり法による国庫補助の恩恵は大きい。おそらく、この2つの事業の実施後は、やがて文化財の指定ランクが県、国と格上げになっていく可能性が高い。



山鹿温泉の再建。山鹿市は重要文化財の八千代座で知られる。山鹿温泉の建物はかつては道後温泉のような木造建築であった（模型を参照）。これを昭和40年代の再開発で鉄筋コンクリート造の商業ビルの一部にしてしまった。今回、歴史まちづくり法の国庫補助により、既存の再開発ビルは取り壊し、商業ビルを建て替え、公共温泉の建物は木造で復原・再建する。

これらは歴史まちづくり法の活用事例の一端にすぎず、歴史的風致と認定される対象と範囲は、法制度上はかなり柔軟・広範囲である。歴史まちづくり法の誕生が契機となり、全国各地で歴史的な資産をもともと持っていた地方都市が自信と誇りを取り戻し、発展させ、歴史と文化の視点で都市の再生・活性化が進み、歴史的な市街地にゆかりのある人々の暮らしと伝統産業が少しでも豊かになることを願ってやまない。（こしざわ あきら）

「歴史まちづくり法」の 制定とその後の動き

国土交通省
都市・地域整備局公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室

曾根直幸

■歴史まちづくり法の制定まで

これまで、わが国の歴史的な市街地の環境を保全するための制度としては美観地区（後の景観地区）及び風致地区制度、文化財保護法、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）、伝統的建造物群保存地区制度、景観法などがあり、これらの制度の活用により歴史的な建造物や環境が保存されてきたところであり、文化財関係制度と都市計画関係制度が関連して発展してきた。

大正8年に旧都市計画法、市街地建築物法が制定され、これに基づき風致地区、美観地区制度が創設された。同時期に史蹟名勝天然記念物保存法が制定されており、この制度は文化財保護法の一部となっているが、風致地区も制度創設時は史跡、名勝、天然記念物等を保存することが目的であった。その後、風致地区は都市における自然的環境を保全する制度として運用され、現在に至っている。

歴史的建造物の保存に関しては、古社寺保存法（明治30年）、国宝保存法（昭和4年）の流れを引き継ぎ、昭和25年に史蹟名勝天然記念物保存法をも統合し文化財保護法が制定された。また、その後の高度成長により京都、奈良、鎌倉といった古都と呼ばれてきた地域においても、大都市圏の人口急増による宅地開発が問題となり、昭和41年、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）が議員立法により制定された。これはわが国往時の政治、文化の中心等として、歴史上重要な地域を有する都市である古都について、歴史的風土を「わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況（第2条）」と定義し、都市計画で歴史的風土特別保存地区を定めることにより自然的環境を凍結的に保存する土地利用や行為の規制制度、土地の買入れ等の損失補償制度、また買入れ等に対する高率の国庫補助制度を措置したものである。現在、古都保存法に基づき、10都市が古都に指定されており、その市街地の周囲における自然的環境が保全され、特に京都、奈良においては世界遺産のパヴァーゾーンと

しての位置づけもなされている。

昭和50年の都市計画法及び文化財保護法の改正により、伝統的建造物群保存地区制度が設けられた。伝統的建造物群保存地区は、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（伝統的建造物群）」及び「これと一体をなしてその価値を形成している環境（伝統的建造物群保存地区）」を保存するために市町村が定めるもので、都市計画区域内または準都市計画区域内にあっては都市計画で、都市計画区域外にあっては条例で定めるものとされ、市町村の申し出に基づき国が重要伝統的建造物群保存地区に選定する制度となっており、平成21年9月1日現在で85地区が選定されている。

また、平成16年には、わが国で初めての景観についての総合的な法律である景観法が制定された。これは景観に関する基本法的な内容と良好な景観の形成のための具体的な規制や支援を定める内容を持ち、基本法的な部分では、良好な景観の形成に関する基本理念及び国、地方公共団体、事業者及び住民の責務が定められ、また、具体的な規制などに関する部分では、景観計画及びこれに基づく措置、美観地区の廃止と景観地区の創設、さらに景観協定、景観整備機構などについて定められている。これにより平成21年9月1日現在で、185団体が景観計画を策定している。景観法の制定と同時に、文化財保護法の改正により文化的景観制度も創設された。これは、文化的景観を「地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義し、都道府県または市町村の申し出に基づき、景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、その保存のために必要な措置を講じているもののうち、特に重要なものを国は重要文化的景観に選定する制度となっており、平成21年9月1日現在で15地区が選定されている。

しかしながら、古都保存法は京都、奈良、鎌倉などの「古都」に限定して、市街地の周辺の自然環境を開発から現状凍結的に守ることをその目的としており、市街地における歴

史的建造物の保全や、古都以外の都市への適用は不可能であること、文化財保護法は文化財の保存及び活用を図るための法律であり、国等により指定もしくは選定された文化財については保存されるものの、その周辺環境の保存、整備は困難であること、景観法や都市計画法は建築行為や開発行為の規制は可能であるが、歴史的環境を積極的に復原・整備するようなまちづくりには十分に対応できないという限界があった。そのため、近年各地域においては、所有者の高齢化や人口減少等により、相続や空き家の増加等を契機として歴史的な建造物や町並みが急速に失われるとともに、地域の伝統芸能の担い手が不足するなど、歴史的風情や情緒、たたずまいといった良好な市街地の環境が失われつつある。

このような背景の中で、平成20年に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）」が、文部科学省、農林水産省、国土交通省三省の共管法として制定、施行された。

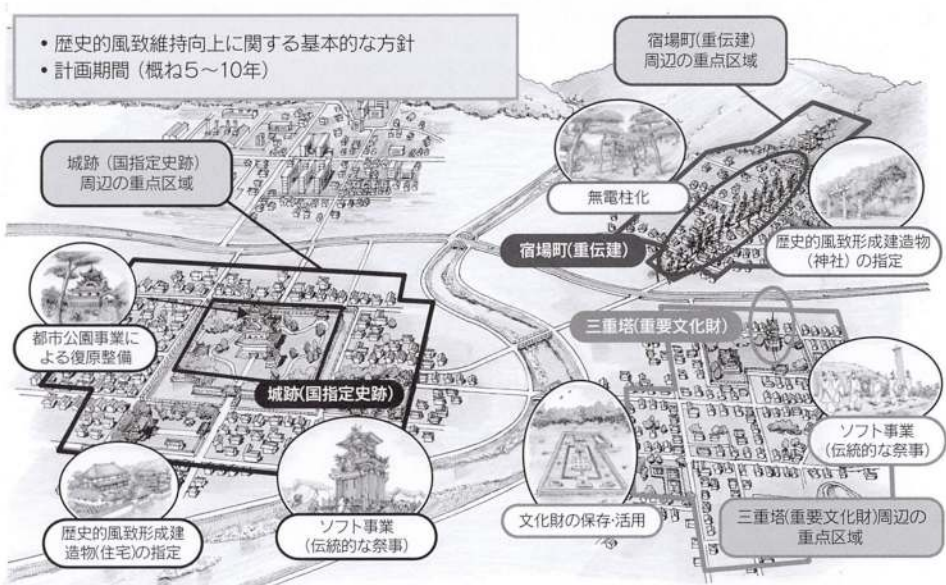
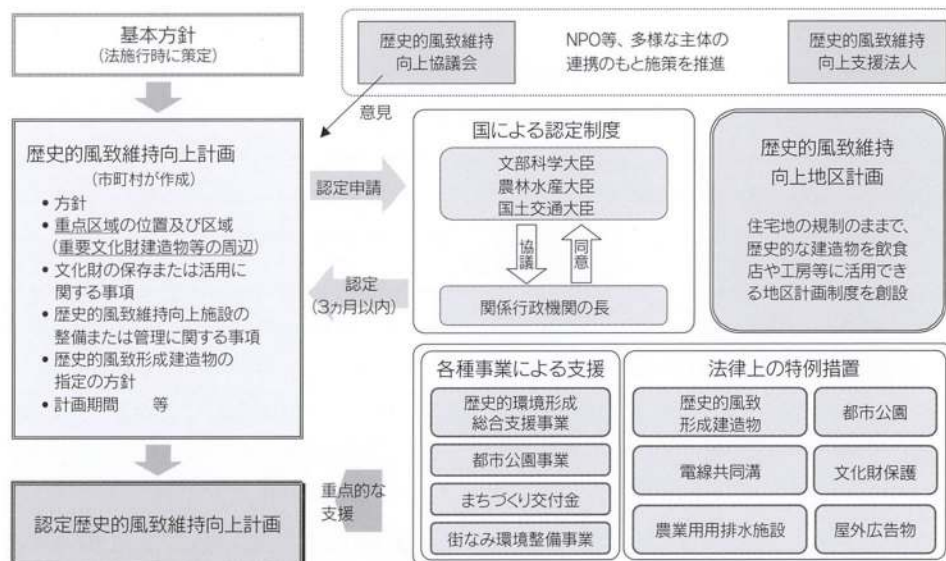
■歴史まちづくり法の概要

①歴史的風致の定義

歴史まちづくり法では、新たな概念として「歴史的風致」を規定している。「歴史的風致」とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（第1条）」と定義しており、ハードである、城や神社仏閣等の歴史上価値の高い建造物やその周辺の伝統的な家屋が建ち並ぶ市街地と、ソフトである、そこで営まれる伝統行事などの人々の活動が一体となった概念である。この法律はこのような「歴史的風致」を維持及び向上させ、個性豊かな地域社会の実現と都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的としている。

②歴史的風致維持向上計画の作成及び認定

わが国固有の伝統的文化を反映する貴重な歴史的風致について、地域のみならず国家的な観点から次世代に継承を図っていく必要があることから、歴史まちづくり法では、国指定・選定文化財を中心とする歴史的風致の維持及び向上について市町村が作成した計画を



国が認定し、認定を受けた計画に基づき特例や事業制度により支援する仕組みとなっている（図1）。

そのため市町村は、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が定める歴史的風致維持向上基本方針（第4条）に基づき歴史的風致維持向上計画を策定し、国に認定を申請することができることとしている。

認定を受けるにあたり、市町村は計画の中で、文化財保護法により重要文化財、重要有形民俗文化財または史跡名勝天然記念物として指定された建造物（重要文化財建造物等）の用に供される土地もしくは重要伝統的建造物群保存地区内の土地に該当する土地及びその周辺で、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進するこ

とが特に必要である土地の区域（重点区域—第2条—）の位置及び区域を必ず設定する必要がある（図2）。

③歴史的風致形成建造物制度

重点区域内においては、認定計画に定める指定の方針に即し、計画期間内に限り歴史的風致形成建造物を指定することができる（第12条）（図3）。この歴史的風致形成建造物は、重点区域における歴史的風致を形成し、かつその保全を図る必要がある一定の要件を満たした地域の歴史的な建造物について、市町村長が所有者及び教育委員会の意見を聴いて指定するものであり、所有者には適切に管理する義務が生じる（第16条）。また増築、改築、移転及び除却の際には30日前までに市町村長に届出を行わなければならない。届出があった場合において、必要に応じて市町村長は設

計の変更等必要な措置を講ずべきことを勧告することができる（第15条）。また、所有者らは、歴史的風致形成建造物の管理または修理について、文化庁長官に対して技術的指導を求め、市町村長または歴史的風致維持向上支援法人に対して必要な助言等の援助を求めることができる（第21条）。この歴史的風致形成建造物の対象は、建築物に限られるものではなく、人工的につくられたもの、たとえば古墳や庭園、土木構造物なども含まれる。なお、歴史的風致形成建造物は、重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区における伝統的建造物群を構成する建造物を指定することはできない。また歴史的風致形成建造物は、必ずしも建造された年代について要件を設定するものではなく、歴史的風致を形成していれば復元建造物についても指定が可能である。

④認定計画における歴史的風致維持向上施設等の特例

歴史的風致形成建造物のほか、認定計画に基づき、農用地区域内における開発行為の許可の特例、文化財保護法の事務の特例、都市公園の管理の特例、電線共同溝を整備すべき道路の指定の特例、屋外広告物法の事務の特例等、法律の特例を措置している。

⑤歴史的風致維持向上支援法人・協議会

地域における歴史的風致の維持及び向上を図るためには、市町村のみならず地域が一体となって取り組みを行うことが適当である。そのため、歴史的な建造物の取得、保全や活用といった歴史的風致の維持及び向上に資する活動を行っている公益法人やNPO法人について、市町村長は、業務を適正かつ確実に行うことができると判断したものについて、その申請により歴史的風致維持向上支援法人（支援法人）として指定することができることとしている（第34条）。

また、歴史的風致の維持及び向上のためには、重点区域における歴史的風致の維持及び

向上に資する公共施設等（歴史的風致維持向上施設）の管理者、支援法人や都道府県等の多様な主体の意見を取り入れ施策を進めることが望ましいことから、市町村は、それらの主体で構成する歴史的風致維持向上協議会を組織することができることとしている（第11条）。協議会が組織されている場合は、歴史的風致維持向上計画を策定するにあたり、市町村は協議会への意見聴取が義務付けられる。

⑥歴史的風致維持向上地区計画

武家屋敷や町家といった歴史的な建築物については、第1種低層住居専用地域等の用途地域指定により用途制限が行われている例もあるが、その場合、住宅以外の用途とすることは困難である。維持管理に多くの手間や費用がかかり、近年、歴史的な建築物の滅失の例が見られていることから、歴史的風致の維持及び向上を図ることによる良好な市街地の形成が特に必要な地域においては、用途地域による用途の制限にかかわらず、地域の歴史的風致にふさわしい用途として建造物を利用することでその保全を図ることができるよう歴史的風致維持向上地区計画を創設した（第31、第32条）。

この地区計画においては、土地利用に関する基本方針のほか、歴史的な建築物等の具体的な用途及び規模、形態意匠の制限、整備を実施すべき区域を定めることとしており、歴史まちづくり法の附則に、建築基準法の改正により歴史的風致の維持及び向上のために整備すべき用途の建築物等を建築し、または用途を変更することができるよう例外許可の特例を設けている（附則第5条）（図4）。

■歴史まちづくり推進のための支援策

①歴史的環境形成総合支援事業

認定計画の重点区域における歴史的風致形成建造物について、その復元、修理、買い取りまたは移設を支援する（補助率1/2）とともに、重点区域内の景観上の改善や案内施設、防災施設等の整備、さらにはソフト事業についても支援する（補助率1/3）ものである。これにより、これまで国の支援が十分でなかった都道府県や市町村の指定文化財、登録文化財である建造物の保全について国が

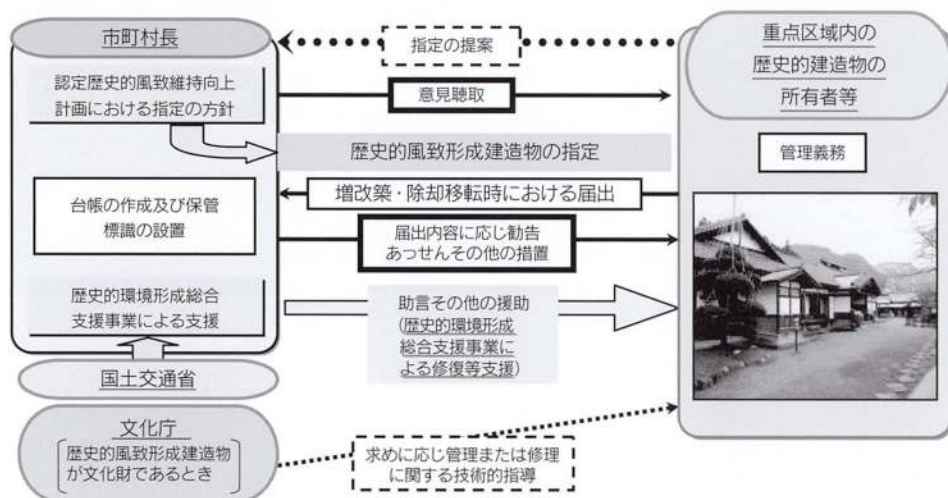


図3 歴史的風致形成建造物の指定

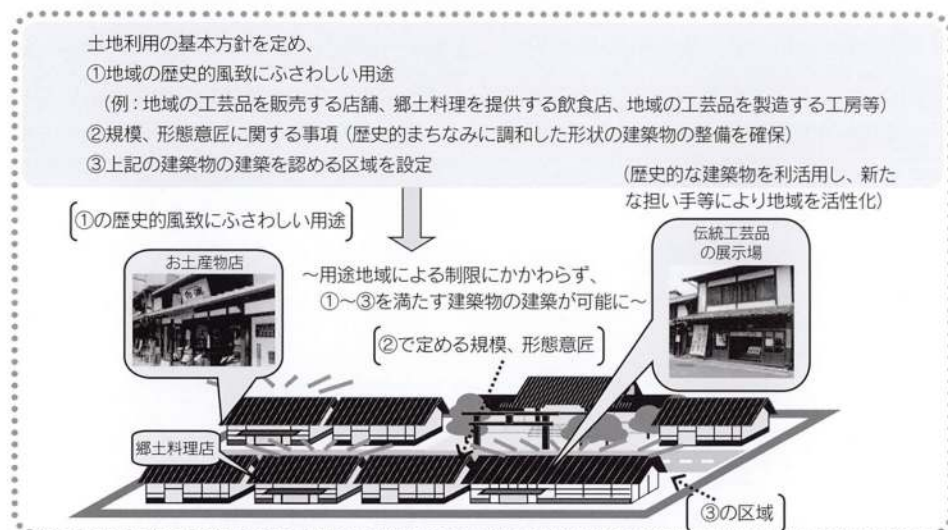


図4 歴史的風致維持向上地区計画の都市計画決定

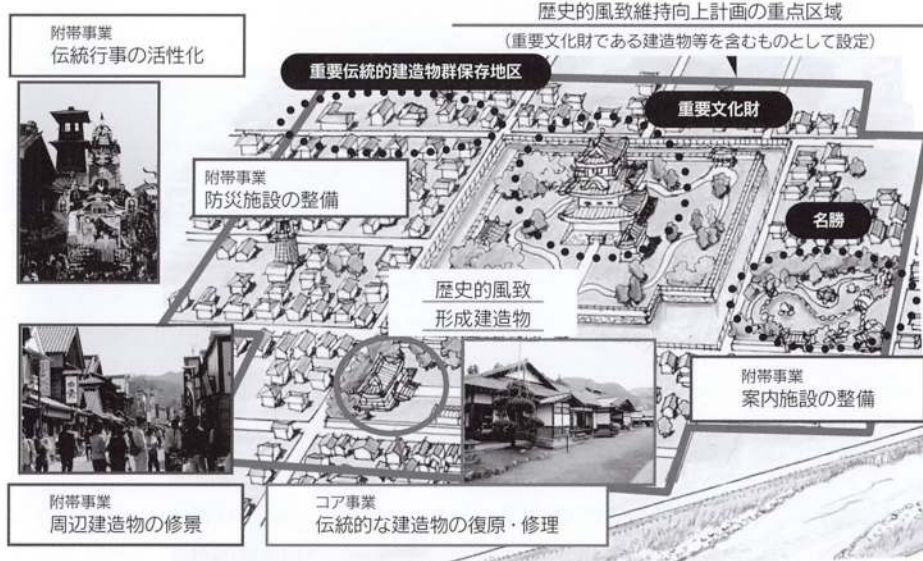


図5 歴史的環境形成総合支援事業のイメージ

ら支援が可能となるほか、祭り等の伝統行事の活性化についても併せて支援が可能となる（図5）。

②その他の事業の拡充

歴史まちづくり法の制定と併せ、歴史的環境形成総合支援事業の創設のほか、都市公園事業、まちづくり交付金、街なみ環境整備事業、都市再生区画整理事業、都市交通システム整備事業、景観形成総合支援事業、まちづくり計画担い手策定支援事業の拡充を行っている。これらの措置により、通常の補助事業と相まって市町村の歴史まちづくりを総合的に支援することとしている。

③関連税制

認定計画の重点区域における公共・公用施設の整備に関する事業の用に供する土地等を地方公共団体及び支援法人に譲渡する場合には、所得税及び法人税等の1,500万円特別控除が、平成20年度税制改正により認められている。

■歴史的風致維持向上計画の認定状況等

平成20年11月の歴史まちづくり法施行後、平成21年1月19日に金沢市、高山市、彦根市、萩市、亀山市の5市が、3月11日に犬山市、長野県下諏訪町、高知県佐川町、山鹿市、桜川市の5市町が、7月22日には津山市が歴史的風致維持向上計画の認定を受けたところである。

これらの市町村の特徴を見ると、金沢市を除き県庁所在地ではなく、人口も10万人程度

かそれ以下となっている。このことから、歴史まちづくり法は、特に地方部における歴史的資産を活かしたまちづくりに有効な支援制度として機能しているといえる。

■終わりに

歴史まちづくり法は、歴史的な市街地の環境を保全するための新たな規制措置を設けるものではなく、認定計画に基づいて、既存の都市計画法や景観法等に基づく措置が講じられることによってはじめて、規制としての効果を生じるものである。

そのため、最大のポイントは、文化財行政とまちづくり行政との連携である。

市町村で文化財保護部局とまちづくり担当部局が共同して文化財の保存活用と調和のとれた歴史まちづくりの計画を策定すること、これを文化庁、農林水産省、国土交通省が共同で認定すること、さらに、認定計画に基づいて歴史的風致の維持及び向上に資する都市計画法や景観法の適切な運用、都市公園の整

備や電線類地中化といった歴史的風致の維持及び向上に配慮した施設の整備・管理などの取り組みが行われることにより、地域の歴史的資産を活かしたまちづくりが実現するものと考えている。

第1号認定都市である金沢市では、市教育委員会から市長の事務部局である都市政策局に文化財保護担当を移し、都市政策局歴史遺産保存部に文化財保護課、歴史建造物整備課を配置しており（図6）、平成21年度からは、歴史遺産保存部に歴史都市推進室を設置し、町家等の保全及び再生に関する業務も併せて、歴史文化資産を活かしたまちづくりを総合的に推進する体制としている。この体制の下、城下町金沢の都市構造を特徴づける惣構の復原事業や戦前までに建てられた伝統的建築物の修理修景への助成事業など歴史的風致の維持及び向上に資する施設の整備が実施されているほか、10月1日より施行された景観計画においては、重点区域である旧城下域全体を「伝統環境保存区域」として指定し、建築物の高さ、配置、形態意匠等の基準に基づく景観誘導を行うこととしており、認定計画に位置づけられた「重点区域における景観計画の活用」も推進されている。

また、8月に金沢市で開催された歴史都市推進フォーラムには8市町の首長が参加し、安政の大獄から関係の深い彦根市と萩市においては、それぞれの「井伊直弼と開国150年祭」及び「吉田松陰先生150年祭」に併せて市民交流事業が行われるなど、認定都市間で連携した取り組みも生まれている。

このように、現在、認定を受けた11都市においては、地域の歴史的資産を活かしたまちづくりの取り組みが着実に推進されているところである。また、既に認定を受けている都市のほかにも、全国の約100市町村が計画策定の意向を示しており、歴史まちづくりの機運は確実に高まりつつある。

今後とも、計画策定に向けた事前相談や、認定に向けたアドバイスを積極的に受け付けるとともに、ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/index.html>）等による各種情報提供を充実し、各地域での歴史的資産を活かしたまちづくりに本制度が活用されることを期待している。（そね なおゆき）

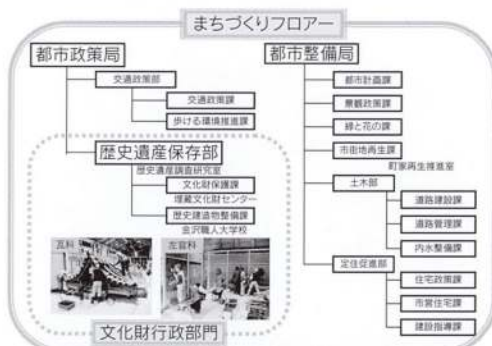


図6 金沢市における歴史まちづくりの推進体制

金沢の歴史資産を活かしたまちづくり

金沢市歴史都市推進室担当室長補佐

松矢憲泰

近年、文化財や歴史的に価値の高い資産など地域固有の歴史性が、地場産業の振興や交流人口の増加といった地域活力の源泉となるなど、従来の画一的なまちづくりから脱却し、地域の文化や、歴史、伝統を活かした魅力あるまちづくりへと転換する動きがある。

一方で、歴史的建築物の滅失や、それらと一体となって歴史的な風情を醸し出している自然的環境の減少、伝統文化や伝統産業などの担い手不足といった問題も少なくない。

昨年11月「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が施行された。金沢市では今年1月、法律の趣旨に基づいた「金沢市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け、本計画に基づき金沢の歴史的風致を維持・向上させ後世に継承すると同時に、歴史的風致を活かしたまちづくりを推進していく。

■金沢の都市基盤形成の背景

金沢市は、石川県のほぼ中央に位置し、西は日本海に面した海岸の砂丘が北部の内灘砂丘に続き、東は白山山系の山並みが続いている。この地形を背景に金沢の旧市街地は、3つの丘陵・台地（卯辰山・小立野台地・寺町台地）と2つの河川（浅野川・犀川）で構成される変化に富んだ地形構造を有している。

また金沢市は、藩政期に最大大名であった加賀藩の政治、経済、文化の中核機能を果たした城下町であり、400年以上も戦禍に遭わなかった平和都市であったことから、現在も当時の都市構造（坂道、広見を取り込む城下町独特の街路網、惣構、用水網など）や歴史遺産（武士住宅、武家庭園、寺社建築、町家及び近代建築並びに土堀が連なる武家屋敷群、寺院群、茶屋街などの歴史的な街並み）が良好に残っている。そこでは歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれ、金沢固有の風



大野庄用水



兼六園（雪吊り）

情、情緒、たたずまいを醸し出している。

■歴史文化資産を活かしたまちづくり —市独自条例の施行—

①保存と開発の調和

金沢市では、良好な環境を維持・向上させ後世に継承していくために、昭和43年(1968)全国の自治体に先駆け「金沢市伝統環境保存条例」を制定し、保存に関する取り組みを始めた。さらに金沢市制百周年にあたる平成元年(1989)を「都市景観元年」と位置づけ、これを継承・発展させた「金沢市における伝統環境の保存および美しい景観の形成に関する条例」(景観条例)を制定した。本条例では、伝統的環境と調和を保ちながら近代的都市機能と一体をなして形成される区域を新たに指定し、保存区域と創出区域を分けることで、金沢の基本的命題である「保存と開発の調和」に努めている。

②まちづくり条例による誘導

金沢市では、さまざまなまちづくり条例を設け、建築行為等の際に届け出制による規制・誘導を図ると同時に、建造物や工作物などの修理の際に高率の支援制度を設け、歴史文化資産を活かしたまちづくりに取り組んでいる。

以下にいくつかの条例を紹介する。

●「金沢市こまちなみ保存条例」

平成6年(1994)、まちの各所に残る小さくても歴史的な特色を残す古い町並みを「こまちなみ」として保存育成し、その雰囲気を活かした風格あるまちづくりを推進するために、「金沢市こまちなみ保存条例」を制定した。「こまちなみ」は、主に武士系、町家系の町並みに分けることができ、条例に基づく区域として現在までに10区域36haを「こまちなみ保存区域」として指定している。区域内においては、既存の歴史的建築物の修理だけで



こまちなみ保存区域

はなく、新築等の建築物の修景や外観規制、誘導を行うことにより、金沢らしい歴史的街並みの保存・修景を一体的に進めている。

●「金沢市用水保全条例」

金沢市内には城下町形成の過程で、飲用、灌漑、防火等を目的に造られた用水が現在も市内を網の目のように流れている。金沢の用水網は55水系で、総延長が約150kmにも及ぶ。平成8年（1996）に、歴史的な用水を後世に継承していくことを目的とした「金沢市用水保全条例」を制定し、用水に近接する建築行為等を行う場合に届け出を義務づけ、建築物の色彩や用水護岸の保護を誘導している。これまでに条例に基づき21用水を「保全用水」として指定している。また、用水の開渠化や年間通水の確保など、用水の保全に努めている。

これら条例のほか、屋外広告物条例や、寺社風景保全条例など、まちづくり関連22条例を制定し、風土と歴史に根ざした都市構造とともに現在も残る各時代、各様式の歴史的建造物とそれらと一体で形成される歴史的な風致の保全に取り組んでいる。

■人材の育成、技能の継承

①金沢職人大学校の設立

手仕事のまちとして歩んできた金沢には、藩政期より職人の高度な伝統技能が伝えられてきたが、時代の流れにより、その技能を発揮する場や継承者が減少し、伝統技能の伝承に危機感が芽生えてきた。

そこで、金沢市は藩政時代から金沢に根付いてきた職人の高度な技術の伝承、職人の育成を目的に、平成8年（1996）に中堅職人を対象とした金沢職人大学校を開校した。大工、造園、左官など9業種の職人がさらに高度な技術を学ぶべく、3年間のカリキュラムを履修し、伝統技術後継者の育成に努めている。

る。

当初は、本科9業種でスタートしたが、本科1期生が修了した平成11年には、本科修了生を対象に歴史建造物の修理方法についてさらに3年間学ぶ修復専攻科が創設され、総合的な内容での勉学が可能となった。修復専攻科の修了生も3期を数え、市内の文化財をはじめとする歴史建造物の修復に多く携わり、高い評価を得ている。

②子ども塾の開設

金沢市では市内の小中学生を対象に、加賀宝生子ども塾、金沢素囃子子ども塾、金沢芸子ども塾を開設している。金沢市指定無形文化財である能楽の加賀宝生や、金沢の伝統芸能である素囃子を子どもたちに教えることを通じ、それらが有する固有の文化性（美、礼節など）を人づくりに生かすとともに、金沢の伝統芸能を次代に引き継ぐす野の拡大を目指している。また、金沢のもつ工芸技術や人材を生かし、子どもの頃からものづくりの楽しさを体験させることを通じ、工芸の素質、素養を磨き、将来の工芸作家の発掘と育成を図っている。



加賀宝生子ども塾

■歴史文化資産の保存と活用に向けて

①歴史的建造物の新たな価値付け

貴重な歴史的建造物については今後も順次調査を実施し、その価値を再評価するとともに、未知の文化財についても積極的な掘り起こしを進め、その価値を明らかにしていく必要がある。しかし市内に残る未指定の歴史的建造物については滅失が進み、空き家や空地の増加が顕著となっている。戦前の建築物の件数は、8年の間に約2,200棟も滅失している。現在、本市ではこのような状況にある戦前の建築物のうち、町家、武士住宅、近代和風住宅の様式を有するものを「金澤町家」と定義し、その保存と活用のための方策を検討

している。具体的には、市内の悉皆調査と必要に応じた詳細調査を実施し、今後その保存・活用に関して修理・改修等に必要な施策を推進していく。

また惣構跡、升形跡、「加賀八家」屋敷跡など旧城下域の重要な歴史遺産については、発掘調査だけでなく、詳細な史料調査と研究に基づき、長期的視野で復元を目指す。

③ユネスコ「創造都市ネットワーク」クラフト分野への登録

金沢は、独自の武家文化の中で、伝統的なまちなみ景観や生活様式とともに、類いまれな工芸技術が発展し、保存継承されてきた日本を代表する伝統的工芸都市でもある。

金沢市は、文化と産業の連携によりまちが発展してきた経験や、独自の創造都市政策の実績をもとに、ネットワークの一員として、平成21年（2009）6月にユネスコ「創造都市ネットワーク」のクラフト分野で創造都市として認定された。このことにより、文化的多様性の実現と世界平和に積極的な貢献を図っていく。

■おわりに

近年、金沢では世界遺産登録を目指した運動などを通じて身近な歴史文化遺産に対する市民の関心も大いに高まっており、その価値の再評価と保護、それらを活かした魅力あるまちづくりが強く求められている。また、地域性を踏まえた周辺環境の保護や整備がますます重要視されてきており、公共性（都市計画）の構造転換なども必要になってきていると考えられる。

金沢には、「歴史に責任を持つ」という重要な責務があり、これまで培われてきた伝統文化や伝統技術、それによって形成された歴史文化遺産・伝統環境を保存・活用し、金沢の歴史資産を後世に伝えていく使命がある。これらは、市民と行政の協働によりはじめて可能となるものであり、一体となってまちづくりを進め、都市の個性を磨き・高めていきたいと考えている。

（まつや のりやす）



丸山全景



御徒士町(舗装後)

各論1
2

歴史まちづくり推進都市 —篠山市—

篠山市まちづくり部景観室長

横山宜致



多紀郡古地図



兵庫県篠山市は、伝建地区となった河原町の商家群に代表されるように、摂丹型と呼ばれる妻入り町家や民家で知られている。関西では京町家と同じ平入りが多い中で、妻入り民家は「伊勢」と摂津～丹波にかけて顕著に見られるのみで、その数は少ない。同じ丹波地域でも、京都府下の亀岡にはあっても福知山や綾部ではほとんど見られず、山陰古道の区域に限られている。

篠山市でも妻入り民家は山陰古道を継承した山陰旧街道沿いに多く見られ、播磨に近い旧丹南町や今田町には、ほとんど分布していない。加えて江戸期には京町家が伝わり、妻入りを主体に、間口の広い平入りが適度に混在する、丹波地域特有の変化ある屋並み景を創りだしている。

■篠山市の歴史的風致

篠山の歴史風土は、荘園を主体とする中世来の歴史的基盤の上に、篠山城下に代表される近世の城下町や宿場町が形成され、街道に伴う往来文化の中で、各地域の歴史的風致を形成してきた。京都に近い市域東部では、京町家や祇園社の影響を受け、南部の今田や丹南では播磨や明石の影響を受けながら在来文化と同化・協調する中で、それぞれ特色ある歴史的風致を形成し、今日に至っている。

本市の歴まち法に基づく歴史的風致維持向上計画は、市全域を計画対象区域とし、単に城下町だけを取り上げるのではなく、それぞれの地勢を活かした中世来の農耕文化圏域である市域全体で、クラスター状の各地域に歴史的風致が形成されていると捉えている。

■田園都市：篠山の原風景

篠山市は現在人口4万6千人。合併以来一貫して田園文化都市を目指している。現在も市域全域未線引きの、いわゆる都市計画白地地域であり、景観的には、田園景観が広がる中山間地域といえる。その田園農地の基盤となる農業水利は、篠山市は、ほぼ全域中世の荘園を母体に形成されている。江戸期に開発された農地や農業水利に基づき枝分かれした集落は、篠山では新田と呼称され30を数えるに過ぎず、残る200近い集落が中世来の集落で、大半が今もお頭屋制に基づく宮座が継承

されている。

篠山の荘園は、院政期に丹波守であった藤原忠隆が「当国は元より新立の荘園遍満にして、国役に随ふ地無きが如し」と嘆いたほど、古代末から中世にかけてほぼ市全域が荘園領域に含まれ開墾されている。殿下渡領の藤原氏の荘園では、春日神社が総社として祀られ、荘園領域内の各集落に分祀され、鎮守として今日に継承されている。皇室荘園では式内社が総社となり、中央から勧請された末社は分布しない、古代から成立した荘園の特徴を有し、その後の寄進型の神社領荘園とは一線を画している。

平家滅亡後には、荘郷地頭として平家領であった荘園に、東国武士たちが入国する。例えば現在市長の酒井氏の先祖は、相模国酒井郷から主殿保や油井保の荘園に荘郷地頭として来住したことに起因する。

承久の乱では院分国の丹波は、荘園を領した多くの武士が京方となり、敗戦によって所領が没収され、そこに東国から新補地頭が荘園領域に補任され、漸次来住する。戦国初期に荘園領域ごとに割拠する丹波の武士たちは、最初に荘園の地頭職や波々伯部氏のような荘官職を与えられ、給分を受け下地中分によって所領を獲得し、その後荘園を押領、代官職を得、名主職を集積していく。百姓名主からの成長は見られず、戦功によって所領が与えられ、成長する。東国から来た地頭たちは、一円の支配地を得て経済基礎を固め、南北朝動乱にはその経済力によって軍事催促に応じ、時には宮方に、時には幕府方に従い、所領拡大と保全を図った。

こうして篠山には、荘園領域を母体に地勢と対応する形で丹波武士の支配領域が定まり、戦国期、細川氏の被官であった波多野氏が篠山の多紀郡を制し、明智光秀を迎えることになる。

この中世来の荘園領域が、明治24年の村町となり、現在市の小学校区であり、伝統行事や民俗芸能が色濃く継承されている。地勢的にも篠山川の流域のランドユニットであり、景観的にもまとまっている。同時に校区は、本市が進めようとしているまちづくりの基礎単位であり、地域おこしやまちづくりとして市民にも受け入れられやすく、郷土の愛

着や地域の活性化資源として新たな価値を生み出す可能性を色濃く持っている。

■維持向上すべき歴史的風致

篠山市として維持向上すべき歴史的風致は、中世来の農業水利に基づく旧荘園領域を母体に、中、近世の城下町と街道の往来文化によって形成された宿場町等の街道村の歴史的建造物と街並みによって構成され、同時に祭りや伝統芸能等の日々の営みを通して現在も継承されている環境にある。

街並みとして現在残る古民家によって、在来工法に基づく農村の妻入り家屋から近世の妻入り町家や城下町形成への発展的推移を読み取ることができる。同時に現在も人々の生業として営まれている祭り等の伝統行事や民俗芸能が、近世の街道による周辺との結びつきによって各地域で特徴づけられている。

篠山市では、歴史的風致の維持向上に関する基本方針を、次のように定めている。

①歴史的な風致を構成する農を基軸とした土地利用基盤を保全維持する—土地利用計画・景観計画

②歴史的風致を形成する文化財に代表される歴史的建造物、街並みを保全活用し、田園環境との調和を図る—景観地区、建築物基準

③歴史的風致が息づく伝統行事、伝統文化の継承育成を図る—まちづくりや総合学習体験

④歴史的風致の維持向上活動を通して伝統技術の継承・育成を図る—技術の保存・人材育成

このような考え方の下で各地域のクラスター状に息づく歴史的風致の維持向上を図るため、効果的な地域を「重点地区」として定め、まちづくり事業の展開を図る計画づくりを現在進めている。

なお篠山市では、昨年から3年間をかけて歴史文化基本構想を歴史的風致維持向上計画と並行して策定している。

■伝建地区のまちづくり

篠山伝統的建築物群保存地区では、平成16年の保存計画に基づき、地区内の生活環境の向上と文化環境の発展に資することを目的にまちづくりを推進している。同年、住民によ

り組織した「篠山まちなみ保存会」を中心に技術者、住民、行政の三者連携によるまちづくり活動が推進されている。

保存会は結成以後毎月三者による定例役員会を開き、保存修理の候補物件の選定や現状変更行為の審査、他市等からの視察受け入れ、勉強会や独自事業の検討実施等を行い、地区の保全活用と、まちの活性化を同時に進めている。また近年では、保存会以外の市民主体の活動が展開され始め、町家を活かした「アートフェスティバル」「レトロなまち歩き」「お雛様ストリート」などのイベントや夏祭りの復活、独自の防災訓練なども行われるようになった。

またNPO法人たんばぐみ等が、ボランティアによる古民家再生の取り組みを展開しており、竹林整備などの取り組みとともに、市民主体による保存地区の景観向上に関する取り組みが成果をあげ、町家カフェなどとして若者向けの雑誌で取り上げられるようになっていく。

平成21年1月には、こうした保存会や市民の活動が評価され、本市は文化庁長官表彰(文化芸術創造都市部門)を受賞している。

■景観法による景観まちづくり

篠山市では、歴史的なまちづくりと同時に、景観法導入による独自の景観まちづくりの計画策定にも取り組んでいる。これは、兵庫県の緑条例を、篠山市として景観法に基づき継承・発展する形で検討している。

現在、篠山は全国の人から支持される良好な景観を有しているとの認識の下に、まず田園景観の基盤となる①土地利用を保全継承すること、その上で周囲と調和するよう②建築物や工作物の基準を定めることを基本としている。具体的には、スプロールを防止し、土地利用として保全継承するため、県の緑条例のガイドラインも含めた内容を景観法としてほぼそのまま移行する。このため全市域が景観計画として5つのゾーン区分に基づく届け出基準を設けることとなる。その上で、地域地区で指定してきた県の景観条例に基づく景観形成地区や市の里づくり条例に基づく里づくり計画区域等を、住民協議に基づき、景観法に基づく景観地区や景観協定地区等で継承

していくことにしている。

■伝建地区と景観法の関係

伝建地区との関係でいえば、篠山市では伝建地区の周囲を取り囲む形で、城下町を景観形成地区に指定し、伝建地区と調和した街並み形成に誘導してきた。すなわち、伝建地区は伝建基準に基づき厳格に保全し、その周囲は伝建地区と調和した中心市街地としての快適な住環境を形成するため条例で歴史的な武家地と商家の街並み区域とを意識した調和型の街並み形成を推進してきた。これを基本的には継承しながら、市街地拡大に伴い新たな区域も指定拡大する方向で検討している。

現在、市内で二つ目の伝建地区指定を目指している福住地域についても、篠山城下町と同様に、伝建地区とそれを取り囲むバッファーとして景観地区等を定め、二段階の基準化を予定している。

■新たな景観まちづくりへ

今年度は、国土交通省の地域景観づくり緊急支援事業に基づき、視点場設定に基づく眺望景観の保全計画を進めると同時に、現在行われている丹波篠山築城400年祭で取り組まれてきた住民主体の地域おこしやまちづくり活動を支援する。景観まちづくりとして連携するため「街並み形成作法集」の作成や工務店等関係業者向けの「住環境整備事例集」、さらに田園風景を支える住民の農業としての営みを景観面から支援する「景観農業振興地区計画」調査を実施する予定である。

篠山市の歴史的風致を活かしたまちづくりと景観法導入に伴う市民主体の景観まちづくりは、ともに連携共鳴する市の新たな施策として、これからの篠山のまちづくりの根幹に位置付けるものである。土地は、農地であっても決して空地ではない。そこには歴史があり、自然や景観がある。それが大きな地域資源である篠山市は、まちづくりとして当然配慮すべき事項といえる。篠山が将来も篠山であるために取り組むべきこと、その一つに歴まちと景観法導入のまちづくりがあると捉えている。市民と共に積極的に取り組み、期待に応えていきたい。

(よこやま のぶよし)



念珠老舗銭屋の再生

各論 2
1

京町家再生研究会の 17年

京町家再生研究会理事・京都府立大学

宗田好史



町家再生レストラン串くら



小宿&カフェ布屋の再生

■京町家再生研究会の活動

京都には、京町家の保存・再生に取り組む市民団体が多い。アーティスト系もあれば、建築分野の専門家集団、古材・木材の観点から保存に取り組む組織もある。その一つ「京町家再生研究会」も、すでに20年近い活動を続けてきた。調査研究と再生活動を目的に、町家住民・事業者・大工工務店・建築家・研究者などが集う。10年前に大工・左官などの職人と設計者が「京町家作事組」を、町家住民と町家ファンが集まり「京町家友の会」を組織し、その後、町家に住みたい人、商いを始めたい人と所有者をつなぐ情報を発信し、賃借・売買の斡旋をする不動産会社のネットワーク「京町家情報センター」も発足させた。現在では、これら4組織を合わせ「京町家ネット」¹⁾と称している。

再生研究会は1992年から、住まいとして、店舗として、京町家再生を実践してきた。作事組が発足してからは、事業として数百軒の町家再生を手掛けてきた。京都市内では、この間に3千軒ほどの町家が再生された。飲食店などの店舗が多いが、住宅に再生された町家も数百軒に及ぶ。そして、不動産会社が町家や長屋を購入、再生した後に分譲するビジネスも盛んである。地元の銀行は、老朽ではあっても町家購入の住宅ローンを提供する。

トヨタ財団の研究助成で、再生研究会が1995年に始めた町家調査では、京都市の田の字地区、丸太町・五条通、河原町・堀川通の間の都心部に8千軒の町家・長屋が確認された。その後の京都市の調査では、上・中・下京区と東山区の都心4区に2万8千軒あり、現在までに4千軒ほど失われたが、伏見など周辺部を加えた市内全域の最近の調査では5万軒ほど残っていることが分かった。取り壊しや建て替えによって、近年急速にその数を減らしたものの、活発な町家再生活動は、この大きな流れに抵抗する力になってきた。

町家調査では住民・事業者へのアンケート、訪問調査が重ねられ、現在の京都市「京町家再生プラン」の策定に繋がり、京都市景観まちづくりセンターや市民団体の住民相談も活発になった。バブル期やその崩壊期に増えた高層マンションで、かつての落ち着いた

美しい町並みは混乱した。しかし2007年に始まった京都市の新しい景観政策は、京町家の町並み再生を目指し、状況は大きく変わった。

■京町家への市民の思い

この景観政策が発表された折に行われた京都新聞の世論調査では、8割もの市民が景観政策の支持を表明した。一般市民には十分理解されたとも思えない5項目に及ぶ施策は、高度地区、美観・風致地区改正など都市計画審議会決定と、新たに2条例を制定し、4条例を改正する市議会決議が求められた。議会は全会一致で可決、45mを31mに、31mを15mになど、厳しい高度地区改正には懸念も出たが、現在まで地価もマンション価格も下がるどころか、むしろ上がった地点が出るなど、その影響は少なかった。今はむしろ新デザイン基準に関心が集まっているが、町並みに落ち着きを取り戻す努力として、広く受け入れられている。

京都でも20世紀の都市計画は、高層化・不燃化を目指した。三山の風致や歴史的景観、町並みの保全にも相応の努力が続けられた。しかし、すでに人口減少期に入った京都では、このままでは都市経済が衰退するという危機感が共有され、量より質、フローよりストック重視で、街の魅力を高める政策が、市民・経済界に求められた。景観法と歴史まちづくり法は、この京都の転換を裏付けるものとして歓迎されている。

実際、市政アンケートなどを見ても、1980年代と2000年代では市民の意識は変わった。特に、街中の住宅や店舗である町家に関する意識の変化が大きい。暗く寒い古い木造建造物が、古いからこそお洒落な、木造だからLOHASな京都らしい建物として見られるように変わった。2000年のアンケートでは、やはり81%の市民が、京都市は町家保存・再生策を進めるべきだと答えている。しかし8割もの市民の構成は、多様である。確信的な保存派は一部でしかない。街全体の景観保存のために町家保存をという意識も実はたいへん薄い。まず、大部分はこのまま、この場所で、この家に住み続けたいという一般住民であった。高齢化した社会では、高度経済成長期に起こった都市環境の急激な変化に対する

アレルギーが蔓延していた。お洒落なレストランが気に入った若者も多いことは、住み慣れた町並みを懐かしむ高齢者にも好意的に受け入れられた。町並みは変わらず、街が元氣になれば喜ぶ人は多い。

そして、景観が公共財であるという理解ではなく、私の家族の思い出が詰まった家を壊したくないという普通の住民の意識が集まったの8割なのである。オフィスビルやマンションの現代性への過度な憧れが一段落し、暮らしの質への意識が高まれば、古いものの価値を様々な観点から見直す機運も広がってきた。その陰に、古い町家を暮らしや事業の場としてお洒落に演出した優れた町家再生建築家の手腕が大きい。

さらに市場の変化もある。京都市を訪れる年間5千万人の観光客のうち、40歳以上が7割を、女性比率は65%を超えた。熟年女性は町家を好む。また、男女雇用機会均等法施行後23年がたち、都心で働く女性の管理職が増えた分、外食の機会が増え、都心の飲食・サービス事業所数も増加してきた。反面、平均世帯人員が下がり、都心では52%もの世帯が単身。マンション住民も増えたが、だからこそ質の高い街中での暮らしが求められる。これら都心で起こった女性化・サービス化、孤族化²⁾に沿って、町家再生は事業化した。今や、京町家は昔の大家族や老舗だけのものではない。また、伝統工芸や京料理、歴史資料館など全部を足しても20軒にもならない。一人暮らしのアラフォー女性や若いLOHAS家族の住まい、そして若者や女性に人気の飲食店・ブティック・エステ店として町家が求められている。京都では市民の意識の変化に逆らわず、捉えることで町家を再生した。

町家再生事業者を丁寧に見ていけば、彼ら、彼女らが20世紀型の普通の商売ではなく、流通革命が起こった1990年代以降に生まれ、新世代ビジネスと呼ばれる、総資本経常利益率や売上高純利益率の高いビジネスモデルを採用していることが分かる。現在では新デザイン基準があるから、コンビニでもファストフードでも和を意識した店舗になる。しかし、新世代ビジネスは、町家を探し、その意匠を競って演出する。場末のように大きな看板を上げることなく、顧客を魅了する店の美しさ

を誇り、付加価値を付けている。幸いなことに、新世代ビジネスの投資が続くほどに、京都市都心部の再生は進んでいる。それは郊外大型店の規制やまちづくり条例、中高層建築条例などの施策が奏功したためである。

■町家再生の論理³⁾

町家が失われた原因の一つは、人々が住まいへの関心を失った点にある。現在の住宅市場の大半では、家は買うもの、建てるものではない。大多数の市民はデパートで服を選ぶように住宅展示場やパンフレットで戸建てかマンションを探す。また、建売住宅を買う。修繕もしないから大工道具もない。市街地の新築住宅やマンションに住んでいれば、台風も恐れない。反面、愛着は薄れた。住民は日常の手入れが求められる町家に暮らす能力を失った。だから、まず家を知り、家と付き合う感覚を取り戻し、手を加えながら住む楽しさを知ってもらうことから始まる。それが愛着を生み、季節感や家族の絆を強めるという住まいの意味を理解してもらう。ここに、京町家情報センターの重要な役割がある。だから、町家を求める人を招いてお掃除隊を組織し、老朽町家の手入れを続けている。

一方、京都には大工工務店が多い。文化財建造物修復や社寺・茶室などの仕事があり、伝統技術はよく伝わっている。ただ、一般の住宅や店舗である町家に、文化財修復のコストを掛けるわけにいかない。だから、町家再生のコストを下げるための仕組みが作事組であり、そのために技術の普及が要り、棟梁塾など若手の講習を続けている。木造が好きで誇りを持って仕事をする大工は増えている。また、再生の技術水準とコストを管理するために、作事組が手掛けた仕事では最初の設計から、施工計画を厳しく議論し、そして理事会による完工検査も丁寧に続ける。この丁寧さが評判を呼び、お得な町家再生集団だと住民に喜ばれ、作事組に加わる町家を得意とする工務店の仕事が増えてきた。

「京町家友の会」では、歳時記といって町家暮らしの演出を楽しむ行事を続けている。正月や雛祭り、祇園祭などは言うまでもなく、数々の伝統行事を発掘、現代風に蘇らせることでお洒落な暮らしを演出する。住まいの豊

かさは物質的な便利さではなく、風雅によって得られることは、多くの女性の共感を得た。東京から参加の会員を含め、500名を超えた。中には、東山などに小さな町家や長屋を求め、通住する女性もいる。

環境モデル都市に選出された京都市は、木と土、紙でできた町家は維持・修繕を重ねれば優れた長寿命住宅になるとして、環境施策の柱にした。町家暮らしは、都市住民に自然を意識させ、伝統文化・産業を守る街の持続性を維持する装置でもある。もちろん、古都京都に住む市民の誇りでもあり、景観づくりの中心にもある。町家は優れた都市建築である。京町家の都市住宅としての有効性は、しかし、それ以上に人々に多様な意味をもたらした。長年住み慣れた我が家を残す相談を重ね、家人の意見を聞き、夫婦や親子の日常を思い、丁寧に改造していくことは家族の絆を強くする。お仕着せの家でなく、馴染んだ空間でこそ、家族の再構築ができる。古い家があれば、離れた親族も頻繁に戻ってくる。また、近所の人々に親しまれた町家を壊すことなく、綺麗に再生すれば町並みも人も元氣になり、その喜びが地域社会の絆を強めることも分かってきた。そして、時代と共に衰退した商売を流行の事業に代えることで街の賑わいも戻り、人々の営みも再生した。さらに、新しいビジネスや創造的な仕事をする人が増えることで、訪れる人が増え、新しい京都らしさの発見が続いている。

京町家再生は保存ではない。町家や長屋を現代の住宅・店舗にする十分に普及した建築事業である。市内の設計事務所、工務店の受注量も増えた。不動産会社は再生町家・長屋の住宅を高値で売り出している。郊外住宅やマンションよりも新しい時代に合った選択なのである。だから、歴史都市京都が文化的アライバイとして残そうという取り組みではない。京都の未来に必要な社会資本の重要な一部として、官民ともに投資を続ける対象として理解されている。

- 1) 京町家ネットについては、ホームページ (<http://www.kyomachiya.net/index.html>) をご参照いただきたい。会報や関連文献も紹介している。
- 2) 拙著『中心市街地の創造力—暮らしの変化をとらえた再生への道』学芸出版社、2007年
- 3) 拙著『町家再生の論理—創造的まちづくりへの方途』学芸出版社、2009年

(むねた よしふみ)



各論 2
2

歴史資産を活かす —三井本館—

(株)日本設計 第一建築設計群副群長

黒木正郎

三井本館は、明治35年に竣工したルネサンス様式の旧本館が、関東大震災によって被害を受けたことにともない建設された。三井財閥の拠点的な機能を持つ事務所ビルディングとして大正15年6月に工事着手、昭和4年3月に竣工、同年6月に開館した。設計はアメリカ・ニューヨークの設計事務所トロウブリッジ&リビングストン社、施工は同じくアメリカのジェームズ・スチュワート社である。

東京の日本橋は、江戸時代においては全国への主要街道「五街道」の起点であり、江戸における陸運、水運の要衝であった。江戸当初より幕末に至るまで「金座」が置かれたこともあり、貨幣鑄造とともに金融取引の拠点にもなっていた。江戸時代以来多くの商店が集まり、それらが発展してできた伝統ある企業の本社が多く立地していることから、現在も東京都心核エリアの業務・商業ゾーンとして位置付けられている。

日本橋と三井グループの関係は、三井家の家祖、三井高利が1637年（延宝元年）、江戸本町一丁目に呉服店「越後屋」を創業したことに始まる。呉服商から発展した三井財閥は、明治7年に洋式建築の「三井組ハウス」をこの地に建造し、企業集団の拠点としてきた。現在は財閥の不動産部門を引き継いだ三井不動産株式会社がこの地に本社を置いている。

■三井本館

建物はアメリカンボザール様式、鉄骨コンクリート造、地上5階・地下2階建て、外部は花崗岩で仕上げ、東西と南面に1・2階を通したコリント式の大オーダーの列柱を立てた点に特徴がある。

内部は1階営業場の吹き抜け大空間に、大理石仕上げによるドリス式の柱を並べ、柱頭や天井の要所に彩色装飾を施すなど、力強さの中に華やかさを感じさせる意匠となっている。東南西の3面は、それぞれ信託・銀行・財閥本部それぞれの正面となる形式で、この当時の複合事務所建築の典型といわれている。平面は「目」の字型をしていて、3つの吹き抜けから最下層の銀行・信託営業ホールに自然光が落ちる。地下大金庫の扉は50トンの重さがあり、日本橋川から敷地まで堀を開削して船で搬入したという。総工費は822万ドル。単価を現在の価値に直すと、坪当たり1000万円を超える。建設費はともかくとして、わが国近代的事務所建築のひとつの完成形であり、その点において「歴史的価値が高い」と評価され、1998年に重要文化財指定を受けるに至っている。

■地域の再活性化と保存

この三井本館が重要文化財指定について文

化庁から打診を受けた1997年当時、東京では六本木地区などに新たな再開発が進行中であり、伝統的な百貨店を中心とする日本橋地区を上回る集客力を擁するエリアが増加しつつあった。町の構造や主要施設が陳腐化し始めていた日本橋地区は経済的・都市活動的な地盤沈下が現実のものとなりつつあり、大規模な都市更新開発の必要性が指摘されていた。そうした中、三井本館の所有者である三井不動産としては、当該街区における再開発の可能性と文化財指定との間に予想される相反関係について検討する必要性を感じていた。

さて三井本館街区の開発に当たって、街区全体として不動産事業上の最適解を追求するならば、可能な最大の容積率を使って建築することが求められ、いわゆる総合設計や特定街区等の高度利用のための開発手法を使うことになる。しかるに当時の都市開発手法では歴史的建築物を保存活用した場合、その「建築敷地を有効空地に算入する」ことは可能であったが、文化財が建物として使用されている場合にはその床面積は「当然」¹⁾容積率対象であると見なされていた。この場合はその分の容積率が新しい建物に含まれないため、大型の歴史的建築物を擁する場合は十分な事業採算性を得ることが困難となる。（三井本館は約24000㎡、街区の238%に相当する面積である。従来の手法では容積割り増しの上限は300%であったから、新たな建物は62%分の割り増ししか使用できないことになる）

しかし建築後60年を超えた本館の傷みは激しく、事務所ビルとしての賃料から、もはや自身の補修費用を捻出し続ける効用すらないといわれていた。この条件下では、事業として建築行為を見れば、本館は解体して公開空地とし、新しい建物に割り増しできる容積を最大化して収益を得ることが最適解とならざるを得ない。事業者としては、この方向を上回る事業上の意義を見出すことができなかった。文化的価値を認められたというだけで巨額の経済負担となる文化財指定を受けるという判断は、株主責任の上からも留保せざるを得ない。しかし、文化財指定の辞退は本館解体の決定を意味する。逆に重文指定を受けつつ、かつ経済合理性にもかなう方法さえあれば、事業と文化財保護が両立しうる。この

ようなことから関係者は、従来の二律背反を超える制度の必要性を共通認識とするに至ったのである。

■開発と保存の両立

これを機に東京都から、新しい都市開発制度として、重要文化財保存と高層建築の新築を一体のプロジェクトとして開発することを可能とする「重要文化財特別型特定街区制度」を創設する方針が示された。この間の経緯については他稿に詳しいのでそれに譲る²⁾が、本計画はその第一号として、三井本館を都市貢献施設とし、従来日本橋地区に欠落していたハイグレードなオフィスとホテルとを建設する都市計画決定を受けたものである。

昨年来の、東京、大阪の中央郵便局をめぐる議論が表しているように、保存と開発の相互矛盾がテーマとなって久しい。大都市中心部においては、高騰した地価を背景に、許容容積率＝経済価値という図式により建物の高容積化、再開発が進んでいった。結果、明治以降の近代化遺産としての都市建築物は、老朽化の進行とともに多くが解体され、高層建築に建て替えられる状況であった。東京都心5区を例に取れば、明治・大正・昭和戦前の歴史的建築物は、1980年から90年までに1016棟から477棟に、実に47%に減少している。これらは、表面的には経済原則に基づく行為とはいえ、都市の歴史的文化的資産を保存するための社会的ルールや開発制度の不在もその原因のひとつであったことは否めない。社会的にも保存を主張する側は保存それだけが目的であり、一方、都市開発制度は建築の属性にかかわらず規模に対してのみ着目したシステムであった。せめて高度成長期の後半の時期にでも保存と開発の双方に軸足を置いた枠組みがあれば、解体を回避し保存活用が可能になった歴史的建築物も数多くあったと考えられることが今となっては悔やまれる。

■歴史的建築物の保存から、都市デザインの再構成へ

従来の誘導型の都市開発制度の場合は、定型的に定められた公開空地等の数量基準と開発可能規模の一意的な関係を定めるにとどまっているが、この都市計画制度は、保存と活

用を誘導しつつ都市開発を推進する制度であるがゆえに、建築計画および建築のデザインのあり方までを都市計画決定の中に記述するものとなっている。まず歴史的建築物の保存を目的とするものであるから、重要文化財等に指定された歴史的建築物を保存活用する場合には、歴史的建築物の容積率に相当する分を従来の容積緩和上限値である300%に上乘せし、緩和の上限を500%に拡大することとしている。従来の容積緩和である300%分に相当する周辺環境貢献については、従来型の公開空地ではなく、歴史的建築物の文化遺産としての価値を守り、それがより良く活かされるために必要なデザインコードを規定することを評価の根拠としている。

本都市計画においては、まず、三井本館の外観の特徴であるコーニスラインと列柱の構成を継承し、街並みの連続性を形成するように新規開発部分の低層部は道路際まで張り出させ、軒線の高さをそろえ、回廊をめぐる。外部の公開空地は低層部外周部分の回廊空間にとどめ、代わって道路に面する屋内空間をアトリウムとして都市に開放する。また、建築に蓄積された時間の重みを感じてもらうために、三井本館と新館が接する部分には、本館外壁をあたかも展示品のように見せるための空間を、「歴史を感じる空間」として都市計画上の屋内公開空地に位置づけている。

新規開発部分である超高層タワーは街区の中央部に配置し、道路から見える街並みを守ってセットバックした形状とすべきこととした。さらに本館のシンメトリカルな構成にあわせ、それと調和する形態とプランニングにすることが誘導されている。都市計画が街並みデザインを記述し、建築はそのコードに従ってデザインを実体化する。プランナーからデザイナーにデザインの意思を連ねるこの流れは、より質の高い景観形成が望まれるこれからの都市デザインに、あるべきプロセスを示すものといえるのではないだろうか。

都市計画としての規定は、保存される建築の活用方法にまで及んでいる。三井本館は、昭和初期を代表する業務施設であり、特に銀行建築として高く評価されているので、1階から3階の銀行営業店舗は創建当初のまま継続使用されることが規定されている。中間階

の事務所部分は、一部に都市的交流施設としてホテルの会議施設、公共公益施設として三井記念美術館を設置した。本館に収められた各施設は、歴史と未来をつなぐものとして地域の活性化に資することを期待されている。

■現実の多様性を許容できる制度を

新規の都市計画制度をつくることにより完成した本プロジェクトに意義を見出すとすれば、保存と開発に関する二律背反の議論に正面から挑み、保存に関する都市制度の流れを転換するマイルストーンとなったことであろう。特に歴史的建築物の保存のためには、文化的価値を訴える活動に加え、経済合理性に基づいた「保存のための制度」が必要であり、それが実効性を持つことを証明した。それらがともにあってこそスクラップ＆ビルドから脱却して、都市文化の遺産を継承しながら都市機能の更新を進めることが可能になる。

もう一点あえて言うのであれば、都市計画制度という、社会システムとして普遍性を持つべきと認識されているものに対して、一般論からではなく、ある個別の問題を解決する機能を果たさせたことかもしれない。どの都市においてもいずれ人口減少が現実のものとなり、既成の都市域の再活用を余儀なくされよう。このときに直面する都市の既成像は当然に多様であり一般化になじむものではない。また必ずしも文化財級の歴史遺産があるわけでもない。このような次の時代に、コンパクトで高品位な都市像を描くために必要なことは、容積率がインセンティブとして働かない地域への誘導的都市計画の応用法の開発と、小規模かつ日常的な都市的生活景への対応方法であろう。歴史的建造物それ自体の多様性にかんがみても、それらが社会の中で活かされていく手法の具体策もまた多様であろう。創造は多様性から生まれるものであるから、制度はそれを許容するものであってもらいたい。この面においても多くの事例が現れることを願ってやまない。

- 1) 特定行政庁によっては、建築基準法第3条1項の規定により容積対象外の取り扱いをしていると聞いている。
- 2) 新建築2006・1月号、近代建築2006・1月号、月刊リフォーム2007・11月号 ほか

(くろき まさお)

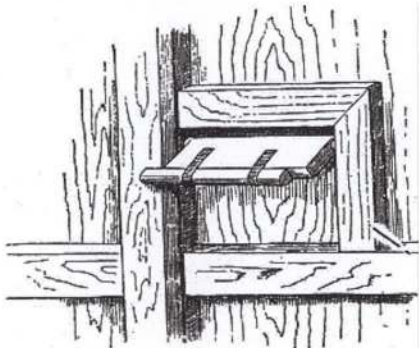


図1 地震戸

各論 3

伝統的な減災対策が 織りなすデザイン

～歴史資産を活かした
防災まちづくりへ向けて～

立命館大学総合理工学院教授
博士(工学)

大窪健之



図2 彦根城楽々園「地震の間」

わが国は「災害のデパート」と呼ばれるほど災害を受けやすい環境に取り巻かれており、その脆弱性を補うべく近代的な防災技術を発達させてきた。しかし近年にかけて、想定を超える自然災害が相次ぐ中、最近では災害を押さえ込むのではなく、受け流すという「減災」の考え方が見直されつつある。

これは、元来押さえ込む技術が存在しなかった時代に培われた知恵であり、伝統的な文化の蓄積でもある。先人たちは長い歴史の中で幾度もの災害を経験することで、災害をいかにして最小限の被害で切り抜けるかについて工夫を重ね、防ぐことから、受け流すという文化を確立してきたものと考えられる。

むしろ技術が限られていたが故に、人間が防災システムに積極的にかかわっており、人々が協力し合うことでお互いの知識や経験を共有し、想定外の災害に対しても柔軟に対応することができたと考えられる。そこでは減災としての災害対策全般にわたり、人間の関与が重要な役割を果たしていたといえる。

本報告ではこれを一つの仮説として、文献を基に、伝統的な災害対策における人間の役割について整理するため、文献調査を行った。

- ・先人の知恵として報告されている既往研究から抽出した伝統的な災害対策を、地震、火災、水害の3つに分類し、さらに個別的な対策と集団による地域的な対策に分類・整理を行う。
- ・各災害対策の個別的対策と集団対策の両面において人間のかかわりを抽出し、伝統的な災害対策における人間の役割の重要性について明らかにする。

もとより地震・火災・水害は都市規模で頻発した自然災害であり、それぞれに伝統的な災害対策が行われてきた。以下では伝統的な災害対策における平時や非常時の取り組みについて、3つの災害ごとに人間とのかかわりを中心に整理を試みる。

■地震対策における事例

①個別的対策として、「地震小屋」¹⁾と「地震戸」²⁾を取り上げる。地震小屋は災害に際して設置された仮設住居で、資材をあらかじめストックしておくことで復旧しやすいよう工夫されたものであった。地震戸(図1)は雨戸を開けなくとも素早く開けることができ

るドア・イン・ドアで、家族が逃げ出しやすいように設置されたものと考えられており、地震時だけでなく普段から利用・維持されることで、緊急時にも対応が可能となっていた。

②地域的対策では、京都御所の「地震殿」³⁾と彦根城楽々園⁴⁾(図2)、江戸城西丸⁵⁾の「地震の間」について整理した。これらは余震に対応した周辺からの避難所であり、あらかじめ耐震・免震的な工夫を盛り込んで建てられていただけでなく、地震時には即座に逃げ込みやすく、また逃げ出しやすいよう、開口を優先的に確保できる工夫がなされていた。

以上の事例では、避難生活を安全に暮らせるよう前もって資材を確保することで応急的に人手による建設を可能としたり、常設された地震避難所についても出入りが容易な平面形でかつ簡潔で軽量の構造とすることで、人の手によって必要な機能を補完できるデザインの工夫もなされていたと考えられる。特に地震戸では、日常機能を持たせることによって特別な訓練を必要としない非常用設備となっており、現代においても注目に値する。

■火災対策における事例

①個別的対策では、「土壁」の維持管理⁶⁾と緊急時の対応⁷⁾について整理する。土蔵は家財や品物を保存する施設であるため、災害対策は必須の性能となっていた。特に土壁は耐火性能を持った仕上げであるが、耐久性に欠けることから継続的な維持管理が必要であり、それが故に日常からの性能担保がなされてきたと考えられる。雨よけ板や庇について



図3 雨除け板(奈良県十津川村内原)

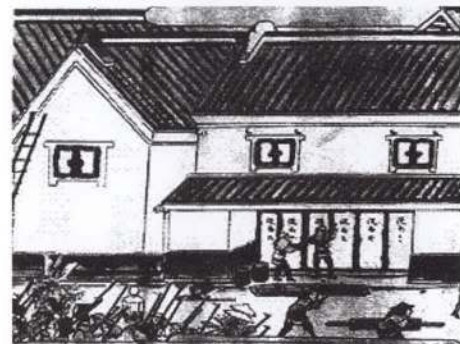


図4 土蔵の目塗り

も、土壁を保護するために雨の影響を受ける部分に設置され、それがデザインの特徴となりつつ、定期的に交換することで維持管理が行われてきた⁸⁾ (図3)。実際の火災時には耐火性能を補完するために、大火が迫る前に可燃物である屋根と雨除け板を引きはがし、扉や窓の隙間に目塗りを行う (図4) など、焼失を防ぐための手入れがなされていた。

②地域的対策では、防火用水⁹⁾や地域の自衛体制¹⁰⁾¹¹⁾について整理を行った。用水 (水路) は生活利用だけではなく、火災時には防火用水として使用されてきたが、生活のため普段から住民による清掃等が行われ、スロープや階段などそれが可能な環境としてデザインされていたが故に、火災時にも問題なく誰もが利用できる状況を維持してきた。地域の自衛体制については、地域単位で火を出さないルールを設け、火災を未然に阻止してきた事例が見られ、出火時には地域ぐるみで駆けつけ消火にあたることで、被害を最小限に抑える体制が準備されていた。

すなわち、土蔵については、平常時からの維持管理や有事の人的対応によって美しい町並みと防火機能を維持しており、周辺環境の面からは、火災時には地域に密着した水利と地域住民の人手によって被害を軽減していたと考えられる。

■水害対策における事例

①個別的対策では、「水屋」建築における避難体制^{12) 13)}や「水害防備林」¹⁴⁾を取り上げる。水屋建築は他の家屋に対して高い位置に築かれ、輪中に見るような石壇のある町並み景観が形成された。避難用の舟 (上げ舟) や食料を備えることで避難生活を送れるように工夫されており、浸水する他の家屋から家人の手で家財を運び込むことで被害の低減に活用された。水害防備林は堤防の能力を補完する目的で植樹された林であり、継続的な維持管理のために手入れが行われることで、その景観と性能を保持してきた。水害時には水防活動の資材の供給源として切り出され、幅広く利用された。

②地域的対策では、水防活動¹⁵⁾や「畳堤」¹⁶⁾について整理を行った。伝統的な水防体制においては、水害を想定した非常時の役割分担

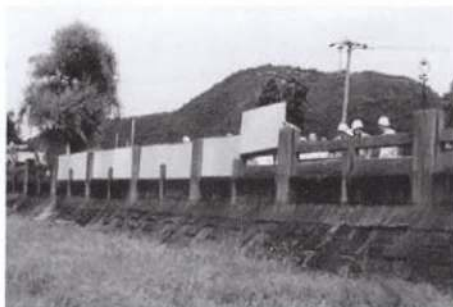


図5 兵庫県たつの市・揖保川の畳堤

や段取りが事前に決められ、定期的に堤防の点検や水防道具の確認も行われてきた。畳堤では、河川の水位が上昇し堤防を乗り越えそうになると、各戸から畳を持ち寄って枠に差し込み、堤防を嵩上げすることによって、想定外の水害にも対応できるように工夫されていた (図5)。準備の必要な土嚢などに比して、畳がどの家にもある規格化された材料であることを活かした、優れたデザインであるといえる。

すなわち、事前に洪水対策のための避難建築や樹林帯を準備し、被害に応じて人と財産を移動させる対応をしたり、地域ごとに水防体制を設け、緊急の場合には住民が協力して堤防に手を加え、被害を可能な限り小さくしてきたと考えられる。

■将来の災害対策へ

阪神・淡路大震災を機に、われわれは従来の完全を目指した防災対策に一定の限界があることを学んだ。そして長田区真野地区をはじめ、震災時の大規模な被害の中で地域住民が協力することで災害時や災害後に柔軟に対応し、被害を軽減させることができた事例を見た。

本報告の事例に見られた個別的な対策および地域的な対策からは、それぞれ人とかかわりの中で普段からの維持管理や非常時の機能補完が行われており、災害時には、個人はもとより地域住民によって柔軟に対応する工夫が組み込まれてきたことが示された。それ故に伝統的な災害対策では、想定外の自然災害に直面した場合でも、人が一連の災害対策に関与することで性能を最大限に引き出すことができたものと考えられる。

以上を踏まえれば、近代的な防災技術の多くが精緻な計算に基づく強固な対策でありながら、想定を超えた災害に対して脆弱な側面

を持つことに対し、伝統的な災害対策には、一定の被害は受けるものの、人間が関与することで想定を超える災害に対して柔軟な対応を可能とする特質があったといえる。

本報告は限定的な事例調査の域を出るものではないが、将来に渡り想定外の事態に対応するためには、先人たちが成し得てきた人の役割を重視した防災対策を再評価し、粘り強く柔軟に対応していく考え方の重要性を見直す必要があろう。伝統的な要素をまちづくりに活かす中で、減災のデザインを見直し再生することは、美しい歴史都市の保存と再生に直接結びつく重要な所作であると考えられる。

- 1) 松岡祐也「『言経卿記』に見る文禄五年伏見地震での震災対応—特に「和歌を押す」行為について—」, 歴史地震, 第21号, 2006年, pp.157
- 2) エドワード・S・モース著 斉藤正二、藤本周一訳『日本人の住まい』八坂書房, 2004年, pp.262
- 3) 斎田時太郎「京都御所泉殿及地震殿について」東京帝國大學地震研究所, 東京帝國大學地震研究所彙報第18号, 1940年, pp.698-700
- 4) 斎田時太郎「彦根城築々園地震の間にについて」東京帝國大學地震研究所, 東京帝國大學地震研究所彙報第18号, 1940年, pp.692-697
- 5) 大熊喜邦「地震の間に耐震的構造に対する觀念」日本建築学会, 建築雑誌Vol.29, No.345, pp.607-621
- 6) 安藤邦廣、乾尚彦、山下浩一『住まいの伝統技術』建築資料研究所, 1995年, pp.150
- 7) エドワード・S・モース著 斉藤正二、藤本周一訳『日本人の住まい』八坂書房, 2004年, pp.329
- 8) 安藤邦廣、乾尚彦、山下浩一『住まいの伝統技術』建築資料研究所, 1995年, pp.28-33
- 9) 下村紀夫「水の郷八幡町 水の恵みを活かすまち郡上八幡」/『地下水技術』地下水技術協会, 第45巻第1号, 2003年1月号, pp.4-5
- 10) 山本純美著『江戸の火事と火消』河出書房新社, 1993年, pp.158-159
- 11) 黒木喬『江戸の火事』同成社, 1999年, pp.68-69
- 12) 小林昌人著『民家と風土』光明社, 1985年, pp.174
- 13) 伊藤安男、青木伸好著『輪中』學生社, 1979年, pp.86
- 14) 日本建築学会編『集住の知恵—美しくすむかたち—』技報堂出版, 2005年, pp.8-9
- 15) 伊藤安男著『治水思想の風土—近世から現代へ—』古今書院, 1944年, pp.269
- 16) 宮村忠著『水害—治水と水防の知恵』中央公論社, 1985年, pp.20

<図版出典>

- 図1 エドワード・S・モース著 斉藤正二、藤本周一訳『日本人の住まい』八坂書房, 2004年, pp.270
- 図2 2009/1/8 (木) 撮影
- 図3 黒木喬『江戸の火事』同成社, 1999年, pp.148
- 図4 安藤邦廣、乾尚彦、山下浩一『住まいの伝統技術』建築資料研究所, 1995年, pp.31
- 図5 『ふれあい近畿』大阪近畿建設協会, 2003年3月号, pp.14

(おおくぼ たけゆき)

「アベノ☆ヒミツキチ」

今回、ご紹介するのはJR大阪環状線、寺田町駅近くにある「アベノ☆ヒミツキチ」です。関西で活動し、田中やんぶを代表とする「A-yan!! (えーやん) 関西をアートで盛り上げるNPO」がアートサロンとして運営、また活動の拠点としています。

「A-yan!!」は「みんなでオモロイコトで楽しく」というコンセプトのもと、関西の商店街おこしや地域のお祭に参加しています。

「ベッタン王選手権」でのワークショップ、ヒーローショー「アート戦士エーヤンダー5」を通じて、世代間の交流、地域活性を行なってきました。

今年は小学校での図工教室、若者達と公共施設を使ったイベントでの運営アドバイザーも行ない、また「水都大阪2009」などの大阪府を代表するイベントにも数多く参加しています。

この場所に至るまでは、大阪府立青少年会館にて「森ノ宮ヒミツキチ」を、2008年3月より開設していました。

ですが、大阪府の橋下知事による府政により会館が廃止売却が決定。

一時、活動場所を失い、また団体の存続の危機にも陥りました。

そんな時に会ったのが、現在の大家さんでした。

代表の田中やんぶと大家さんが出会い、私たちのそれまでの活動や理念をご理解いただき、応援してくださることになったのです。

こうした経緯があり「アベノ☆ヒミツキチ」が誕生しました。

まちづくり活動に
取り組む人々。

07

「A-yan!!」(えーやん)
関西をアートで盛り上げるNPO
浦方祐介(うらかた ゆうすけ)

この
まちが
好き



寺田町駅近くの町は戦災の影響を受けておらず、その為に昔ながらの家屋や履物屋さんが並んでいます。

「アベノ☆ヒミツキチ」も大正の時代から残る、築100年以上の建物です。

石造りで大正ロマンの雰囲気があり、時々写生に来られる方もいらっしゃいます。

そして実は「アベノ☆ヒミツキチ」は、代表の田中やんぶの生家でもあるのです。

団体運営の様々な苦労の末、運命的に見つかった場所でもあります。

「A-yan!!」のアートと若いチカラを持って、自分の地元から盛り上げていけるように日々運営をしています。

また「アベノ☆ヒミツキチ」では、9月より現役のアーティストが直接指導をする図工教室を開講しました。

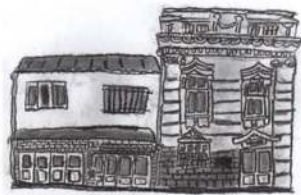
初心者でも基礎から学び、作品展示できるまでのカリキュラムです。

「A-yan!!」が「アベノ☆ヒミツキチ」でやりたいことは、地域みなさんに愛され、大人から子どもまで、みんなが楽しく過ごせるコミュニティスペースにしていけることです。

例えば将来的にはカフェも運営もしていき、ゆっくりとおしゃべりが出来る場を提供したり、または歳末の夜警の時などには、集会所としても使っていただけたらと考えています。

地域みなさんと共に、この場所を盛り上げていきたいと考えています。

築100年以上の「アベノ☆ヒミツキチ」
建物の造りは大正時代の物。



図工教室



関西地区を盛り上げる
道徳ヒーローショー
「アート戦士エーヤンダー5」



JR大阪環状線 寺田町駅 南口より徒歩1分
「アベノ☆ヒミツキチ」
〒545-0001 大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北2-8-1
電話 06-6714-4649
mail info@a-yan4649.com

新朝日ビルディング

松隈章

再読 関西近代建築

モダンエイジの建築遺産

所在地／大阪市北区中之島2丁目21、22、23
設計／竹中工務店(小川正)
施工／竹中工務店
竣工／昭和33年4月3日(1958年)
構造／鉄骨鉄筋コンクリート造
規模／地下2階、地上13階、塔屋4階
種別／複合施設

■「連歌」のように連続した景観を形作ってきた大阪・中之島「朝日新聞社ビル」群
水都・大阪の景観を代表する中之島地区は、東に「大阪市中央公会堂」(1918年)、「大阪府立図書館」(1904年)、「日本銀行大阪支店」(1903年)などの歴史的建造物が建ち並び、川や橋と一体化した低層で美しい景観が残っている。しかし、西へ行くと「大阪ビルディング」(当再読シリーズの第二回)周辺を含め「大阪三井物産ビル」「関電新本社ビル」など再開発が加速し、超高層ビルが林立する景観へと近年急速に変貌してきている。

四ツ橋筋に面した昭和初期の「朝日ビルディング」(1931年・当再読シリーズ第一回)から戦後の「新朝日ビルディング」(1958年)、「朝日新聞ビル」(1968年)まで約80年間「連歌」のように時代を超えて連続した景観を形作ってきた朝日新聞社ビル群にもとうとう再開発の波が押し寄せ、最初の工事として今まさに「新朝日ビルディング」の解体工事が始まり景観の一端が失われようとしている。

■1950年代の竹中工務店設計部におけるリーダー小川正

「新朝日ビルディング」を担当した小川正は大正元年(1912)に大阪市で生まれ、1913年生まれの丹下健三や岩本博行とはひとつ違いの先輩格に当たる。住友工作部で敏腕を振った父・小川安一郎の影響を受け早稲田大学で建築を学んでいる。昭和12年(1937)に理工学部建築学科を卒業し竹中工務店に入社。当時は鷺尾九郎が設計部長で、

戦前の竹中工務店設計部をリードした早良俊夫、石川純一郎や構造の青柳貞世らが在籍し、その指導は『技術よりは人間形成』であった。

そして戦後1950年代に入ると竹中工務店は「産経ビル(産業会館ビル)」1952年、「東京産経会館」1955年、「神戸国際会館」1957年とさまざまな用途・機能を内包する複合建築を次々と受注し、設計施工の実践による技術の蓄積を急ピッチで進めていった。それらを担当した小川正は、まさにその1950年代のリーダーのひとり(1953年～1961年大阪本店設計部長)だった。

■「新朝日ビルディング」～現代に繋がる大規模複合建築のマイルストーン

「新朝日ビルディング」は、その時代を代表する作品として雑誌「新建築」昭和33年(1958)6月号の表紙を飾り、1960年創設された建築業協会賞(BCS賞)の栄えある第一回受賞に東京タワー(1958年竣工 施工・竹中工務店)とともに輝いている。

1) 当時国内最大規模の複合施設

大阪市の中之島地区の一角を占めるこの地区は、朝日新聞社の新聞の編集発行拠点として藤井厚二設計の「大阪朝日新聞社社屋」1916年、文化の発信の拠点として市民に親しまれた松下甚三郎設計の「朝日会館」1926年、貸ビルとして当時の最高の設備を誇った石川純一郎設計の「朝日ビル」1931年などの施設が集中する“一大文化情報発信基地”を形成していた。

朝日新聞社は四ツ橋筋を挟んで東側に位置



①航空写真(2007.5)(写真提供:竹中工務店—以下*印)



②

② 外観

③ 土佐堀川下流より見る朝日建築群

④ フェスティバルホール客席

⑤ カクテルラウンジよりロビーを望む

⑥ 2階平面図

⑦ A、Bブロック中央断面

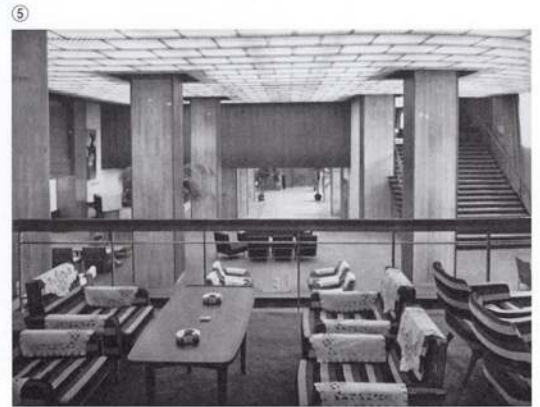
⑧ 立面図



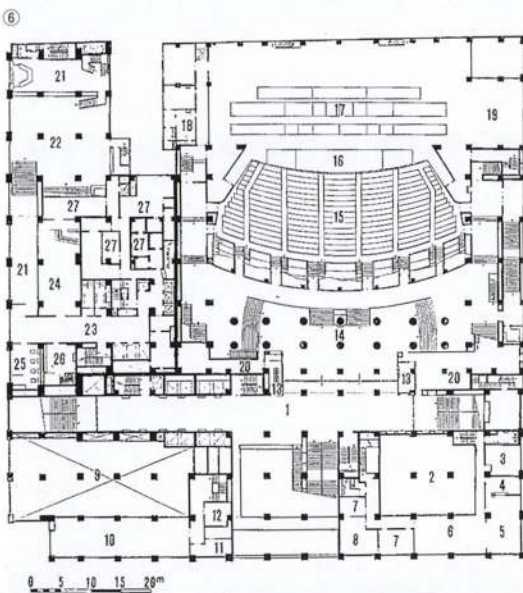
③



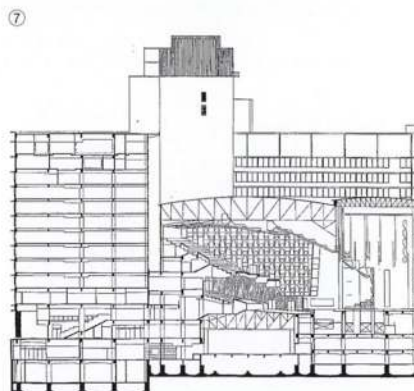
④



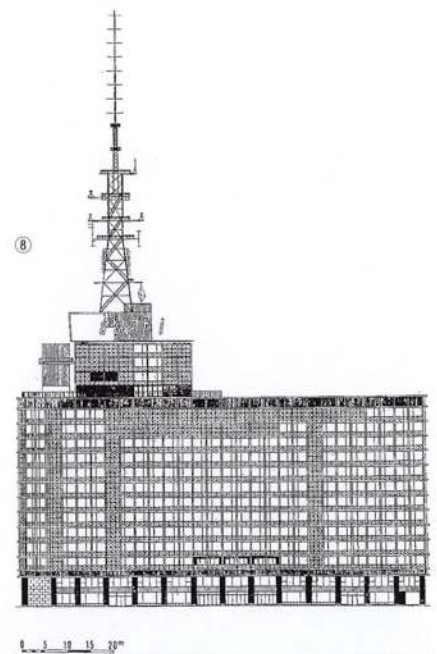
⑤



⑥



⑦



⑧

「建築と社会」第39輯 6号（昭和33年6月号）より

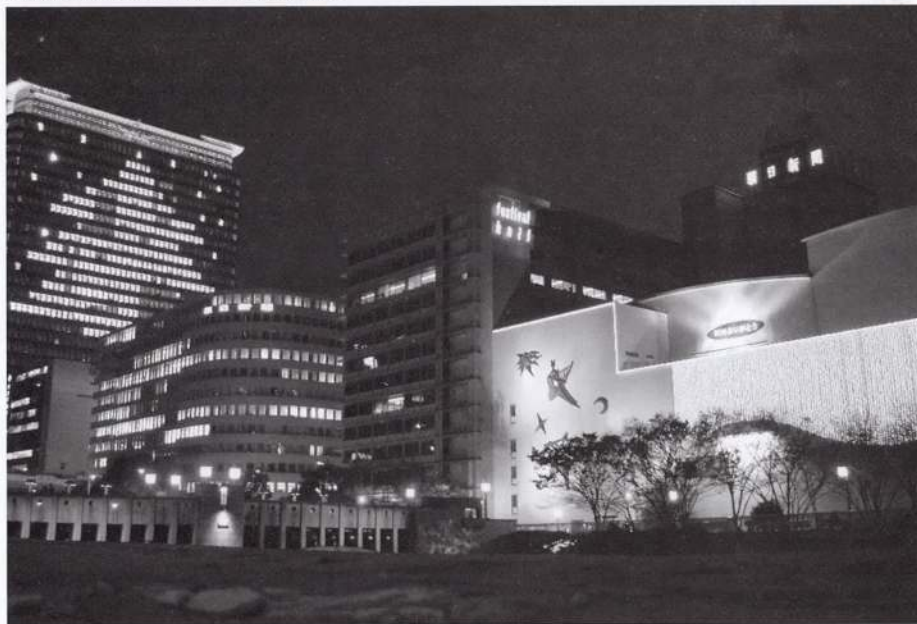
⑨航空写真 (1970年頃)*



⑩塔屋と鉄塔 (2009.1.17) *



⑪最後のクリスマス夜景 (2008.12) *



⑫BCS賞記念プレート*



⑬見学会風景 (2009.1.17) *



(*印一写真提供: 竹中工務店)

する郵政省敷地及び米軍接収中の駐車場を昭和25年(1950)に買収、1956年末に大阪市の構想である“中之島高層地区計画の第一号”として大阪市建築審査会の同意を得、建築基準法57条の運用により許可を取得する。

建設委員会(委員長:村山長孝社長)によって構想され、この敷地に要求されたのは、用途を異にする貸事務所・銀行・放送スタジオ(Aブロック)、座席数約3,000の国際級の規模を誇る大ホール・フェスティバルホール、ABCホールなど(Bブロック)、そして、客室数400の関西随一の規模のグランドホテル・朝日文化ホール(Cブロック)の大きく3つに分かれた機能を内包する地下2階、地上13階、延床面積75,786㎡、軒高45mにもなる巨大かつ複雑な複合建築であった。31mの高さ制限が撤廃(1963年)されていなかった時代、軒高45mの「新朝日ビルディング」は日本最高の高さを有していた。

2) 短工期を実現するために徹底した工業化技術を導入

これだけ大規模な施設に対して与えられた工事期間は約20ヵ月。しかも敷地内にあった屋内スケートリンク「アサヒアリーナ」の解体工事を除くと実働工期はわずか18ヵ月だった。設計と施工が一体となった計画によって短工期を実現している。外装には向かいの「朝日ビルディング」の金属パネル(ジュラルミンとステンレス)との対照を意識したデザインとして37トン、7,500㎡にも及ぶアルミパネルが採用され、建物総重量の軽減、工期短縮を図っている。

3) 都市計画へと繋がる地区開発的計画

大規模な集客施設の計画においては都市への影響を無視することはできない。具体的には面積・容積の増大に伴う居住人口・交通量の増加に対して、公共空間の開放と交通動線の調整や駐車場整備等を慎重に検討し、西側壁面を敷地境界から7m後退させ、さらに有効4m幅のピロティ状の公共通路を設け、地下にも幅4.5mの公共連絡通路を設けている。結果、敷地の約40%を公共空間へと提供している。四ツ橋筋に面したワンブロックにも及ぶピロティ状の公共空間は、近年の総合設計制度による公開空地には無い建築と都市の連続性あるヒューマンスケールの空間を提供している。

■1950年代のモダニズム建築

「新朝日ビルディング」の意味

1) 「クラフト」から「インダストリー」の時代への移行期—1950年代

焼け野原から復興を開始した日本の戦後も、物資不足と混乱の続いた昭和20年代前半

が終わり後半(つまり1950年代)に入ると、その後の日本の建築技術を大きく変革した材料や技術が相次いで海外から紹介されるようになる。昭和25年(1950)には戦前に始まる種々の「建築関係資材統制」が一斉に解除され、代用品時代が終わりを告げる。建材は10年ぶりに全面的に自由競争の時代を迎えた。日本の鋳工業生産も急速に回復し鉄鋼やセメントの生産量も1951、52年には戦前の生産量を上回っている。まさに数字の上からも“もはや戦後ではない”時代を迎えていた。“クラフトの時代”から“インダストリーの時代”への移行期であった1950年代は、1960年代の高度経済成長期前夜であり、建設資材の工業製品化がいまだ一品生産でクラフト的なものとして行われていたのである。

2) 「コマーシャリズムの建築」

「新朝日ビルディング」竣工当時、小川正は「コマーシャリズムの建築」という言葉を頻繁に使っている。「コマーシャルの建築をめぐって」と題された座談会で小川は『村野先生からよくお話がでるが、コマーシャリズムの建築では、骨組みは不動産であると考えれば、これは償却を必要としない。一中略—しかし外壁は、今でも消耗品と考えることができる』と述べている。

建物のスケルトンを不動産として考え、外装が取り替え可能なものを「コマーシャリズムの建築」と小川は呼び、外装をアルミパネルにすることによって改装を容易に出来るようにすることを「コマーシャリズムの1つの演出」としている。これは「年月とともに陳腐化していく外装が改装によって新しく生まれ変わることは市民にとっても魅力的である」という商業建築に対する小川の考え方の一端を示している。

しかし、残念なことに「新朝日ビルディング」の外装パネルは一度も改装されることなく解体が進んでいる。この50年の社会や経済の変化は小川が考えていた「骨組み」までも時代遅れにしてしまうほど大きなものだったのである。

■消えた1950年代の建築生産方式

1950年代に目指した「高度な工業化や技術の洗練化による自由領域の拡大」が達成されたかに見える現代において、逆にクラフト的なものとして手探りで工業製品化が行われていた1950年代の建築が魅力的に見えてくるのは何故だろうか。

そのヒントは、大量にビルが供給される1960年代にある。1960年代になると急激な建築生産の変容に前川國男のテクニカル・アプローチは飲み込まれていく。また、一方「教

条的モダニズム」と対決姿勢をみせていた村野藤吾は、より作家性の高い作風によって自在さを獲得していく。

1950年代には、1960年代に大きく分かれていく2つの流れ—「村野藤吾らの“クラフト的”なもの」と前川國男らの“インダストリー的”なもの—が未分化なまま並立していたのである。しかし、1960年代に始まったオフィスビルの大量供給に伴って建築資材の工業製品化や規格化が急速に進み、現代では建材をカタログからチョイスすることが当たり前となり、経済合理性からも必然になっている。

■「都市の記憶」の継承に向けて

市民をはじめ演奏家とともに数多くの思い出を刻んだフェスティバルホールの解体を惜しむ声にこたえて、平成20年(2008)12月22日に一般向け、そして平成21年(2009)1月17日に建築関係団体の専門家を対象としたお別れの見学会が開催され、両日ともに多くの人々が押しかけた。解体前に建物の見学会が正式に開催されることはまだまだ珍しい。その意味でお別れ見学会が開催されたことの意義は大きいと言える。しかし、人の寿命が約80年の時代に建築の寿命が50年で良い、つまり、建築の社会・文化的な価値はそんなものなのだろうか。

あるテレビ番組で建築家の故・黒川紀章さんが、「何のために建築家をやっているか」と言うと、自分たちが生きた時代がどういう時代であったかを作品に込め、それによって後の人々が時代精神を理解して下さることに喜びがあるから」と語っていた。

建築はそれが建てられた時代を物語る大切な「都市の記憶」である。時代や社会を映す鏡として建築は造られ、建築によって社会は造られ時代を重ねて来た。「新朝日ビルディング」が50年にわたって大切に使われてきたこともその時代を映し、今般解体されるという事実も経済合理性優位の今の時代や社会を象徴している。

現代は我々にとって大切な「都市の記憶」を経済合理性によって失うことが頻繁に起きている。こうした動きに打ち勝つような社会・文化的な仕組みづくりや法整備が必要だ。今のままでは「都市の記憶」という時代の証しの存在しない時代を我々は生きていくことになる。人の記憶の継承と同じようなスピードやテンポで、時代時代を代表する歴史ある建築を活かしながら少しずつ「連歌」のように年を刻む中でゆっくりと更新されていく都市景観であって欲しい。

(まつくま あきら/藤竹中工務店大阪本店設計部)

「建築と社会」誌

特集一覧 ●1987~2008

大正6年3月に誕生した日本建築協会（当時・関西建築協会）の、機関誌は「大正6年9月に『関西建築協会雑誌』と題して創刊された。大正8年に『日

本建築協会雑誌』、さらに1年後には「建築と社会」と改題し、今日に至っている。取り上げてきた特集テーマは下記のと

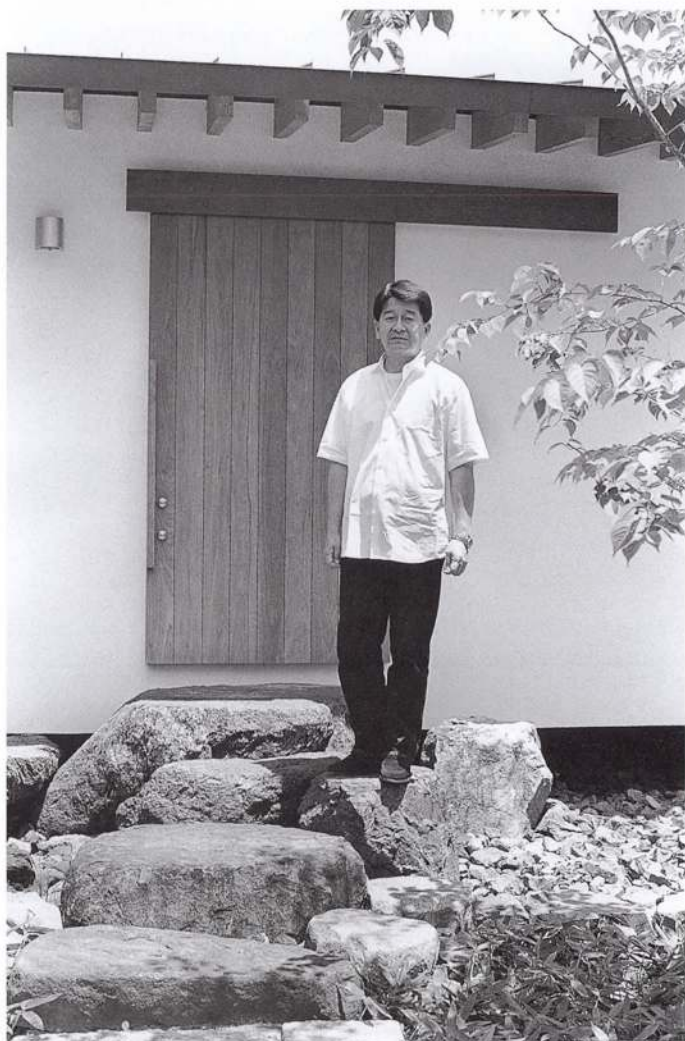
おりで、バックナンバー購入希望は、日本建築協会事務局（TEL 06-6946-6981、FAX 06-6946-6984）まで。販売価格は1200円（送料・消費税含）。

号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
1987 vol.68	● 入浴物語	● 腐食	● 創立70周年 記念号	● 躍動する 東海へ	● 貯蔵・保管 施設 ● 大阪府立 体育会館	● 室内の仕上床	● 駅	● 行政建築家 の可能性	● シティホテル の設備	● 宝塚の 街づくり*	● 建物と町並みの 接点 ● 昭和設計 作品集	● 第34回 青年技術者
1988 vol.69	● ホテル物語	● 軟弱地盤 と基礎 ● 文化と伝統—東 海からの報告	● 設備における LCCと リフレッシュ ● 東海建築事務所 作品集	● 建物の外装 リフレッシュ*	● 都心居住	● 中国地方の展望 とひろしまの まちなみ	● 21世紀への 照明	● 制振*	● 超高層住宅 を考える	● 集合住宅の リフレッシュ* ● 大阪府営普	● 第35回 青年技術者 ● 800号記念*	● 読書テレビ
1989 vol.70	● 夢をのせる 輸送設備	● リゾート事情 ● 竹中工務店 創立90周年記念	● 色の復権 ● 東海の新建築 と伝統技術*	● 省力化の ための材料 ・工法	● まちづくり と法	● 博覧会と まちづくり	● 都市環境創造 と設備I	● 建築とアート	● 構造の省力化 ● 東海建設大阪支 店建築設計部作品 集	● 都市環境創造 と設備II ● ユーザー参加 のハウジング	● 第36回 青年技術者	● 最近の博覧会 パビリオン
1990 vol.71	● 商品化住宅 のデザイン*	● ニュータウン・ ルネサンス	● 東海の都市 景観 ● 住居文化会館*	● スケール感	● プレハブ 住宅技術の 現在と未来	● 国際花と 緑の博覧会	● 建築家のための 設備知識— 中規模オフィス ビルによる ケーススタディー	● 高度化— 設計の多様化 をめざして*	● やわらかな 住宅管理・ ユーザーの 役割	● 都市のナイス ・プレイス ● 兵庫県営の 展望と景観*	● 第37回 青年技術者 ● 和歌山景観 の展示と景観*	● 高級感—建物の 顔：感性の時 を迎えての外 装材
1991 vol.72	● 新しい都市 空間づくり —I—	● オフィス・ プレジャー ● 新しい都市空間 づくり—II— ● 建築の風景	● 東海支部 復活30周年 記念	● 大阪東京海上 ビルディング	● 今、京都 ● 建築家のための 設備知識—複合 商業ビルによる ケーススタディー	● 建築と土木 ● 毎日放送本社ビル ● 近畿地方建設 局管轄部	● 一般号*	● 建築をめぐるトラ ブルとその解決 ● 建設現場のイメ ージアップ作戦	● 空間のアイデン ティティ ● きんてん写真集 ● 大建設40周年	● 自治体住宅 政策への提言 ● 大林組創業 100周年記念	● 建築と土木 —構造技術 の世界— ● 第38回青年技術者	● スリムでタフな コンクリート 21世紀の住まい を考える シンポジウム
1992 vol.73	● 夢物語— 人がかわる、 まちがかわる—	● こだわりの インテリア ● 近畿の郵政建 築15年の歩み	● 建築と デザイン —東海支部—*	● 建築家のための 設備知識—集合 高層住宅の設備 システム—	● 地球環境 時代の建築	● 街割り、住まい の創り—住宅・都 市整備公団関西 支社10周年—	● 木構造を使っ てみませんか —集成材によ る構造—*	● 接着— 建築分野への 限りなき可能性	● 中国地方の 町並みと建築 家の「語り、夢、 作品」*	● 屋台—飯盛の 魅力に学ぶ— ハウジングの メインストリーム を探る	● いま建築教育 に何が期待 されているか	● 京のかたち と色
1993 vol.74	● 第39回青年技術者 ● 東海建築事務所 創立60周年 記念作品集	● 大阪府営 ・博物館	● 東海美術館 ・博物館	● 市民劇場の 舞台設備	● 環境— 限りある自然 と建築との かわり	● 都市の スカイライン	● 映画の中の インテリア ● けいはんなプラ ザ・住友ホール	● 建築の再生 —構造技術の 役割— ● 大阪市営	● 国際的パート ナーシップの 可能性	● 福祉の まちづくり	● 都市型住宅 再考	● 第40回青年技術者 ● 環境—人に やさしい空間創 造をめざして
1994 vol.75	● コピー文化の 新時代 ● 広島の新創り アジアカン大会	● 九州のイン スタレーション と景観	● 伊勢・神宮 式年遷宮と 神宮界隈*	● 建築のエネ ルギーシス テム	● 明日に向か って—会員 作品	● いま、医療 施設は	● 住空間にお ける居どころ への視点	● まちなかの 看板 ● 竹中工務店 の集合住宅	● 水と建築 ● 日本建築 総合試験所	● 建築設備のCG シミュレーション ● 村野、森建築 事務所	● 構造美— 建築の中の美 ● 集合住宅の地 リニューアル	● 第41回 青年技術者 ● 関西国際空港
1995 vol.76	● 光がつくる 風合の世界 *	● 音—騒音から 操音/創音へ	● 飛騨・美濃 —まちの活性化 と地方文化—*	● トイレから 見た都市 文化	● トイレ空間	● 接合 ● コスモタワー	● ユニバーサル デザインとは	● 私の空間 作法—会員 作品	● 新しい「都 市・建築」 の視点*	● 建築構造と 社会の接点 ● 日建設*	● ライフライン と建築設備*	● 第42回 青年技術者 ● 滋賀県建築課
1996 vol.77	● 阪神大震災 から学ぶ *	● 大阪府住宅 供給公社創立 30周年記念*	● 遠江—その 地方振興と 文化—*	● 立体駐車場 設備 ● 大建設設計	● 災害！非常時に 生きる法体系 ● OAPタワーズ	● いま、プール がおもしろい	● 住まいの 未来像	● マルチ メディアが つくる世界	● キーコンセプト の新时代	● 最新の大型機 スポーツ競技 施設の設備	● 私の空間作 法 96 ● 九州の元気 ● りんくうの3作品	● 第43回青年技術者 ● 近畿地産館
1997 vol.78	● 建築のロン グライフ化 をめざして	● 鉄ものがたり *	● 東海支部会員 作品 ● 緑・藍・白・文 化とまちなみ—建築*	● 創立80周年記念 /建築と私と社会 —80人の眼—*	● 木造建築物の伝統 技術とその継承	● 住む空間の 復興—古・現代 の運用と新たな 建築— ● 住居公団関西支社	● 素材の不思議 ● 大阪ドーム	● 新エネルギー ● 住宅・都市 整備公団改 革への提言	● クロスワード 都市OSAKA *	● モザイク都市 の住むかたち ● 昭和設計 40周年	● 私の空間 作法 —会員作品—	● 第44回 青年技術者 ● 京都駅ビル
1998 vol.79	● 新しいまちづ くりの予感 ● 東海建築事務所 創立60周年	● Concrete ● 九州とわたし、 そして建築	● 東海支部 会員作品 ● 信州—諏訪と その周辺—	● 街並みの演出— 最近の外構材料	● 生活環境の 安全・安心	● 地球環境 保全と建築	● 心と体を 元気にする インテリア	● 建築設備— ビルメンテナ ンスの立場から	● 建築への証 言—98 —21世紀に 向けて	● ゆれをとめる —たえざる技 術からたえな ざる技術へ—	● 私の空間作 法 ● 2001年の医 療施設	● 第45回青年技術者 ● 駅とともに歩 んできた 阪神の12年
1999 vol.80	● “らしさ” のデザイン ● 建築を続ける 小粋なモノの仕 込人	● 大阪府都市 整備局	● 東海支部 会員作品 99 ● 信州—街並み と地域文化の 再構築—	● 都市の パブリック	● 関西建築界の 流れと東海諸 の足跡をたどる	● 大阪城天守閣 平成の大改修	● 改正建築基準 法—まちづく り・すまい づくりへの 展開—	● 私の目でも みた環境問題	● アーバンイン テリア—都市 空間としての インテリア	● 木とともに	● 私の空間作 法	● 第46回 青年技術者
2000 vol.81	● 21世紀のデザ インの動向を 見る ● 建築設計事務 所創業75周年	● 中国支—しま な海と中国地 方の街づくり—	● 東海支部 会員作品2000 ● 豊中、山崎—地 域文化の発展 と新たな建 築づくりの現 状—	● 都市の パブリック	● 都市の パブリック	● スケルトン& インフィル	● 改正建築基 準法—パート II—	● 100年後への メッセージ ● 日建設創業 100周年	● 来世紀に 引き継ぐ— わざ、もの、 こころ—	● 私の空間作 法—会員作 品— ● 21世紀の高 齢者の居住環 境	● 第47回 青年技術者	
2001 vol.82	● エス・ティ ・ティファシ ・ティーズ	● 21世紀の建 築設計教育	● 東海支部 会員作品 ● 岐阜・大垣	● I T社会に おけるきず な	● 自然素材を めぐる「もの ・わざ・ひと」	● 成熟社会を ささえる まちづくり	● 現代の日本 の空間・文 化を探る	● 環境—まちづ くり・すまい づくりへの 展開—	● 建築の力 都市の力	● 緊張 ● 都市基盤整 備公団関西 支社	● 私の空間作 法—会員作 品—	● 第48回 青年技術者 ● NHK大阪放送 会館・大阪歴史 博物館*
2002 vol.83	● 国土交通省 近畿地方整 備局管轄部*	● 再生・リサ イクル	● 東海支部 会員作品 ● 愛知・名古屋	● 生活環境の 安全・安心 —パート2—	● 塗装の いろいろ	● 都市再生に 向けた建築基 準法集団規定 のあり方	● いま、インテ リアデザインは ● 演習 リバープレイス	● 建築をささ えるセンサー	● 建築とボラ ンティア	● 時を超えて— サステナブル エンジニアリ ングの現在—	● 私の空間作 法—会員作 品—	● 第49回 青年技術者 ● 大阪市中央 公会堂
2003 vol.84	● 東海建築事務 所創立70周年	● 九州の地域づ くり・まちづ くり	● 東海支部 会員作品2003 ● 豊中、山崎—地 域文化の発展 と新たな建 築づくりの現 状—	● サステナビリ ティ—次世 代に引き継ぐ 都市・建築・ 暮らしのデザ イン—	● 建築と五感	● 都市計画及 び建築基準法 等の改正	● コンバージ ョン—インテ リアから発信 するまちなみ—	● 介護と建築・ 設備	● 建築とノスタ ルジー—建築 の主観的価値 について—	● 力と楽しさ から合う方法	● 私の空間作 法—会員作 品—	● 第50回青年 技術者+青年 技術者顕彰 50年
2004 vol.85	● 大阪府住宅局	● 都市緑化	● 東海支部 会員作品 ● 愛・地球博 *	● 省リスクな 「まち再生」 *	● リニューア ルの技	● 地域住民主体 のまちづく りと支援制度	● Product Design+1	● 銭湯—心地 よさを求めて て—	● 建築家とは 何か	● 巨大地震に そなえて	● 私の空間作 法—会員作 品—	● 第51回 青年技術者
2005 vol.86	● 震災から 10年	● 「健やか」 ● 長崎医療 センター	● 東海支部 会員作品2005 ● 豊中、山崎—地 域文化の発展 と新たな建 築づくりの現 状—	● 建築の経済 化	● 住まいの方 の変化	● 人工栽培	● 次世代に伝 える「木」の 建築 ● 「建築と社会」 1000号記念	● 改正建築基 準法と景観 緑三法	● 火災から 守る	● 構造の過去 から未来へ *	● 私の空間作 法—会員作 品—	● 第52回 青年技術者
2006 vol.87	● 都市環境デ ザインと参 加のまちづ くり	● 「地方空港 の時代」—ま ちと共存する 空港づくり—	● 東海支部 会員作品2006 ● 十東海支部 特集3部作*	● 都市再生の 本質—光と 影のはざま で—	● 変容する家 族形態とあ たらしいライ フスタイル	● 身近な省エ ネギー—エネ ルギーをたわ み、有効利用 する—	● 設計図が伝 えるもの	● 建築物の安 全・安心 *	● 第53回 青年技術者	● 「セキュリ ティ」	● もしも… —構造が未 来へつなぐ 夢—	● 私の空間作 法—会員作 品—
2007 vol.88	● 光り輝く 京都の景観 まちづくり	● 学校新時代	● 東海支部 会員作品2007 ● 十東海支部 特集3部作	● 創立90周年 記念—この 10年、これ からの10年	● あそび考	● こだわりの 創る住まい のカたち	● 住まいの設 備と空間の 移り変わり	● 建築系雑誌 が伝えるも の	● 建築基準法 等大改正	● 第54回 青年技術者	● ガラスを 考える	● 楽しい構造 の世界
2008 vol.89	● 私の空間作 法—会員作 品—	● PFI事業、 その後	● 東海支部 会員作品2008 ● 十東海支部 特集3部作	● まちづくり 2011年宣言	● 新ホテル物 語	● 設備に役立 つ地震対策	● 中国地方を訪ね 歩いて見えるもの ● 小林聖心女 子学院	● 建築と景観	● 第55回 青年技術者	● 木造住宅を 巡って	● 建築にお いてROBOTが 活躍する日は 来るのか？	● 自然と戦う 構造

*は欠号

宮城 俊作

—MIYAGI SHUNSAKU—



学歴

1983年 京都大学大学院農学研究科博士前期課程修了
1986年 ハーバード大学デザイン学部大学院修了

経歴

1991年 設計組織PLACEMEDIA設立
千葉大学緑地環境学科助教授を経て、2001年より奈良女子大学生活環境学部住環境学科教授

受賞歴

1994年 『歴史的市街地における「にわ」を媒体とした空間構成単位の研究』で、日本造園学会賞（研究論文）
1996年 植村直己冒険館のランドスケープデザインで日本建築学会作品賞
2002年 平等院宝物館（2002年度日本建築学会作品選奨・BCS賞・グッドデザイン賞）

“スタイルレス”というスタイル

「阿字池の波の立ち方が昔から変わった」。阿字池とは平等院鳳凰堂の前に広がる池である。現在州浜となっている池岸は、子どものころは石組だったために当時の記憶とは違う波模様を感じているという。平等院の家に生まれ、幼い頃から浄土庭園を遊び場にしてきた“特殊”な生い立ちを背景に語る言葉からは、感性の非凡さと奥深さが漂う。その鳳凰堂に隣接する平等院鳳翔館は施主とランドスケープアーキテクト両方の立場で取り組んだ作品である。動線計画や断面計画、展示手法、ディテール等、建築にまつわる説明は尽きないが、ランドスケープに関しては多くを語らない。しかしそれは敷地内にあって新旧の結界をつくることなく馴染み、それでいて清新な風景が展開しており実に気持ちよい。

「ランドスケープデザインは“状況”がないと出来ない仕事。コンディショナルなアートだ」と語る。植村直己冒険館で栗生明氏とコラボレートして以来数々の建築家と仕事をしてきたが、互いにぶつかることはないという。「建築とまち、建築と自然環境との関係をとりのつのがランドスケープの役割。建築家からの意見の数々も“状況”であり、それらを受け入れうまくとりもつことが自身の仕事」と語る。自己のスタイルや主張するかたちについて持論を期待するも「建築でいうところの作品性や作風というようなものは求めている」とあっさり。では“とりもつ”作業が行き詰まることはないのかと尋ねると「そのようなことはない。建築、環境、それぞれの有り様と違うプレゼンスを出そうとするから行き詰まるのではないか」とあくまで自然体のスタンスを貫く。

「小さい頃からものづくりをしたいと思っていたが、建築家になりたいとは全く思わなかった」。今でもそのようで、構造的にものをつくることに関心がないという。元々植物や庭に興味があったという氏は、京都大学大学院を修了後ランドスケープの先進教育を求めてアメリカへ渡る。やがて日本ではバブル時代、各地でリゾート開発が繰り広げられランドスケープデザインに海外のデザイナーが押し寄せた。そこに待ったをかけるべく“日本のランドスケープアーキテクト”確立を目指し日本へ戻る。

1990年代半ば、事務所を立ち上げて初めての仕事が舞い込む。11ヘクタールもの多摩ニュータウンの仕事である。「環境には時間、人、気の流れみたいなものがある。ランドスケープを考えると、それらの流れを読み、その流れを少しだけ変えてやるような仕掛けを組み込む。しかしその後の変化はあくまで想定範囲内に収まるようにしなければならない」それは四季で変化する植物を扱う庭づくりにも通じる。一方、平等院の西側に隣接する氏のアトリエは、和の風情あるこじんまりとした前庭が清々しい。「ランドスケープをやるにはスケール感や密度感が重要。生まれ育った環境の影響が非常に大きい」という。さらに「見たことのないものはつくれない。様々な体験のなかで網膜に焼き付いたもの、そこから生まれる感性やイメージは大切にすべき」と飾らない。話題性を求めず自己主張を取り払ったものづくりの姿勢は“スタイルレス”なるスタイルともいうべきか、ものづくりの本質を見極めた目の覚める語りであった。「このアトリエから夜の平等院を眺めると、月の光にのみ照らされる鳳凰堂の薨が実に美しいんです」研ぎ澄まされた感性が見え隠れする。

写真撮影 河合止揚
聞き手 根木和人(東畑建築事務所)

BEGA — その高度な光と品質

エクステリア照明に要求される光の質、
 厳しい環境条件に耐える品質、
 そして建築のクオリティに対応する
 デザインと仕上の美しさの徹底的な追求。
 ドイツが生んだ BEGA の
 明快なコンセプトと製造ポリシーは
 建築設計、照明計画に携わる方々の
 高い信頼を得て、
 多くの名建築や、パブリックスペースの
 理想的な照明計画を実現します。

yamagiwa

ヤマギワ株式会社
 〒101-0021 東京都千代田区外神田1-5-10
 Telephone: 03-3253-5111
 www.yamagiwa.co.jp
 近畿営業部
 〒542-0081 大阪市中央区南船場 2-9-8
 シマノ・住友生命ビル 3 階
 Telephone: 06-6258-6721



「平等院ミュージアム鳳翔館」 設計：榎栗生総合計画事務所

民間建築物における アスベスト対策

黒川寛浩

大阪市計画調整局建築指導部監察担当 担当係長

平成17年に石綿を取り扱う工場従事者及び工場周辺住民のアスベスト健康被害が公となり、アスベストが大きな社会問題となっはや4年が経過したが、建築物の所有者・管理者が自身の建築物に対してどのような責任を果たさなければならないのか、まだまだ認識が低いように思われる。

そこで大阪市では、アスベストによる健康被害拡大防止の観点からも、早期にアスベスト対策が必要であることを、建築物の所有者・管理者に理解してもらうために、普及啓発に努めてきた。また、既存建築物のアスベスト含有調査や対策工事を実施する際に費用の一部を補助する『大阪市民間建築物吹付けアスベスト除去等補助制度』を平成18年度より実施してきた。

民間建築物におけるアスベスト対策の経緯や大阪市における補助事業の内容については、平成19年10月号の本コーナーで述べたところであるが、その後の経過と補助制度の改正点、今後の課題などについて以下に述べる。

その後の経過

「大阪市アスベスト対策基本方針（平成17年12月）」を受けて、本市の補助制度はアスベストによる健康被害に対する市民の不安を解消するため、平成18年6月より3年間の時限制度として実施してきた。

そもそもこの制度は、大阪市内にある補助要件を満たす建築物において、アスベストを含むおそれのある吹付け材が露出している場合にはその含有調査を、また、アスベストを含む吹付け材が露出している場合にはその対策工事（除去・囲い込み・封じ込め）を、建築物の所有者・管理者が実施するにあたり、上限金額を設けているものの、含有調査および対策工事にかかる費用の1/3を補助するものであり、これにより建築物の所有者・管理者の負担を軽減するものであった。

しかしながら、補助事業をすすめていく中で、含有調査および対策工事を実施するためには、分譲共同住宅などでは住民の合意形成に時間がかかること、自己の所有する建築物にアスベストが存在するということを公表したくないこと、など建物所有者における課題も見えてきた。大阪市としては、対策が実施されていない露出した吹付けアスベストの存在する建築物がいまだに残っている状況を踏まえ、平成21年度よりさらに3年間アスベスト対策への補助期間を延長し、また、補助内容を拡充することとした。

補助制度の主な改正点

主な変更や拡充の内容は、以下のとおりである。

①分析調査の補助率は補助対象費用の1/3（上限金額：戸建住宅3万円、分譲共同住宅・一般建築物10万円）としていたが、全額補助（上限金額25万円）とした。さらに、1試料あたりの上限金額を10万円と設定することにより、適正な市場価格に応じた補助を行うこととした。

②戸建住宅に対する分析調査・対策工事の補助対象を「自ら居住するもの」に限っていたが、すべての戸建住宅（賃貸住宅を含む）に拡充した。

③電気室・機械室等では、不特定の者が室内で作業を行う可能性があることから共用部と位置づけて、今までより補助対象としてきたが、点検を伴わないものについては、閉鎖された状態にあることから、アスベスト飛散

のおそれが少ないので、補助対象外とした。

今後の課題

過去の補助実績から、対策工事における対処方法を見たところ、囲い込みや封じ込めと比べて、圧倒的にアスベストの除去が多く、これから見ても既存建築物にアスベストが存在することに対する、建築物の所有者・管理者の不安が大きいことがうかがえる。

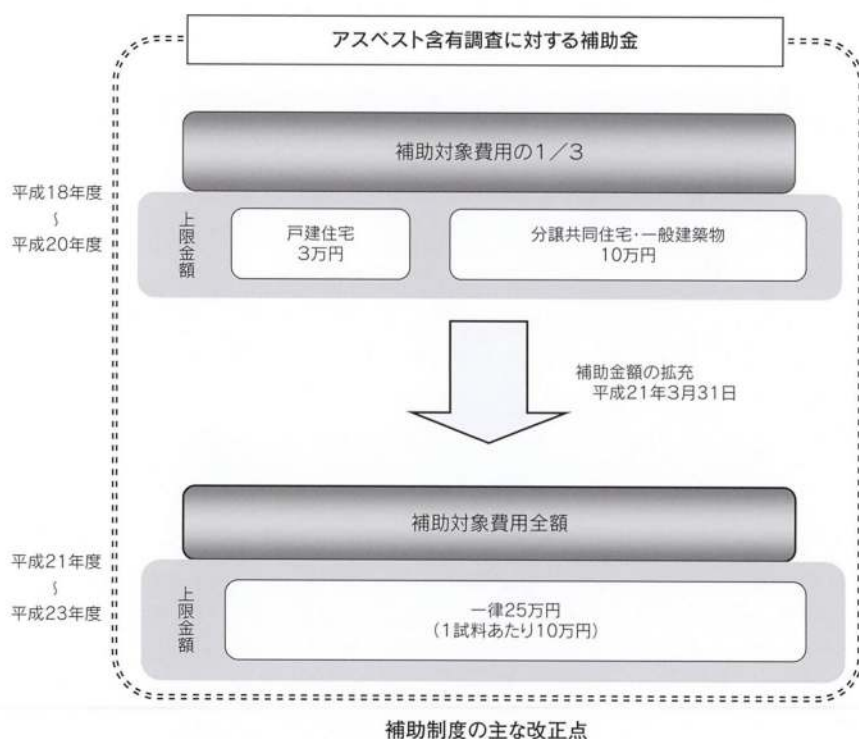
しかしながら、補助申請を行うことにより、自己の所有する建築物の内容を知られたくないことなどから、対策がなかなか進んでいないのが実情である。

本市においては、今後も様々な手法による普及活動につとめ、啓発を図っていくことが必要と考えている。

終わりに

本市補助制度を利用するにあたっては、事前協議を行ったうえで申請を行い、その後、含有調査や対策工事を実施することとしている。今年度の申し込み期限は11月末までとなっているので、大阪市内にある補助要件を満たす建築物の所有者・管理者の方には重ねて申し上げるが、建築基準法第8条にもあるとおり、「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない」ことを十分に再認識して、早期のアスベスト対策を実施していただくようお願いしたい。

（くろかわ ともひろ）



超軽量空調ダクト
—ダンボールダクト—

杉 鉄也

(株)竹中工務店東京本店設計部設備課長

ダンボールダクトは、リサイクルしたダンボールとアルミシートにより不燃加工し、空調・換気用ダクトとして再生させたエコマテリアル製品である(図1)。

ダンボールは、軽い、加工しやすいなどのメリットがあるが、湿気に弱い、燃えやすいなどの欠点があった。アルミニウムシートでラミネート加工することでダンボールの欠点を解決し、多方面での利用が可能となった。

適度な断熱性能を持ち、結露を防ぐことができるため、一般的な空調ダクトとして利用できる。また、廃棄の際はアルミシートと紙を分離しておのおの再利用ができ、環境負荷低減にも寄与できる。

不燃ダンボールボード

不燃ダンボールボードは、図2に示すように厚さ5mmのダンボールを2層に重ね、両面にアルミニウムシート50 μ mと水酸化アルミニウム混抄紙をラミネートした製品である。

基本性能は、密度は亜鉛鉄板の7,860kg/m³と比較して1/50程度、熱性能はグラスウールとほぼ同等である。不燃性能は、JIS A 1321の試験に合格し、国土交通大臣の不燃認定を受けている。

組み立て・接続

ダンボール強度を保つため、曲げ方向は波目と垂直方向とする。不燃ダンボールボードは約1mの周長のダクトとなる。サイズを大きくするには2枚のボードを組み合わせてL型に製作する。気密性能を確保するために、タッカーと称するダンボール用の留め具を100~150mmピッチで重なり部分に固定する(図3)。

短管を接続する際は金属製のサヤ管を利用する。短管と短管はサヤ管部分で密封させるように、アルミテープで数巻きして固定する。

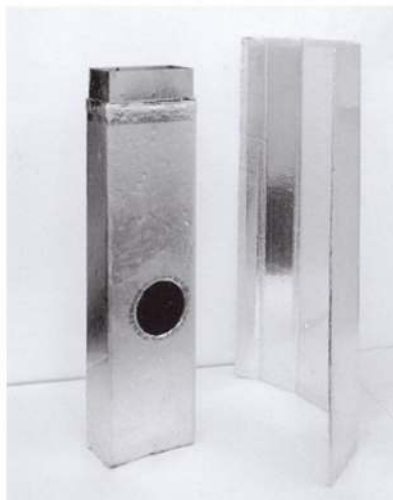


図1 ダンボールダクトの外形

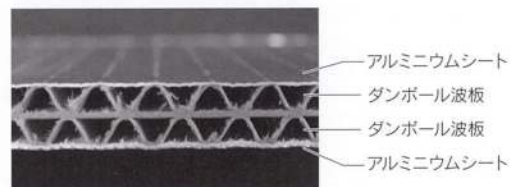


図2 不燃ダンボールボード

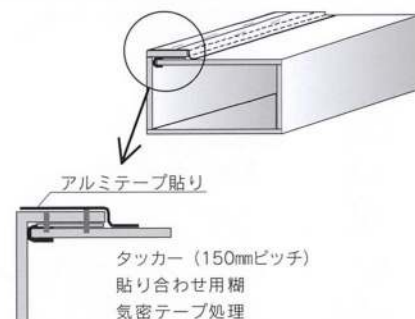


図3 ダンボールダクトの製作

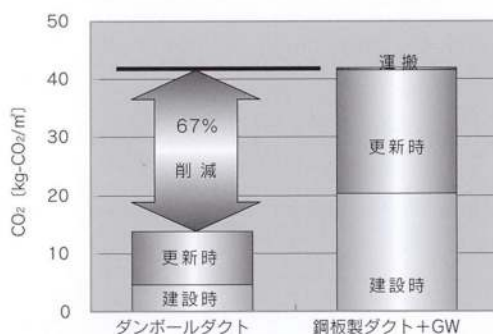
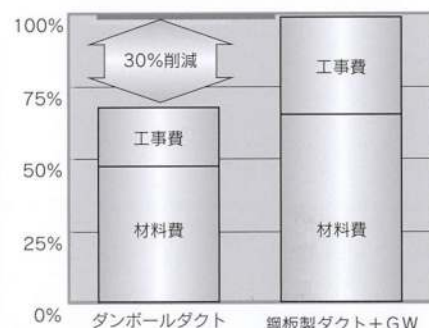
図4 製造・建設・更新時の30年ライフサイクルCO₂排出量

図5 建設コストの比較

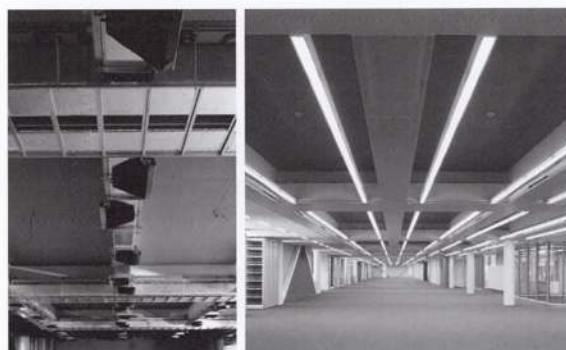


図6 採用例—竹中工務店東京本店—



図7 採用例—都内某テレビ局—

環境評価

ダンボールダクトと鋼板製ダクト+グラスウール保温材の製造、建設、更新時の30年ライフサイクルCO₂排出量を計算した結果、ダンボールダクトは従来の鋼板製ダクトに比べて33%程度である(図4)。

建設コストは、使用する場所や建物の条件により異なるが、鋼板製ダクト+グラスウール保温材の約30%が削減可能である(図5)。耐久性の点では、寿命の差はほとんどなく、傷さえつかなければ内外表面のアルミニウムで保護されており、アルミテープの耐久性も30年以上であることを確認している。

実績

本製品は2003年3月に製品化し、当社東京本店社屋新築工事に採用した(図6)。その後も実績を重ね、2008年7月には洞爺湖サミットの報道拠点となった国際メディアセンターにおいて主要空調ダクトとして採用され、建物の解体時にはダンボールダクトも紙とアルミにそれぞれリサイクルされた。

2009年3月時点での採用事例として18件の実績があり(図7)、CO₂削減量は330t-CO₂となる。これは、約1.78haの育成林が30年かけて吸収する量に相当する。

(すぎ てつや)

Information

▶「住生活月間」の実施

国民に住宅、住環境、住まい方等について考える機会を広く提供し、国民の住意識の向上を図り、豊かな住生活の実現のため下記の機関を「住生活月間」とする。

期間2009年10月1日(木)～10月31日(金)
詳細は、国土交通省住宅局住宅政策課(TEL.03-5253-8111(代))まで。

▶建設リサイクル法府内一斉パトロールの実施

大阪府では、建設リサイクル法の周知徹底を図るため、下記のとおり実施する。

■実施日 2009年10月26日(月)

■実施期間 大阪府及び府内17市

(大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市)

■重点的にパトロールを行う事項

- ①適正な分別解体等が実施されているか。
- ②特定建設資材廃棄物について適正に再資源化等が行われているか。
- ③解体工事が建設業許可または解体工事業登録業者によって行われているか。
- ④解体工事等の届出が事前に提出されているか。

■問合せ先：大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課建築環境・設備グループ(担当/東・荒池) TEL.06-6941-0351(内線4320)

▶違反建築防止週間

大阪府では違反建築防止週間内(2009年10月11日～10月17日)に府内一斉パトロールを行う。

問合せ 大阪府内建築行政連絡協議会監察部会事務局(大阪府住宅まちづくり部建築指導室建築安全課担当：堂園、岩田) TEL.06-6941-0351(内線4328)

詳細はホームページで。

http://pref.osaka.jp/s_kenshikushido

▶非住宅建築物(民生業務部門)のエネルギー消費実態に関するシンポジウムを開催

日時：2009年11月5日(木)

13:30～16:30

会場：独立行政法人住宅金融支援機構

すまい・るホール

(東京都文京区後楽1-4-10)

募集人数：150名

参加費：5,000円(消費税込み)

・基調講演/

「低炭素社会実現に向けた建築の役割」：村上 周三(非住宅建築物の環境関連データベース検討委員会委員長他)

「非住宅環境関連データベースへの期待」：宮本和宏(国土交通省住宅局建築指導課課長補佐)他6名

詳細はホームページで。

<http://www.ibec.or.jp>

▶平成21年度土地月間記念講演会「関西再生プロジェクトの実際」

(社)大阪府不動産鑑定士協会(TEL.06-6203-2100)ほか2団体の主催で、10月の土地月間に開催される記念講演会の概要は、下記のとおり。

日時 2009年10月22日(木)

13:00～15:00

会場 ホテル阪急インターナショナル

6階・瑞鳥

大阪市北区茶屋町19-19

講演 ●報告

今後の関西の地価を読む／百合口賢次・(社)日本不動産鑑定協会理事

●講演

関西再生プロジェクトの実際～次世代型まちづくりの現場からの展望～／高田昇・都市計画家、(株)COM計画研究所代表

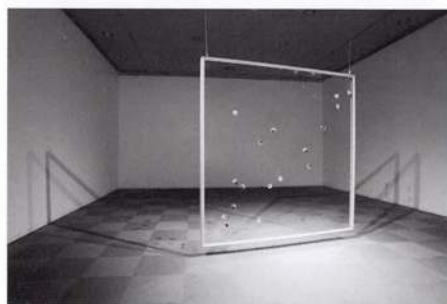
定員 200名

申込み 不要・入場無料

▶藤本由紀夫 SHADOW—exhibition obscura—

サウンドアーティスト・藤本由紀夫氏の作品に、兵庫県立美術館の所蔵品を加え、展示室全体を「体験する展覧会」として企画構成した。この展覧会は、企画者・兵庫県立美術館と案内役の藤本由紀夫氏のコラボレーションによって開催される。

藤本由紀夫氏は1950年名古屋に生まれ、大阪



《18×18》2002年 西宮市大谷記念美術館蔵
木、アクリル、オルゴールユニット、209×209×7.5cm

芸術大学音楽学科を卒業。2006年まで10年間、西宮市大谷記念美術館で年1日の展覧会「美術館の遠足」を開催してきたことは記憶に新しい。現在、神戸にアトリエを構える。

会 期 2009年7月25日～11月29日(日)
10:00～18:00 (特別展開催中の金・土は20:00まで)
月曜休館、ただし9/21は開館・9/24と11/24は休館
神戸ビエンナーレ会期中の10/3～11/23は無休

会 場 兵庫県立美術館常設展示室
神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1
観覧料 500円、大高生400円、中小生250円
常設展示の招待券は日本建築協会(TEL 06-6946-6981)へ。

▶特別展 第62回式年遷宮記念 伊勢神宮と神々の美術

伊勢神宮では20年に一度、神殿から神宝まで新しく造りかえ、御神体を新宮に遷す「式年遷宮」が1,300年間にわたり継承され、平成25年(2013)に第62回を迎える。それを記念して、伊勢神宮の神宝、「古事記」(国宝)などの古文書等を展示する。

会 期 2009年9月19日(土)～11月9日(月)
9:30～17:00 火曜日休館
ただし、11/3開館、11/14休館
会 場 大阪歴史博物館6階特別展示室
大阪市中央区大手前4-1-32
TEL.06-6946-5728

入館料 800円、大高生540円
招待券は日本建築協会(06-6946-6981)へ。

■出展作品:伊勢参詣曼荼羅、(国宝)橘蒔絵手箱及び内用品、(国宝)金銅高機、(重要文化財)男神座像等。



【国宝】橘蒔絵手箱
明徳元年(1390) 和歌山・熊野速玉大社蔵

▶特集展示 大坂の伊勢信仰とおかげまいり

江戸時代の庶民が突発的に集団で伊勢神宮に参詣する「おかげまいり」に関する資料を多数所蔵している本館は、大阪の伊勢信仰と「おかげまいり」の実態を中心に大阪の歴史と文化を彩った伊勢信仰について紹介する。

会 期 2009年9月2日(水)～11月9日(月)
9:30～17:00 火曜日休館
ただし、11/3開館、11/14休館

会 場 大阪歴史博物館8階特集展示室
大阪市中央区大手前4-1-32
TEL.06-6946-5728 (代表)
入館料 600円、大高生400円
展示品:神明宮(長谷川貞信画)、おかげまいり菅笠、天降剣先祓、豊饒御蔭参之図等
招待券は日本建築協会(06-6946-6981)へ。

▶道教の美術 TAOISM ART 道!老子からはじまる終わりなき旅…

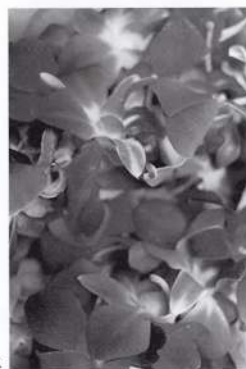
道教とは老子を祖と崇め、道を説き不老長寿を究極の理想とする中国でうまれた宗教である。古代の思想・信仰・神話、そして仏教をも取り込みながら発展を続けてきた。道教の美術とは、その思想と同様に多種多彩であり、現在も終わらない展開をみせている。

会 期 2009年9月15日(火)～10月25日(日)
9:30～17:00
9/24、9/28、10/5、10/13、10/19休館
会 場 大阪市立美術館
大阪市天王寺区茶臼山町1-82
入場料 一般1,300円、高大生900円
問合せ 大阪市立美術館(06-6771-4874)
招待券は日本建築協会(06-6946-6981)へ。



仙人像【羽人】
後漢時代・1世紀
大阪市立美術館蔵

▶蜷川実花展 —地上の花、天上の色—



《Noir》より2008年

ファッション、音楽、広告、映画など様々なジャンルで活躍し、今最も注目を集める写真家・蜷川実花の個展を開催する。1996年キャノン写真新世紀優秀賞、2001年木村伊兵衛写真賞を受賞。フィルムにこだわり、色を一切編集しないで生み出される極彩色の作品は、視覚的な華やかさを超え、作家自身の視点を

見る者に鮮烈に印象づける。本展では、「花」「金魚」「旅」などをテーマにした代表作など450点以上の作品を紹介する。

会 期 2009年10月10日(土)～11月29日(日)
10:00～17:00 水曜休館
会 場 西宮市大谷記念美術館
兵庫県西宮市中浜町4-38
入場料 一般800円、高大生600円、小中生400円
問合せ 西宮市大谷記念美術館(池上)
TEL.0798-33-0164
招待券は日本建築協会(06-6946-6981)へ。

▶特別展 「いけばな～歴史を彩る日本の美～」

仏に備える花を源流とし、室町時代に様々な様式が誕生した「いけばな」。江戸時代には各流派が生まれ、庶民にも広がっていった。本展では、後世のいけばなの手本とされた室町時代の花伝書や、立花図を並べた屏風、花を楽しむ女性を描いた浮世絵など重要文化財を含む180点を紹介する。

会 期 10月3日(土)～11月15日(日)
10:00～18:00 月曜日休館
祝日は開館、翌日休館
会 場 京都文化博物館
料 金 一般1,100円、高大生800円、小中生500円
問合せ 京都文化博物館総務課(張田)
TEL.075-22-0888
招待券は日本建築協会(06-6946-6981)へ。



重要文化財
「色絵環瑠文花生」
野々村仁清 江戸期
京都・仁和寺蔵

▶松柏美術館開館15周年特別展 「上村松園・松篁・淳之展」 ～三度の壁を乗り越えて～

松柏美術館は平成6年春の開館以来、上村松園・松篁・淳之、親子三代にわたる作品を収蔵、展示し、この度開館15周年の節目を向かえ、16年目の新たなスターをと切ることとなった。本展では開館15周年を記念して特別展を開催する。「画家には乗り越えなければならない三つの壁がある」という上村淳之の言葉をキーワードに、三人各人が苦労の後によりやくたどり着いた作品約40点に焦点を当て、改めて上村三代百年の画業を紹介する。

日 時 2009年10月16日(金)～11月29日(日)
 10:00～17:00 11/9 (月) 休館
 ギャラリートーク10月18日(日)
 14:00より
 会 場 松伯美術館 TEL.0742-41-6666
 奈良市登美ヶ丘2-1-4
 料 金 大人1,000円、小中生500円
 招待券は日本建築協会 (06-6946-6981) へ。

▶狭山池復活 慶長の改修にみる 先端技術

「慶長の改修」は、大地震などの災害によって荒廃し、廃池同然であった狭山池を甦らせる大事業であった。本展では現代の狭山池の礎を築いた慶長の改修にスポットを当てる。

会 期 2009年9月26日(土)～11月29日(日)
 月曜休館(月曜が祝日の場合は翌日)
 会 場 大阪府立狭山池博物館
 大阪狭山市池尻中2丁目
 料 金 無料
 問合せ TEL.072-367-8891

▶クリムト、シーレ ウィーン世紀末展

19世紀末、アカデミズムに決別を告げた「ウィーン分離派」を中心に独創的な表現がウィーンに彩りと活気をもたらした。なかでも、金色に輝く画面に妖しく魅惑的な女性の美を描きだしたグスタフ・クリムト、人間の内面をえぐりだしたエゴン・シーレは、この時代を代表する画家である。本展では、ウィーン・ミュージアム(旧ウィーン市立歴史博物館)のコレクションの中から、上記の2人をはじめ、ハンス・マカルト、カール・モル、コロ・モーザー、マックス・オッペンハイマー、オスカー・ココシュカらの選りすぐりの作品約120点を公開する。

会 期 2009年10月24日(土)～12月23日(水)
 10:30～19:30
 会 場 サントリーミュージアム〔天保山〕

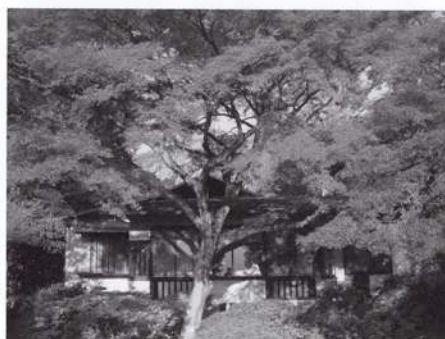


グスタフ・クリムト《パラス・アテナ》1898年

大阪市港区海岸通1-5-10
 入場料 大人1300円、高大生1,000円
 小中生600円
 問合せ サントリーミュージアム広報部
 06-6577-0006
 招待券は日本建築協会 (06-6946-6981) へ。

▶「聴竹居」と藤井厚二展 —日本の気候風土に根ざした 住宅の追求—

ギャラリーエークウッドでは、「木造モダンイズム」を取り上げた企画を開催している。今回は「聴竹居」を中心に幾つかの住宅作品を通じ「その国を代表する建築は住宅である」と言う名言を残した藤井厚二の住宅への想いを紹介する。



会期 2009年11月11日(水)～12月24日(木)
 10:00～18:00 (日・祝休館)
 会場 ギャラリーA
 東京都江東区新砂1-1-1)

料金 無料

○シンポジウム

日時: 2009年11月27日(金) 18:30～

基調講演: 藤森照信(建築史家、建築家、東京大学教授)

シンポジウム: 藤森照信、小泉和子(生活史研究家、昭和の暮らし博物館館長)、小泉雅生(建築家、首都大学東京大学院准教授)

○見学会

日時: 2009年11月28日(土) 午後
 場所: 聴竹居、野村邸茶室

▶建築ワークショップ「ジャパニーズ・モダンを考える」

旧軽井沢に建つ脇田美術館では様々なアートの形を提唱し、芸術の交流・発信の拠点として活動を続けている。本館ではゲストを招いたシンポジウム等、「建築」を様々な視点や角度から捉えた定期的な勉強会を開催している。

日 時 2009年10月24日(土)
 会 場 脇田美術館

長野県北佐久郡軽井沢町旧道1570-4
 参加費 3,500円(ドリンク付、税込み)
 定 員 150名(先着順)
 問合せ・申込先:
 脇田美術館 (0267-42-2639)
 ○スケジュール

13:00～15:00 ゲスト・トーク(美術館2F)

15:00～17:30 「アトリエ山荘」見学

○ゲスト

松本哲夫(剣持デザイン研究所所長・建築家)

益子義弘(東京藝術大学名誉教授・建築家)

松隈 洋(京都工芸繊維大学教授・建築史家)

▶東京タワーの真下に巨大ラグビーボールが出現

東京タワーの真下に巨大ラグビーワールドカップのプロモーションを兼ねて、ニュージーランド政府観光局は、東京タワーの南側駐車場にジャイアント・ラグビーボール・バビリオンを設置する。

ジャイアント・ラグビーボールはおよそ全長25m・幅7m・高さ13m・収容人数約160人。2基のエアポンプで毎秒8000リットルを送風しており、普通のラグビーボールなら約60万個が入る大きさで、内部は360度の巨大スクリーンとなり、ニュージーランドの映像でバーチャルツアーを楽しめる。入場無料

開催期間 2009年10月29日～11月3日
 10:00～17:30 ただし10/31は
 11:00～14:00、11/3は21:00
 まで。



編集委員会

第5回編集委員会

8月19日(水) 18:00~19:40

出席者 設楽委員長ほか5名

- 議 事 (1) 9月号特集「第56回青年技術者」の報告
(2) 10月号特集「地域の歴史資産を活かしたまちづくり」の報告
(3) 11月号特集「第16回会員作品特集号“私の空間作法”」の報告
(4) 12月号特集「構造家日記～頭の中をのぞいてみたら～」の報告
(5) 1月号特集「日建設計創業110周年」の報告
(6) 各小委員会・分科会の報告
(7) 収支状況報告

第5回法令分科会

8月19日(水) 15:00~16:30

出席者 鷺尾幹事ほか2名

- 議 事 (1) 「法令コーナー」の企画
(2) 10月号「地域の歴史資産を活かしたまちづくり」特集の企画
(3) 情報交換

第5回構造分科会

8月7日(金) 18:00~20:00

出席者 岸本幹事ほか6名

- 議 事 (1) 「構造の頁」の企画
(2) 12月号「構造家日記～頭の中をのぞいてみたら～」特集の企画

第4回設備分科会

8月5日(水) 18:00~20:30

出席者 赤澤幹事ほか6名

- 議 事 (1) 「設備の頁」の企画と設備特集
(2) 見学会の企画
(3) 新企画の提案

第5回作品作風小委員会

8月27日(木) 19:00~20:00

出席者 居内副委員長ほか9名

- 議 事 (1) 作品の選定
(2) 作品の掲載状況並びに掲載予定の報告
(3) 「gallery」掲載報告・予定
(4) 前回の編集委員会の報告
(5) その他

第5回広告企画小委員会

8月19日(水) 17:00~18:00

出席者 設楽委員長ほか4名

- 議 事 (1) 9月号特集「第56回青年技術者」の関連広告の検討

- (2) 10月号特集「地域の歴史資産を活かしたまちづくり」特集関連広告検討
(3) 11月号「第16回会員作品特集“私の空間作法”」特集関連広告検討
(4) 広告掲載状況の報告
(5) 広告企画小委員会担当2月号特集の企画検討
(6) 収支状況報告

第5回10年委員会

8月4日(火) 18:30~20:00

出席者 設楽委員長ほか4名

- 議 事 (1) 第3回学生のための現場見学会
(2) 第2回大阪「かくれたええところ」再発見コンクール

見学会

「中之島ダイビル見学会」開催

8月5日(水) 14:00~16:30

講 師 川島 克也氏 (株)日建設計
対中 秀樹氏 ダイビル(株)

参加者 48名

出席者 瀬戸川委員長ほか3名



「ダイキン工業(株) 堺製作所 金岡工場見学会」(「次世代空調デシカ」見学) 開催

8月26日(水) 13:00~16:00

参加者 16名

出席者 赤澤委員ほか3名



水配管レス調湿外気処理機「DESICA」を見る

入会者 (敬称略)

【個人正会員】

石山 直希 (株)竹中工務店
熊野 豪人 (株)竹中工務店

見学会を終えて

■「中之島ダイビル」

今年3月に竣工した中之島ダイビルの見学会は、情報見学小委員会の企画のもとに約50名の参加者を得て開催することができました。ビルは京阪中之島線渡辺橋駅の西側、堂島川の南側に立地し、利便性と環境に恵まれた位置にあります。

ビルの玄関には近代建築の面影があり、エントランス部分は吹き抜けで、天井が13メートルと高く開放感があり、ゆったりした感じがしました。事務所階では柱を窓の外側に配置することにより、有効スペースが広くなるとともにフロアの見通しが極めてよく机や機器の配置がしやすく工夫されていました。また、各部屋に外気の導入が可能であるとか、すぐれた制震構造、セキュリティシステム、ヘリポートがあるなどのきわめて利便性にすぐれたビルであることが理解できました。

今後、商業施設がすべて入れば、中之島近辺の名スポットとなることと思います。

設計者の(株)日建設計の川島克也氏と、丁寧なおもてなしをいただいたダイビル(株)の対中秀樹氏をはじめとする関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

■「次世代空調デシカ」

ダイキン工業堺製作所は堺市金岡にあります。工場の入り口がどこかわかりませんでした。工場の広さは117,000㎡ということで、なるほどと思いました。

同工場においては環境に配慮したエコ空調機デシカを製作していますが、その特徴は乾燥剤(ハイブリッドデシカ素子)を用いて空気中の湿気を除去し温度をコントロールするということにあり、水配管が不要で、配管コストの削減ができるということです。工場内のコンビニエンスストアで実用試験中でしたが、今後改良が進めばオフィスなどでの導入が進むものと思われます。

工場の中には整然とした何本もの生産ラインがあり、当日は空調機が完成していく様子を興味深く見ることができました。ここで知り得たのは、空調機というのは銅製の極めて細い管で冷媒(ガス)を利用して温度を下げているということでした。また、この工場においては資源の再利用とごみの減量化を進め、同時にコストを下げることに努力しておられたことが印象的でした。

懇切丁寧な応対をしていただきましたダイキン工業の関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。(事務局/林 新一)

作品作風

中之島公園 協賛広告

(バラ植栽)

京阪園芸株式会社

〒573-0061 大阪府枚方市伊加賀寿町1-5 TEL.072-844-1134 (代) FAX.072-846-4841 <http://www.keihan-engei.com/>

(施設)

株式会社アイディ

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町1-2-7 TEL.06-6634-6601 FAX.06-6634-6603 <http://www.aidy.jp>

(施設)

株式会社大藪製作所

〒630-8402 奈良県奈良市米谷町826 TEL.0742-62-9600 FAX.0742-61-6844

(施設)

株式会社コトブキ タウンスケープカンパニー関西支店

〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-25-7江戸堀ヤタニビル2F TEL.06-6443-8833 FAX.06-6443-7717 <http://www.kotobuki.co.jp/>

(施設)

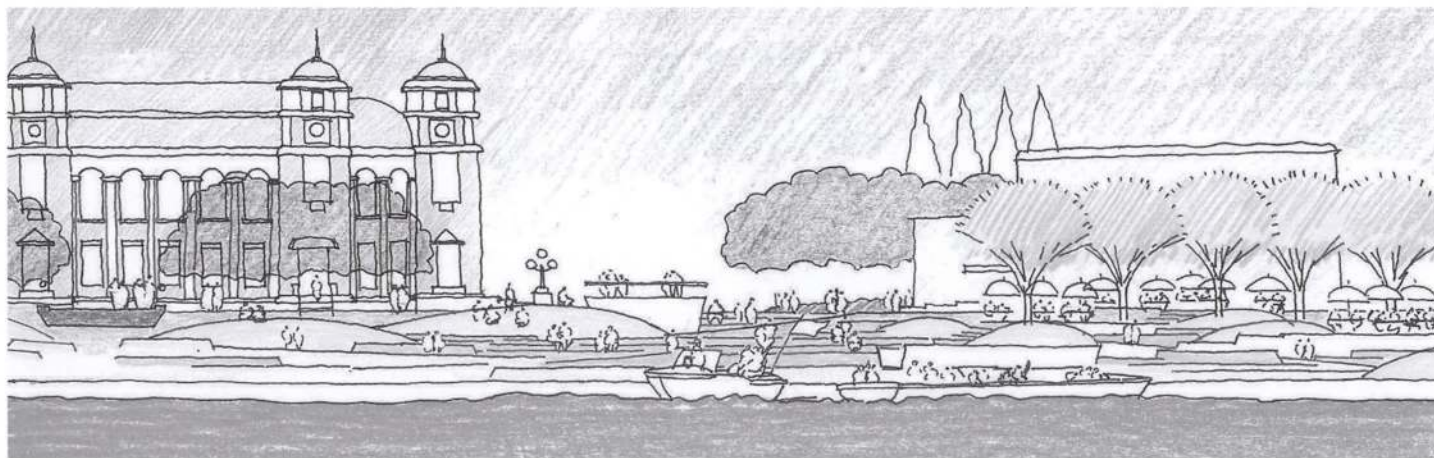
株式会社アボック社 大阪営業所

〒540-0032 大阪市中央区天満橋京町3-5福助ビル901号 TEL.06-6942-8466 FAX.06-6942-8449 <http://www.aboc.co.jp/>

(舗装)

太平洋プレコン工業株式会社

〒530-0003 大阪市北区堂島2-1-16 (フジタ東洋紡ビル) TEL.06-6344-6212 (代) FAX.06-6344-9280 <http://www.t-pc.co.jp/>



(社) 日本建築協会から ご入会のおさそい

建築に関連する各種の活動を行っている日本建築協会に、ご入会になりませんか！

会員は、建築関係の幅広い分野（設計事務所、ゼネコン、官公庁、教育・研究機関、メーカーなど）から個人や団体が参加し、活動しております。21世紀の建築界発展のために、またあなた自身が異業種の方々と交流され、社外ネットワーク形成に役立てていただくことも可能です。

※建築に興味をお持ちの方ならどなたでもご入会いただけます（資格は問いません）。

●会員の特典

- ★ユニークで新鮮な内容を誇る会誌「建築と社会」が毎月配布されます。
- ★話題の建築物、一般では未公開の施設等の見学会や建築関係の著名な講師の講演会・講習会に会員割引で優先的に参加できます。
- ★協会所蔵の貴重な図書・資料の閲覧等ができます。
- ★会誌「建築と社会」に建築作品、研究報告、レポート、ニュース等を投稿できます。
- ★青年技術者の顕彰に応募できます。
- ★協会の各種委員会活動に参画し、様々な情報交換・社外交流の場として利用できます。

●入会申し込み方法

当会ホームページ (<http://www.aaj.or.jp>) の入会申込み画面に記入送信するか、入会申込フォームをプリントアウトし、FAXまたは郵送にて、下記あてお送りください。

〒540-6591
 大阪市中央区大手前1-7-31
 OMMビル7階
 (社)日本建築協会
 Eメールアドレス: soumu@aaj.or.jp
 TEL: 06-6946-6981 FAX: 06-6946-6984

会員の種別と会費

会員の種別			会 費
正 会 員	個人正会員	本部および支部地域	年額 14,400円
		上記以外の地域	年額 12,600円
	団体正会員		年額 25,000円/口
	学生会員		年額 8,400円

日本建築協会80年史
1917-1996

「日本建築協会80年史1917-1996」

増刷頒布中 頒価 3,000円

1999年7月に発刊した「日本建築協会80年史1917-1996」は、各方面から好評をいただいておりますが、このたび、皆様の強いご要望により、増刷・頒布することにいたしました。大正6年3月30日に関西建築協会として誕生した日本建築協会の80年の歴史を、様々な事業や委員会活動を通じて、また、本会設立者の片岡安、武田五一以降現在までの会員たちの社会活動を通して知ることができる記念誌として、A4判・240頁にまとめています。

とくに、協会草創期の大正・昭和初期の片岡安ら協会のメンバーと当時の大阪市長・関 一との交流を物語る一文は、大阪の都市計画史、あるいは関西の建築人物誌ともなっています。本会の歴史を知るだけでなく、建築を通して、それぞれの時代の雰囲気を感じることができる大変貴重な資料となるものです。

購入ご希望のかたは、下記要領でお申し込み下さい。

*

申込先 社団法人 日本建築協会

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31

大阪マーチャント・ビル7階B室

TEL 06-6946-6981 FAX 06-6946-6984

頒 価 1部3,000円(税・送料込み)

※増刷部数には限りがございますので、お早めにお申し込み下さい。

*

「日本建築協会80年史」

A4判・240頁・並製本

●日本建築協会の沿革／委員会活動／「建築と社会」の変遷／大正時代から現在までの本会主催の博覧会・展覧会・講演会／よろず相談住宅展／青年建築家・青年技術者顕彰／工高生デザインコンクール入選者etc.

●日本建築協会創立者と会を支えた38人のプロフィール(片岡 安・設楽貞雄・武田五一・池田 實・波江悌夫・竹腰健造・尾崎久助・東畑謙三・塚本猛次・福田朝生・佐野正一・葛野壯一郎・横濱 勉・松本禹象・宗 兵蔵・園部文雄・日高 胖・野村一郎・古宇田 實・松室重光・松井貴太郎・安井武雄・中澤誠一郎・坂 静雄・今林彦太郎・井上新二・松本儀八・池田宮彦・錢高輝之・中西六郎・大林芳郎・鴻池藤一・伊東五郎・竹中鍊一・鷲尾健三・松村雄吉・横尾義貴・足立 孝)

●座談会「戦中から戦後初期の協会活動」—尾亀清四郎・大林芳郎・小西 岬・佐野正一・横尾義貴・三品哲夫の6氏による終戦前後の協会活動の証言—

■執筆ワーキンググループ

坂本勝比古／安達英俊／石田潤一郎／植松清志／梅宮弘光／桐浴邦夫／酒井一光／橋寺知子／山形政昭／吉田高子／和田康由

■80年史編集委員会

長谷部朗郎／安達英俊／近藤達夫／谷淳之介／十倉 毅／原見昌志／和田康由／吉田悦二



「日本建築協会の遺産と功績」(坂本勝比古)より



「草創期の人々」より片岡安の項



空調・衛生・クリーンルーム設備
(設計・施工)



本社・本店 東京都港区浜松町1-25-7 電話03(3432)5711
大阪支社 大阪市淀川区加島1-58-59 電話06(6302)2270
支店 北海道/東北/北関東/横浜/名古屋/中国/九州

電気・空調・衛生・防災・産業廃水設備
設計 施工



本店・大阪本社 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目9番25号 電話(06)6441-8231
東京本社 〒102-0071 東京都千代田区富士見2丁目15番10号 電話(03)3261-8231
支社 名古屋・福岡
支店 札幌・仙台・新潟・大宮・千葉・横浜・金沢・京都・神戸・天理・岡山・広島・高松・熊本
営業所 帯広・函館・青森・秋田・盛岡・前橋・長野・静岡・豊田・津・富山・福井・徳山・松山・高知・北九州・鹿児島・那覇
出張所 旭川・福島・川崎・松江・徳島・下関・長崎・大分・宮崎
海外支店 シンガポール・ホンコン
技術研究所 〒354-0044 埼玉県入間郡三芳町大字北永井390番地 電話(0492)58-1511



We have hope

■印刷事業 ポスター、カタログ、パンフレット、書籍、年鑑、社史、雑誌、文字、画像データ処理
■メディア事業 SPプランニング・コンサルティング、ITソリューション、web及びメディアコンテンツ企画制作



株式会社NPCコーポレーション

本社 〒530-0043 大阪市北区天満1-9-19
tel: (06) 6351-7271(代) fax: (06) 6352-7479
第二ビル 〒530-0043 大阪市北区天満1-11-8
tel: (06) 6351-0128(代) fax: (06) 6351-0208
東京支社 〒105-0004 東京都港区浜松町1-2-1
一光浜松町ビル7F
tel: (03) 3433-5211(代) fax: (03) 5776-7733
(旧社名ナニワ印刷株式会社、日本データネット株式会社)

地球環境を守り、100年建築に貢献する

NACL のアルミ表面処理

株式会社日本電気化学工業所

http://nacl.jp E-mail:sc@nacl.co.jp

本部営業部 〒560-0036 大阪府豊中市池田西町2丁目7番26号 NACLビル2階
TEL (06)6843-1235(代) FAX (06)6853-1632
東京事務所 〒111-0051 東京都台東区蔵前2丁目7-2 東京NACLビル
TEL (03)3862-0978(代) FAX (03)3862-7098

デンカCSAファミリー製品

●デンカCSA (膨張性混和材)

●デンカラスコン (グラウト用無収縮材)

●デンカキューテックス (止水・補修用急硬セメント)

●デンカES (土質安定用急硬材)

●デンカΣ1000 (製品用超高度混和材)

コンクリートのひびわれ防止に

鉄骨ベース、逆打部の充填モルタルに

コンクリート躯体の漏水補修に

地盤補強用薬注入

コンクリートパイルの早期出荷と
ハイモメント製造用に

電気化学工業株式会社

近畿地区販売店

浜宗産業株式会社

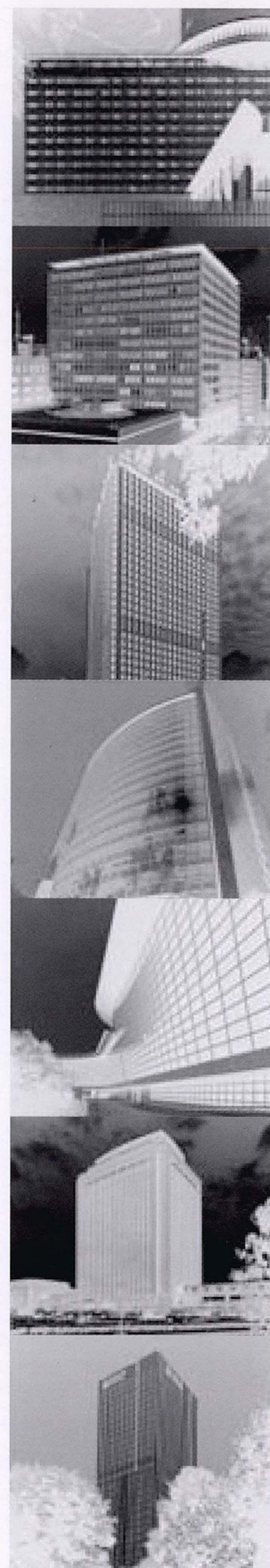
TEL 本社・京都・京丹後 (0772) 72-2220
舞鶴 (0773) 76-0133

金森藤平商事株式会社

TEL 大阪 (06) 6332-6861
TEL 東京 (03) 3272-8501

小浦産業株式会社

TEL 大阪 (06) 6443-6181



刻まれる歴史、受け継がれる都市の記憶。

アルミニウム、コンクリート、ガラス、石、タイル…。さまざまな素材の競演が生み出す多彩な表情と色彩のコントラストがビルの外壁を彩り、都市の空間を豊かに演出します。不二サッシは、1958年に国内で初めてアルミサッシの製造販売を開始し、一貫生産によるサッシ、カーテンウォールのパイオニアとして国内外の数々のビッグプロジェクトに参加してまいりました。特にわが国初の超高層ビルとして名高い「ホテルニューオータニ」から始まるカーテンウォールの技術は、現在の最新鋭のビルにも活かされています。歴史を刻み都市の記憶を受け継ぐさまざまなビルの表情を生み出すために、不二サッシは常に新しい挑戦を続けています。



不二サッシ株式会社

<http://www.fujisash.co.jp/>

東京支店 〒141-0032 東京都品川区大崎5-6-2 (都五反田ビル) TEL.03-5745-1252

大阪支店 〒541-0047 大阪市中央区淡路町3-5-13 (創建御堂筋ビル4F)

窓から夢をひろげていきます
不二サッシ